

親の学校参加に関する国際比較研究

—学校と親のパートナーシップ関係形成を中心として—

(課題番号11410083)

平成11・12・13年度科学研究費補助金 基盤研究(B)(2)

中間報告書

研究代表者 一見(鎧屋)真理子

国立教育政策研究所国際研究・協力部
総括研究官

は し が き

本報告書は、平成 11～13 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (2)「親の学校参加に関する国際比較研究 ―学校と親のパートナーシップ関係形成を中心として」の中間報告書である。

いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊などの病理現象をきたし、社会変化に十分に対応しきれていない学校教育について中央教育審議会が、家庭における子どもの初期教育をサポートする施策の必要性を提言（『新しい時代を拓く心を育てるために』平成 10 年 6 月）し、より一層地域に開かれた学校づくりのために学校評議会を設け、評議員の中に保護者を含むこと（『今後の地方教育行政の在り方について』平成 10 年 10 月）を答申したことは周知のとおりである。これらの政策提言を受け文部省は、学校を地域社会にひらく施策の一環として、平成 12 年 4 月から学校ごとの裁量で学校評議員を導入することとした。国内各地での試みは緒についたばかりである。

本共同研究は、「親の学校参加」に関する諸外国における理論、政策、実践レベルでの参考となる事例を収集・比較することを通じて、わが国の現状によりふさわしい親の学校参加方式のモデルを検討することを目的としている。

本報告書では、研究の第 1 年次と 2 年次における海外現地調査で得た情報を各分担者の責任において記録したものである。ここには、①各国の「親の学校参加」の現状の紹介と、今後役立つと思われる、②主要資料の翻訳とその解説、③文献・ウェブサイト一覧などを可能な範囲で収録してある。なお、当初計画の中には予定されていなかった国内の動向についても第 2 年次には訪問調査を行い、その記録も末尾にあわせて収録した。

以上のように、現段階では、横断的比較を試みたり、我が国の「親の学校参加」をみる際の有効なモデルを描くまでにはいたっていないが、最終年度には当初の目標に近づくべく、ひきつづき検討を行う予定である。本中間報告書について皆様からのご叱責をいただければ幸いである。

最後に、私どもの調査研究にあたり、快くインタビューに応じてくださった学校、教育委員会、親団体等の各位、有益なアドバイスや多くのご協力をいただいた方々に心から感謝申し上げたい。

平成 13 年 3 月

研究代表者

一見（鏡屋）真理子

研究の概要

【研究課題】

平成 11～13 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (2)

「親の学校参加に関する国際比較研究

—学校と親のパートナーシップ関係形成を中心として—

【研究組織】

研究代表者	一見(燈屋)真理子	国立教育政策研究所国際研究・協力部総括研究官
研究分担者	佐々木 毅	国立教育政策研究所国際研究・協力部総括研究官
	斉藤 泰雄	国立教育政策研究所国際研究・協力部総括研究官
	坂野 慎二	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官
	鬼頭 尚子	国立教育政策研究所生徒指導研究センター研究員
	杉本 均	京都大学大学院教育学研究科助教授
	中島 千恵	龍谷大学文学部専任講師
	神鳥 直子	日本学術振興会特別研究員
研究協力者	澤野由紀子	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
	山田 達雄	中村学園大学家政学部教授
	佐藤 由美	青山学院大学非常勤講師

【調査日程】

平成 11 年度

平成 12 年 1 月	韓国現地調査
平成 12 年 2 月～3 月	ドイツ現地調査
平成 12 年 3 月	オーストラリア現地調査
平成 12 年 3 月	アメリカ現地調査

平成 12 年度

平成 12 年 8 月	マレーシア現地調査
平成 12 年 9 月	メキシコ現地調査
平成 12 年 11 月	中国現地調査
平成 13 年 1 月	日本国内調査

目 次

はしがき	i
研究の概要	ii

アメリカ

教育の質の向上を目指して—アメリカの学校調査から	山田達雄・中島千恵	2
はじめ		2
Ⅰ．連邦政府の政策		2
Ⅱ．ナショナルP T Aの方針と活動		3
Ⅲ．ハワイ州における事例		12
Ⅳ．ミネソタ州における実践		20
おわりに		20
調査訪問先と日程	20	
文献リスト	22	

ドイツ

ドイツにおける親の学校参加	坂野慎二	25
はじめに		25
Ⅰ．ドイツ訪問記		25
Ⅱ．主要資料の翻訳		34
Ⅲ．参考文献リスト		42

オーストラリア

オーストラリアにおける親の学校参加	神鳥直子	45
はじめに		45
Ⅰ．親の学校参加の概観		45
Ⅱ．海外調査報告		46
Ⅲ．主要資料の翻訳ならびに解説（2件）		48
Ⅳ．文献・ウェブサイト一覧		54

韓国

韓国の学校運営委員会における親の学校参加	佐藤由美	61
はじめに		61
Ⅰ．学校運営委員会とはどのような機関か（資料抄訳と解説）		61
Ⅱ．ソウル特別市立中平初等学校における親の学校参加		66
おわりに		70

中 国		
中国における親の学校参加 ー訪問調査と文献調査からー	一見真理子	73
はじめに		73
Ⅰ. 中国における親の学校参加の現状		73
Ⅱ. インタビュー記録		74
Ⅲ. 資料翻訳篇 (2件)		77
Ⅳ. 文献調査報告		84
マレーシア		
マレーシアにおける学校教育の新動向 ー親の学校参加をみる前提としてー	杉本 均	91
はじめに		91
Ⅰ. 海外調査報告		93
Ⅱ. 文献・ウェブサイト一覧		100
メキシコ		
メキシコにおける親の学校参加の関連資料	斉藤泰雄	103
はじめに (解説)		103
〔資料1〕 総合教育法(1993)における社会的参加審議会に関する規定		105
〔資料2〕 メキシコ各州の参加審議会の設置状況		107
〔資料3〕 全国審議会の創設と委員委嘱式典におけるセデージョ大統領の演説		108
〔資料4〕 社会参加全国審議会の委員の構成		111
〔資料5〕 学校・市町村・州レベルの審議会の委員構成の事例 (プエブラ州)		112
日 本		
日本国内における3つの事例	中島千恵・佐藤由美	114
はじめに		114
Ⅰ. 岐阜県Q校における学校評議員会		114
Ⅱ. 茅ヶ崎市立浜之郷小学校における親の学校参加		118
Ⅲ. 小千谷市立小千谷小学校における親の学校参加		122
《参考文献》		125

ア メ リ カ

教育の質の向上を目指して——アメリカの学校調査から

山田達雄（中村学園大学）

中島千恵（龍谷大学）

はじめに

親の学校参加と言えば、親による学校支援を考えてしまうが、親の「学校支援」と言うのは適切ではない。子どもの教育に親が学校と協力して当たる、という理念が正しい。また、親の学校参加には、それを通して学校による親の支援の側面もある。しかし、親の学校支援も、学校による親の支援も、結局は子どもの教育に協力する二つの主体があって、それぞれができることをする、ということである。親は家庭で自分の子どもの教育を行い、学校は学校で子どもの教育に当たるという専門分化がこれまでの教育の在り方であったとすると、親の学校参加とは、学校と家庭と社会のすべてのアクターが子どもの全側面を捉えて子どもの教育に責任ある対応をすることを意味しており、単に親が学校に参加することではない。家庭は家庭教育、社会は社会教育、学校は学校教育に特化して（専門分化して）、ばらばらに行われてきた教育を、統合する動き、と考えるのが正しい。その統合化への動きを、親に象徴して表現していると考えらるべきであろう。

生涯学習という概念が、教育の概念を拡大し、普遍化したのに対して、「親の学校参加」は生涯学習化社会における教育主体と教育的な環境醸成の作用者に注目する。生涯学習の理念を実現するアクターの側面に注目することは、教育概念が拡大された以上に現実のオーバーレーションに影響を及ぼす。「参加」には、授業やカリキュラム改善のための「参画」や子どもに影響をあたえるような意思決定にもかかわることが含まれている。現に、親の学校参加は、親を教育者と正式に認識する結果を生み出しており、学校教育の運営体制が変化しつつある。そのことをアメリカの学校訪問によって数多く目にすることができた。企業の学校とのパートナーシップも同様な効果を生み出しつつあり、生徒の教育に企業が参画しつつある。

本報告では、親の学校参加に絞って、アメリカに見られる親の学校参加の諸相を事例を通して紹介する。調査は、2000年3月5日から3月18日にかけて行った。紙数の都合上、そのすべてについて報告することはできない。すべての訪問先とその日程については、本報告の末尾に添付し、今回報告できなかった事例については、別稿で紹介する。

I. 連邦政府の政策

1. GOALS 2000(1994年)

クリントン大統領の連邦政府は、1994年、教育に関する8つのナショナル・ゴール

を発表した。子どもの教育に親・家族が参加、参画することをプライオリティのひとつに挙げ、このための補助金を提供している。8つのゴールは、2000年までに①就学へのレディネス、②ハイスクールの卒業率を90%までに上げる。③生徒の学業成績の向上と良き市民になるために考える力を養う、④教員の資質向上をはかる ⑤数学と科学の学業達成度を世界一にする。⑥成人の識字と生涯学習の促進、⑦安全で、規律があり、アルコールや薬物の無い学校、⑧親の学校参画 (parental participation) を掲げている。8番目のゴールでは、「2000年までに、すべての学校は子どもの社会的、情緒的、及び学力の成長を促すことに親が参加するようなパートナーシップの形成を促進するようになるであろう。」とし、次の3つの目標を挙げている。a. すべての州は、学校や地方の教育当局などが、親と家庭のさまざまなニーズに答えるようなプログラムやパートナーシップを形成するのを援助する政策を出す。b. すべての学校は、積極的に親や家族とかかわり、家庭における子どものアカデミックな学習をサポートし、学校における意思決定を分かち合うようなパートナーシップを形成する。c. 親や家族は、学校が適度にサポートされ、学校と教員のアカウントビリティを確実に高く保つことを助ける。

2. Improving America's Schools Act (1994)

連邦政府は、「平等」、「卓越性」そして「パートナーシップ」をスローガンに、アメリカの学校改善のための会議を地方で開催し、学校改善のための州レベルでの活動を活性化している。会議では、連邦政府の方針、近年の調査結果やデータ、そして補助金についての理解を促し、州における学校改善のために連邦政府のプログラムやリソース、そして援助の利用法について情報を提供している。1997年、11月、連邦政府は新しい総合的學校改革デモンストレーションプログラム (CSR D) に補助金を出して、学校改革を促進している。補助金は、1998年1月から支給されている。新たな改革のアプローチとは、学校を地方のニーズに基づいて再組織、再活性化することに焦点をあてている。ナショナルPTAによれば、この新たな学校改革は、学業成績の向上、学力水準の向上、献身的な教師、そして強力な親とコミュニティのサポートを静かに生み出しているという (Children First <http://www.pta.org/programs/bbreform.htm>)。CSR Dの補助金を得るには、学校改革計画が親、教員、行政官、そしてコミュニティーの共同作業 (collaborative work) によって作成され、地域のニーズに答えるものでなければならない。

II. ナショナルPTAの方針と活動

1. Children First: ナショナルPTAのウェブ・サイトから

従来、PTAのみによって組織された親の主たる役割は、資金の調達であった。今、その役割を学校改革により直接的に関わる領域へも拡大している。ナショナルPTAは、生徒のパフォーマンスをあげる要因は、基礎基本、安全、規律、そして親の参加 (involvement)

にあるという連邦政府の考え方を支持し、この学校改革のためのプログラムを積極的に促進している。Children First は、ナショナルP T Aのスローガンであり、ウェブサイト (www.pta.org) の名前でもある。様々なリーフレットを準備し、Children First をスローガンにして、親の参加を推進している。その中には、The Busy Parent's Guide to Involvement in Education というリーフレットもある。

アメリカでは、P T Aの他にP T S A (Sは生徒) やP T O (Parent Teacher Organization) があり、組織構造など微妙に異なる親の組織がある。P T Oは、通常会費がなく、ロビー活動をしなない。また、目下のところP T Aのように全国的組織はまだ結成されていない。ナショナルP T Aは、P T S AもP T Oもその働きかけの対象にしている。

ナショナルP T Aは、1987年以来、学校が効果的であるための条件を明らかにしてきた。効果的な学校とは、「すべての子供たちがアカデミックな卓越性を達成し、責任感のある社会人となり、経済的に自己充足するための機会を与えるような、質の高い教育を提供する学校」である。そして、このような学校には、親とコミュニティーを含む人々によって形成された目標が設定されている。親は、子どもの誕生から大人に至るまで、成長のあらゆる局面に影響を及ぼすのであり、効果的な学校では親、コミュニティー、ビジネスの参加を促すパートナーシップが形成されていなければならないと考えている。また、学区当局は親、生徒、教育者、その他の人々とパートナーを組んで子どもの健康、栄養、そしてその他のカウンセリングサービスなどのサポートの政策を推進しなければならないと述べている。また、学校管理 (school governance) について、親はすべての意思決定レベルでパートナーとして組み入れられなければならないと考え、校長は「教育 (instructional) と運営上 (administrative) のリーダーである」と位置づけている。

2. ナショナルP T Aの「親」及び「親の参加」の定義

ナショナルP T Aは、National PTA 'Background Brief: Parent Involvement, ウェブサイト Children First) の中で、「親」 (parent) を定義して「子どもの人生において重要な役割を果たす大人」とし、父母、義父母、祖父母、伯父、叔母等、広く捉えている。また、「親の参加」 (parent involvement) は、「親の参加を子どもの誕生から大人に至るまで成長と教育のありとあらゆる局面における親の参加 (participation) である」と定義している。

親の学校参加は、一週間に1時間のボランティア・ワークから学校の改革決定に重要な役割を果たすまで様々であるが、ナショナルP T Aによれば、最も効果的な親の学校参加のプログラムは、①よく構造化されたもので、保護者会のように年に数回の行事の時にだけ参加するのではなく、学校改善や学習目標の設定などような実質的な仕事に親を関わらせている。② 親は学校に歓迎されているという雰囲気がある。③ 教師が家庭に連絡をとったり、親が学校に出向いたりして、つねに親が学校へ苦無く関われるやり方をしている。1998年12月のナショナルP T Aの調査によると、91%の親が親の学校参加は子どもの教育にとって「極めて重要だ」と答えているものの、半分以上の親が実際の親の参加の割合は低く、学校に関する情報が十分伝わらないことを深刻な問題であると答えており、学校

が親を良きパートナーとするための指針が必要であると述べている。

3. The Parent Accountability, Recruitment, and Education National Training Act (PARENT Act) (1999 年)

アメリカの学校改善法としばしば呼ばれる E S E A (Elementary and Secondary Education Act of 1965) のタイトル I には、かつての法律にない、親の学校参加に関する強力な規定が盛り込まれている。しかし、すべての学校がそれを効果的に実行しているわけではない。ナショナル P T A は、学校教育のすべての局面に親の学校参加を取り入れるべきで、E S E A にもナショナル P T A が作成した親/家族参加プログラムの基本的在り方が反映されるべきだと主張している。

ペアレント アクトと呼ばれる本法は、ナショナル P T A のイニシアティブによって誕生したもので、初等・中等教育法 (E S E A) の一部を修正し、親が子どもの教育に参加することを強化した。具体的には、次の内容が盛り込まれている。

- ・児童・生徒のパフォーマンスを測定する際には、親の参加を要請する。
- ・親の参加に関する規則や活動を高揚するために技術的支援を行う。
- ・州は、学校や教育機関で行われている実践を研究し、効果を挙げている親の参加方法を認定する。
- ・州は地方の計画、親の参加活動が本法(セクション 1118) と一致しているかチェックする。(セクション 1118 は、親の参加に関する規定)
- ・個々の子どもの学業成績はすべての親が理解できる言語で伝達され、州の教育目標に照らして生徒の進歩がどのように位置づけられるかを理解できるように助力が与えられる。
- ・本法の下に州は親の参加程度を毎年チェックする。
- ・州規模の集中的・継続的な学校サポート活動と改善システムに親の参加プログラムを組み入れ、親を学校サポートチームに加える。
- ・学校に親のリソースセンターを設置することを認可する。
- ・教師を対象に親の参加を促進するための能力開発(Professional Development)を推進する。
- ・親の参加を強化するために情報技術を活用する。
- ・親の役割を大きくして薬物と暴力のないコミュニティーを形成する。
- ・教育プログラムの改善に親の参加を促進する。
- ・E S E A のすべてのプログラムに親が参加する機会を増やす。

4. National Standards for Parent/Family Involvement Programs(1997 年)

ナショナル P T A は、全国親の教育参加連合 (the National Coalition for Parent Involvement in Education) の専門家達と協力して、親・家族の参加プログラムの全国基準を発表し、各州の P T A 代表を通して、普及活動を行っている。この基準は、ジョンズ・ホップキンス大学に設置された「学校、家族、そして地域のパートナーシップ研究センター」(the Center on School, Family, and Community Partnerships) のジョイス・L・エプシュタイン (Joyce L.

Epstein) の提示に基づき、以下の6項目にまとめている。

スタンダード I (コミュニケーション Communicating) : 学校と家庭との間で有意義なコミュニケーションが定期的に双方向でなされること。

スタンダード II (親業 Parenting) : 親業の技術獲得が促進されサポートされること。

スタンダード III (児童・生徒の学習 Student Learning) : 親は児童・生徒の学習に不可欠な役割を果たすこと。

スタンダード IV (ボランティア Volunteering) : 親が学校に来ることが歓迎され、親の学校支援が求められること。

スタンダード V (学校の意思決定と支持 School Decision Making and Advocacy) : 子どもと家族に影響を与える決定に関して親は完全なパートナーであること。

スタンダード VI (地域との協力 Collaborating with Community) : 学校、家族、そして生徒の学習を強化するために地域の資源が利用されること。

このようなスタンダードを提示するとともに、ナショナルPTAは、具体的に活動に入るためのステップを次のように示している。

1. アクション・プランを作成する
2. 現在の実践状況を吟味する
3. 改善計画を立てる
4. 親・家族参加の方針を文書にする
5. サポートを確保する
6. 学校・プログラムスタッフに専門技術の訓練を提供する
7. 計画を評価し修正する

5. アーバン・イニシャティブ (Urban Initiative)

ナショナルPTAは、とかく問題が多発しがちな都市部での親の教育参加を強化、高揚すべく、1997年以来、積極的な活動を展開している。目的は、主に親、学校、地域のパートナーシップの促進、親の参加の障害になっている要因の究明である。対象となる都市は、ニューヨーク、ボストン、フィラデルフィア、デトロイト、セントポール・ミネアポリス、テキサス州である。これらの都市や州ではPTA活動が欠けていたり、より多くの親の参加が必要であると考えられている。

具体的なゴールは、

- ①都市部の親の置かれた状況を理解し、他の人々と分かち合う
- ②親の参加の障害を特定することによって、親・家族をエンパワーし、親が子どもの教育に参加するために必要な技術を高める。
- ③学校のニーズ、実践、都市のコミュニティにおける子どもの生活に影響を及ぼすような決定をサポートするような親の態度を醸成する。
- ④どのようなリソースが必要かを特定する。
- ⑤学区当局にナショナルPTAの技術サポート、専門家、リソースを提供する。
- ⑥学校改善のプロセスをサポートするために、学校とコミュニティのリソースをリンクする。

- ⑦PTAのイニシャティブと行政、学区、教員、親、そして都市のコミュニティをリンクする環境をつくる。
- ⑧地方の学校関係の公務員が、都市の公立学校システムをより学習しやすい、そして良いイメージになるような環境づくりをするのをサポートする。

6. NEATの集会(ミネソタ州、セントポール学区) 2000年3月25日(木曜日)

NEAT (Networking Education Action Team) とは、家族と学校のパートナーシップを強化するための組織である。この日、セントポールで、ナショナルPTAの代表とミネソタ州のPTA会長を迎え、集まりがもたれた。ナショナルPTAの代表達は、親の参加に関するナショナルPTAの目的、方針、親の参加に関するスタンダード等について説明した。セントポールは、約90の異なる言語が使用されているというマイノリティの多い地域である。セントポールに住むマイノリティの代表も出席して、サイト・カウンシルが意思決定もする場合、親の代表をどのように選出するか、マイノリティのPTOと他のPTAとのコミュニケーションの在り方などが話し合われた。

III. ハワイ州における事例

オハナ (Ohana) は、ハワイの言葉で家族を意味する。ハワイの人々は英語を使用しているにもかかわらず、この言葉はハワイの人々の心深くに根づき、安らぎと支えを与える言葉として響いているようである。しかし、近年の不況により日本からの観光客などの減少が観光業に頼るハワイの産業全体に影響し、苦しい生活を強いられている家族も少なくない。生活のために仕事を3つも掛け持ちする親も稀ではなく、所得レベルの低い地域の学校では、家庭に電話が無いためおおよそ70%の親に電話で連絡をとることができないという。子どもの家庭教育のためのサポートを必要としている家族は少なくない。

アジア系、それも日系の多い文化とアメリカの文化が融合しているハワイには、日本に示唆するものが多い。教育界にはアジア系、特に日系の教員や行政官が多く、アメリカとは言え、教育実践の中にはアジア的要素が散見できる。また、教育政策の根底にある思想にもアジア的発想が含まれている。ハワイの家族サポートの理論にもアジア的思想が盛り込まれているように思われる。教育局のアキ氏(John Aki)は、親が学校に出向くより家庭で子どもの勉強をサポートするというアジア的な親の参加の形もこうした観点から評価する必要があるのではないかと述べている。

1. ハワイ州の政策とプログラム

(1) ナショナルな教育目標とハワイ州の教育目標

ハワイでは、『ゴール2000』にもりこまれたナショナル・ゴールに沿って、州としての目標を設定している。その6番目のゴールは、管理運営 (governance) に関して2000年まで

にハワイの人々は、教育の管理運営を共に行う (share) とし、a. 従来のやり方以外の教育管理運営の可能性を探求する。 b. 公立学校における親の選択をサポートする、としている。また、7番目に、コミュニティの参加 (community involvement) が挙げられて、「2000年までに社会のすべての領域が個人のコミットメントと協力的活動 (collaborative action) を通してコミュニティの教育的ニーズに対応する責任を受け入れる」ことをゴールとしている。そして、そのために教育のパートナーとして親や保護者の参加を促進することが目標の1つとなっている。6番目と7番目のゴールは、ゴール2000の8番目のゴールである親の参加 (parental participation) に対応している。

(2) School Community Based Management (SCBM)

親の学校 (教育) 参加には次の5つのレベルが考えられる。

- ①最下位の参加レベル：毎朝、子どもに朝食を食べさせる。
 - ②第二の参加レベル：学校に行って子どもの姿を見る。
 - ③第三の参加レベル：教師の助手として教育を分担支援する。
 - ④第四のレベル：学校の教育方針の決定に参加する。
 - ⑤最高位の参加レベル：カリキュラム開発に親や企業が参加する。
- ④、⑤の参加を可能にしているのは、スクール・コミュニティ・ベースト・マネジメント (SCBM) である。

ハワイにおける SCBM は、約10年前にスタートしている。地域に根づいた学校、地域のエンパワーメント、分権化、学校のアカウントビリティーの向上を目指している。各学校にはスクール・カウンシルが設けられ、その構成員は校長、教師、親、生徒、教師以外のスタッフ、コミュニティ代表から成り、10人から12人で組織される。運営資金は、州から州議会 (legislature) を通して配布される。SCBM の仕事は大きく分けて、①学校の基本方針をたてることと、②コミュニティの意見を集め、サポートすることの2つある。次は、ハワイ州教育局のアーサー・カネシロ (Arthur T. Kaneshiro) SCBM 担当課長へのインタビューの一部を要約したものである。

「研究によって、親が学校に関心を持つほど子どもの成績が上がるということが証明されている事、そして学校を社会や親に開かなければ学校の成果は上がらないという認識の下、州が積極的に学校を親や社会に開く努力を推進している。

ハワイ州には州に1つの教育委員会があるだけで、アメリカ合衆国の中でもユニークな形態をとっている。州教育局の下には州教育長 (当時日系) がいて、その下に7つの管轄区 (district) があるが、ここには州教育長の指揮命令のラインとして地方事務所が置かれており、委員会は設置されていない。中央集権的な体制でやってきたため、古い体質の教師ほど親や社会に学校を開くことを嫌がっている。気軽に親が学校に顔を出し、子どもの姿を見ることができるようになることを課題としており、サイトマネジメントの実現を理念としている。そのため、約10年前から地方分権を学校レベルにまで進め、学校に大きなイニシアティブを与える方策が推進されてきた。学校の運営には校長、スタッフ、生徒、親、用務員等、社会の6つの要素があるが、それをすべて参加させることが重要であると

考えられている。

各学校に SCBM カウンシルが設置されている。その構成員の中には高校生が2名委員として参加している。学校運営のためには①何をすべきかの決定と、②いかにそれを実施するか、の2面がある。SCBM カウンシルは前者の学校は何をすべきかを決定する。決定されたことを実施するのは校長とそのスタッフである。人事権はない。しかし、たとえば音楽担当の専任の教員が欲しい、というような要望を出すことはできる。

最大の課題は親をいかにして学校教育に参加するようにするかである。そのために、次のような方法をとった。すなわち、州の SCBM カウンシルは大きな会議なので、全体会では問題提起だけ行い、その後小グループに分かれて問題解決を議論する。その結果を持ち寄り、全体会で議論の結果を整理する方法をとっている。日本の得意とする小グループ方式である。小グループの中では誰もが気軽に発言し、参加するようになる。」

ちょうどベルリンの壁が壊れ、ソ連が崩壊したのは西側の情報が広範に伝達されるようになったことが原因であったように、親の学校参加は情報の伝播によって引き起こされたことであると金城課長は述べた。情報の伝播が不可抗力を生み出す。ハワイの公立学校の質は全国でも最低であったことが親を動かし、学校教育への参加を生み出したと言える。

(3) 総合的生徒サポートシステム：ファミリー・サポート・サービス (CSSS)

CSSSは、ハワイのすべての児童・生徒がハワイ州の学習内容と到達水準を確実に学習して達成するのに必要かつ効果的なサポートを提供するシステムである。1人の生徒さえとりこぼされることのないよう、社会的、物理的環境を子どもに提供するため、教室、学校、近隣そしてコミュニティのリソースを糾合している。生徒サポートは、生徒とその家族を個々の生徒のニーズや長所に応じてサポート体制につなぐものである。

生徒サポートの重要な要素として、①親しいクラスの雰囲気と個に合った (differentiated) 学級運営、②問題発生防止と初期対応、③家族の参加、④転校、進級、コース変更などの際の支援、⑤コミュニティとの関わりと支援、⑥専門的援助と危機・緊急支援、の6項目をあげている。

このようにハワイ州では、親の参加が大きな生徒サポートシステムの一部として位置づけられ、「効果的な生徒支援には家族を教育プロセスの完全なる参加者とし、家族は、計画者、貢献者、リーダー、教師、学習者そして同僚として参加する。」とされている。

家族サポートの基準については、下記の4基準が設定されている。

- ①学校と家族はお互いの話を聞き、相互に連携する。
- ②学校と家族はお互いを受け入れ、相互に有意義な関係を確立する。
- ③学校と家族は相互に学習し、分かち合い、エンパワーする。
- ④学校と家族は学習コミュニティのネットワークを形成、開発する。

(以上、*Hawai Department of Education, Comprehensive Student Support System Operations manual 1999, 9* より)

(4) Parent Community Networking Center (PCNC)

学校レベルでの親のサポートをする役割を持つ人は様々いるが、その中に PCNC と呼ばれる学校とコミュニティのネットワーク形成のためのセンターに勤務する人がある。センターは各学校の中に設けられていて、親のボランティア活動を企画調整したり、生徒やその家族を学校外のサービス機関につなげるなどして、家庭、教室、学校そして近隣にコミュニティの感覚を醸成し、生徒サポートの環境をつくることを任務としている。ハワイの PCNC が依って立つ理論は、イン (Vivian S.P.Ing) 女史による長年のコミュニティ研究から生れ、大きく3つの考えに基づいている。それらは、1) 人間性の開発、2) 様々な機関・団体とのコーディネーション、3) コミュニティの感覚の形成である。それに基づいて、「つながり」「受容」「意味作り」「愛」「エンパワーリング」「学習」「分かち合い」「統合」などが実践のキーワードとして用いられている。

PCNC ファシリテータ

PCNC には PCNC ファシリテータと呼ばれるコーディネーターが配置されている。パートタイムの教師として時給が支払われる。一週間に 17 時間以下の労働分の賃金を支給される。PCNC の運営費は州によって賄われ、ファシリテータの給与も含み 1 センターにつき 13,500 ドルが支給される。学校長の直接の管理下であり、職務に必要とされる基本的なトレーニングを受ける。州教育当局からの PCNC に関するパンフレットには、生徒の自信の向上、生きる自信の回復、学業成績の向上や友人とのまじわりの改善など、いくつかの成功例の一端が記されている。

2. 学校における実践

(1) カボレイ中学校 (6、7、8 学年)

カボレイ小学校は空港の向こう、ワイアキリショッピングセンターの近くに新しく開発されつつある人口急増地帯にある新しい学校である。この地域には小学校が 3 校あり、その上にこのカボレイ中学校がある。生徒数 1127 人で高校のような規模である。その上に高校が年次計画で建造中で、現在 1 学年だけできている。

できたばかりのカボレイ中学校の校舎は、まるでニュータウンの家を思わせるような四妻の屋根で覆われた独立家屋の集合体でできており、その中に「ハウス 1」「ハウス 2」「ハウス 3」の 3 部門が置かれ、それとは別棟に独立家屋が 7 つある。それは、大きなほうから、カルチャーセンター (食堂と器楽演奏室: ポリネシアダンスの課外活動等が行われる。外には生徒の自主的な管理の下に販売活動が行われる売店が置かれている。)、科学技術センター、図書情報センター、学校事務室、ロッカー・シャワー棟である。

この中学校は、イヤーラウンドスクールである。教員の多くは年 12 ヶ月で雇用され、年 21 日間の有給休暇で働いている。子どもの数が急増しているため、教室を効率的に利用しなければならない。学年は 6、7、8 学年を収容し、各学年 4 学級 130 人の構成である。現在の全校生は 1127 人である。教育の力点は (1) 文化、(2) 技術および (3)

科学に置かれている。

【カボレイ中学の PCNC の実践】

カボレイ中学で PCNC コーディネータを担当しているジョーアン・アブラサード (JoAnn Abrazado) さんは父母代表として学校に駐在しながら、父母の利益、関心を代弁し、学校内のあらゆる活動に参加している。ジョーアンさんは、カボレイ中学校の建設計画に参加したことがきっかけで校長のアネット・ニシカワ氏に任命された。

PCNC コーディネータは、校長の推薦で州教育委員会から任命され、州から年間 14000 ドル (フルタイムの場合) の給与を貰う正規の職員であり、校長に責任を負う。しかし、PCNC コーディネータは、家庭と学校の「中立的なリエゾン」であることが求められており、その役割を果たすことが使命である。また、学校に「家庭のような雰囲気をもたらすこと」と「要望の強いプログラムを開発し、実施すること」が求められている。つまり、家庭と学校の連携の中核になる人物である。すでにハワイにおける全学校の 4 分の 3 に設置済みである。ジョーアン氏は、州の設置する学校評議員会が「ビジネス的」であるのに対して、PCNC コーディネータは「ボランティア的である」と特徴を述べた。州全体の PCNC コーディネータの集まりは年 1 回あり、地域の PCNC コーディネータの連絡会議は月に 1 回もたれている。

PCNC はニュースレター『The Warrior』を発行している。驚いたことにその中に、子どもの成績 GPA が良いグループと、悪いグループの 2 つに分けて公開されている。寄付金や物品の寄付を募りいろいろなプログラムを実施している。できたばかりで予算の規模は小さいが、「語り部」を月 2 回開催し、参加者に無料で食事を提供している。

(2) マエマエ MA'E MA'E Elementary School における実践

マエマエ小学校は、公立小学校であるが、地域では私立中学校へのプレップ・スクール (進学校) だと噂されるほどに教育熱心な家庭の子ども達が多く通う小学校である。前教頭が校長にかわったばかりであった。PCNC のファシリテータは、教師の経験をもち、親であり、地域にも積極的に関わられる人が選ばれていた。PCNC の 1999—2000 年の主要課題には、親・家族ボランティアと家族の参加 (involvement) が挙げられており、事務作業、教育指導、学校行事等の援助をするボランティアや、特別な知識、技能をもつ人材の学校派遣などを募っている。

コミュニティ開発の計画は、具体的には、下記のような表になっている。表の右端に示されているのは、ハワイ州の総合的生徒サポートプログラムの枠組みに示されている項目であり、本校の計画が州のガイドラインに沿って計画されていることがわかる。

計画表—コミュニティ開発

学校：Ma'ema'e School

PCNC Facilitator: _____

School Year:1999-2000

状況、関心、希望 学校・コミュニティ ゴール、 調査、評価に基づく	状況に対応するプログラムや活動 (考えられ得るアイデア)	目的・期待される結果 つながり Connecting 受容 Accepting, 学習 Learning ネットワーク Networking
ボランティアの核の形成	親の参加調査、電話、1対1対応 コーヒータイトム・お話し 求人広告 (PCNC 広報)	つながり、受容、学習 ネットワーク
校長先生のゴール	校長先生との会議 (随意) スタッフとのミーティング (週ごと)	つながり 学習
学校のニーズの評価 (親、子ども、教師、コミュニティ)	学校改善計画の確認 親、教員調査 識字ゴール 大人対象の親業ワークショップ 家族の時間と課外活動の効果についての親業 ワークショップ コーヒーアワー	つながり、受容、学習 ネットワーク
教室のワークショップセミナー (親、生徒、教員)	親 — 教員 — 生徒 子どもと昼食 かぼちゃパイ作り等 PTSA、S C B Mへの参加 コーヒーアワー、クラフトフェア、 趣味の夜、フィールドデイ ファミリーナイト 祖父母—親—学校—コミュニティ 助言、リスナー / インストラクター	つながり、受容、学習 ネットワーク
未来に向けて 学校維持向上 プロジェクトに対するサポ ート・システム	ニーズの吟味・評価 ニーズに答えるための適切な活動の設定 コーヒーアワー (親は情報を得たり、関心事 について話たりする)	つながり、受容、学習
	ネットワーキング 高等教育機関、軍の機関、ビジネス、 財団、慈善団体等との連携	つながり、 ネットワーキング

出典：Ma'ema'e 小学校で提供された計画表

IV. ミネソタ州における実践

1. ミネソタ州の政策

ミネソタ州では、州の教育目標として、①学習レディネス、②安全思いやりあるコミュニティ、③健康な子ども、④安定した家族、⑤教育と学習、⑥情報技術、⑦ライフワークの開発、⑧生涯学習、⑨財政と運営の拡充、を掲げている。『ゴール 2000』の 8 番目のゴールに対応して、ミネソタ州のゴールの 8 番目には、すべての年齢のミネソタ人が生涯学習と質の高い図書館サービスと利用機会を得るとしている。

ミネソタ州は、全米でも教育県の一つに入る。1998 年、Education Week がアメリカの 75 大都市の生徒の理科、数学、読解力のテストをした。セントポール市の生徒は、それぞれで 5、6、7 位を占めた。小学 3 年時と 5 年時にミネソタ総合評価テスト (Minnesota

Comprehensive Assessments:MCAsと略称される)、高校卒の資格のためにミネソタ基礎基準テスト(BST)をパスしなければならない。全米でも学業成績の高い州だけに親の学校参加に対する意欲も高い。

Factbook 99 には、「学習環境」の部に「親の学校参加」の項目があり、そこには次の記述がある。

「生徒の成績に関するあらゆる研究は、親の学校参加が生徒の学習の成功に重要な関連があり、実際的な教育効果を発揮している」

セントポール市では、両親が学区レベル、学校レベル及び、自分の子どもの毎日の教育に参加する機会が提供されている。そのうち、自分の子どもの毎日の教育に参加することが最も大事であると考えられている。それらの機会とは、

- 1) 「Operation Can Do」運動：ミネソタ基礎テストBSTの成績を上げるのにもっと多くの家庭が参加するように学区全体を動かす運動。
- 2) 「親ワークショップ」開催：昨年開催したワークショップのテーマは、青少年の発達、モン族の識字、税額控除と特別教育。
- 3) 「親情報まつり」：両親に多くの学校選択権があることを理解させるのを助ける1日イベント。
- 4) 学校があらゆる生徒やその家族をもっと歓迎するフォーラムの開催。
- 5) 「Marvelous Mitten Makers」「学校スタッフ」「3Mチューター」及び「子どもと連携」の様なボランティア及びメンターリングとしての参加。
- 6) モン族や、その他の特別な集団などを含む学校内の親グループ活動。
- 7) 親が影響力を行使できる戦略的教育計画、学区の行事予定、学校にベースを置く予算等作成へのタスクフォース参加。
- 8) 州の法律作成者に対し、彼らが作成する政策が学校や家庭に関して如何に影響するかを知らせる活動に積極的に参加させる研修。

である。

2. 財団からサイト・カウンシルへの寄付金(セントポール市の学校公報から)

セント・ポール学区は、「学校にベースを置いた学校改善」(Site Based Improvement)計画を推進するためにマックナイト財団から未曾有の235万ドルを受賞した。学区は、子どもたちの学業成績が上がるために、もっと多くの人が学校の政策決定に参加するようにこの全額を使う方針である。特に、サイト・カウンシルのメンバー(校長、教員、職員、家庭、生徒たち及び地域住民代表)の教育訓練をし、学校の教育目標を明確にし、学校の方針形成と問題解決を助けることを目指している。教育長のパトリシア・ハービーは、「昨年の夏、各学校に活発なサイト・カウンシルを置くことが最優先の課題とされたが、マックナイト財団からの資金はこれを実現するためにたいへん役立つ」と述べた。

セントポール市では、市内の学校にサイト・カウンシルが置かれるようになって約10年経つ。市内の70校のうちの半数のサイト・カウンシルは活発な活動をしており、残りの

30校のサイト・カウンシルメンバーは2000年6月末までに更新される予定である。

マックナイト財団のリップ・ラブソン理事長は、「学校をベースとする戦略は、子どもたちの学力向上の鍵になると信じている。それは子どもたちの成功を助けることのできる人々を一堂に会させ、子どもたちが必要な助けを与られるようにするからである」と語っている。

3. ベッカー小学校 (Becker Elementary School) の実践

ベッカースクールの学校案内には、「ベッカー小学校は、すべての子どもに焦点を当てた学習者中心のコミュニティである。教育目標は、それぞれの子どもが彼らのアカデミック、社会的そして情緒的、潜在的な力に到達することである。」と紹介されている。また、校長は、親はベッカーの教育において極めて重要な部分であると述べている。

(1) 教師からみた親の学校参加

ベッカーでは、教室外だけでなく、親が教室に来て授業の補助をすることは日常である。どのクラスにも数人の親がいて、様々な活動を行っている。しかし、州の政策に従ってはいるが、親のボランティア活動について学校として明確な方針があるわけではない。親のボランティアを統御しているのは、実は各教室担任の教師である。親のボランティアを依頼するかどうか、どのような活動をどれくらい依頼するかなど、すべて担任独自の判断で決められている。ベッカーを訪問した際に、ほぼ全員の先生が我々の質問に答えてくれた。その回答の中から、ボランティア活動の内容と教師の思いを紹介する。

「親の学校参加によって校長の権限と学校運営がかえって害されないだろうか。」という質問に対し、「親は巨視的な経営をやりたがりはない。ほとんどの親は、学校のシステムがどうなっているのか学びたがっている。また、子どもと充実した時間を過ごしたがついて、学校運営の経営管理に時間を割きたいとは思っていない。」と回答した。

「親のボランティアはどれくらいの権限をもっているか。どのあたりに親と教師の間の適切な権限の境界線が引かれるべきと思うか。」という質問に対して、18の微妙に異なる返答が返ってきた。1人ひとりの教師が親のボランティアの在り方について、自分なりの方針と哲学めいたものを持っていることが伺える。その中のいくつかを紹介すると、①親には教える役割を与えられるべきではない。生徒の秘密を守ることが大切である。②私の教室では、親は私と同等の尊敬を受けるに値する。親はちょっとした規律を生徒に守らせることは行うが、それから先の展開については私に報告する。③親と教師の間に線を引く必要は今まで無かった。親は、普通、私が依頼したことを喜んでしてくれ、それを越えることはしない。ブッククラブや小グループでは、自由な権限を与えるが、何か決定した時は、それを実行する前に私の許可を得ている。④親は私が頼むことをしたいと思って指示を求めている。⑤私は、教室で親が何をしたいか話し合う。何が彼らにとって最も心地良かったか、私のニーズが何で、今年度の生徒のニーズはどんなことであったかなど。

「学校ではどのような活動に親のボランティアは活用されているか」という質問に対し

て、50以上の活動がリストアップされた。フィールド・トリップの引率やクッキーを焼いたり、行事の手伝いの他に、親が子どもに何かを教えたり、教材の準備をしたり、本を読んでやったり、テストの間違いを正したり、教室内の小グループを監督したり、といった教師に代わる仕事も少なくない。また、障害児の教室では特に親の積極的な参加があるようで、教室内での子どもにかかわる重要な意思決定にも参加すると答えている先生もいる。また、身体測定の際には、毎年15人の親達が出てきて、ボランティア活動をしながら特別な技術や経験を蓄積していく。

親の学校参加が増え、内容も多様化する中で、教師もそのための学習と訓練が必要となってきた。ある教師は仕事をしながら抱いた問題意識をもとに、ベッカーで教えながら大学に通い、親の学校参加についての研究を修士論文にまとめた。

(2) 意思決定への参加

親がメンバーに加えられ、意見を出せる公式の場としては、システム・アカウントビリティ (Systems Accountability)、ECFE アドバイサリー・ボード、コミュニティ教育アドバイザー・カウンシル、カリキュラム・コミティがあるが、これらは、学校の教育政策の勧告 (recommendation) はできるが政策決定はできない。唯一政策決定をするのは、教育委員会のみである。親・教師・生徒から成るPTSAは、意思決定権を持たない。親は、まず教室の教師と話すことになっている。システム・アカウントビリティというのは、学区のアカウントビリティ・システムの仕事をし、この任についている親はカリキュラムについてフィードバックをする。アドバイサリー・カウンシルについては、ミネソタ教育局からその効果的な活用法についてガイドブックが出されている。

(3) Early Child and Family Center (ECFC)

ベッカー・スクールにおける親の参加は、連邦政府及び州の条例に従って行われている。親業のサポートをすることは、子どもが学校にスムーズに適応するためにも、また学校における子どもの行動や学業を向上させる為にも、あるいは親が家庭で子どもを支援できることが不可欠であるという考えに基づいている。一般にECFCは、子どもが入学する予定の小学校に設けられ、その学校の管理運営の下に行われている。ベッカー・スクールでは、本校における幼児教育として位置づけられている。

ベッカーのECFCでは、親子がプログラムに参加することはそのプログラムを支援することとセットになっている。親はボランティア活動を義務づけられ、子どもの活動の援助から託児にいたるまで親の参加によってプログラムが支えられている。しかし、同時に親は子どもと共に遊んだり、子どもの発達や子育てについて学習する親だけの学習時間に参加することによって、親業を積極的な形で学び、子育てのサポートを得る。また、費用は年額1人25ドルという少額であるが、それでも支払いが困難な家庭のために、支払いのかわりにボランティア活動をしたり、それも困難な場合は支払い免除の道を開いている。

また、ECFCには、助言カウンシルが設けられることが州の法律で規定されており、

このカウンシルのメンバーの多数がE C F Cに参加する親であることが定められている。

V. 様々な学校改革における親の参加

様々な学校改革運動の中で親の学校参加はどのように位置づけることができるだろうか。改革手法として「チャータースクール」の他に、「教育バウチャー」、「スクールカウンシル」（スクール・サイト・マネジメント）、「PCNCの設置」（学校、社会、親の結びつきを積極的に推進するコーディネータの設置）などがある。その中で「教育バウチャー」は、私立学校か公立学校かの選択しか与えないのに対して、「チャータースクール」は、教育提供の仕方、教育の内容の決定に参加できる。「スクール・カウンシル」は、既存の教育委員会システムを基盤として親を学校運営に参加させる方式であるのに対して、「チャータースクール」は、既存の学校管理規則の適用を除外し、親を参加させ、教師等の教育プロフェッショナルの参加を深く参加させる学校自治を大幅に可能にする方式である。とは言っても、学校運営に要する資金は税金によって充当するので、財政的な経営基盤には確固としているので経営上の心配はない。つまり、それは公立学校を、財務的には公共資金に依存しながら、経営の仕方を本質的に変革する方法である。

「オールタナティブ・スクール」は、公立学校制度から全く別に教育を再編成しようとする最も変革度の高い方法である。しかしそれは、しばしば財政的基盤に問題がある。次に紹介するのは、このような新しいタイプの公立学校における実践例である。

1. ボーン・ネクスト・センチュリー・ラーニング・センター (Vaghn Next Century Learning Center:カリフォルニア) の実践——学校と地域の再生

(1) 荒れた学校から全米優秀校へ

ボーン校は、独自の学校運営が法的に許可されているチャータースクールの一つである。学校の再生という点で高く評価され、クリントン大統領が訪問した優秀校である。ヒスパニック系の人々が多く居住する地域にあり、親の多くは言語上、社会的適応においてサポートを必要としている。7年前にこの学校に来て学校を再生させた中国系アメリカ人のチャン校長からは、学校経営に関してチャータースクールであることの利点を詳しく聴くことができた。

同校は、同額の予算をもらいながら、従来の学校のように州法や教委規則に縛られないで経営できることによって、他の公立学校よりもはるかに効果的に学校を運営し、立派な校舎を建設し、公立学校よりも高い給与を教員に支払えるという。入学に際して、親は1年に30時間の学校内ボランティア活動を契約で義務づけられている。したがって、多数の母親が校内に常時滞在し、多様な補助的な校務や授業の一端を担っている。同校はまた、大学とも連携した地域の障害児教育も推進している。このようにして、かつては麻薬の売買が行われ、学校では器物破損が頻繁であった荒れ果てた学校が、総ガラス張りの新築校舎にしてもだれも石を投げて壊さない落ち着いた学校に変貌し、いくつかの優秀校の賞も

獲得した。そして、やがて地域の環境をも変えていった。

(2) 親のサポート

ポーン校の学校改革モデルには学校にかかわる人々の役割が明記されているが、その中で親は、内的アカウントビリティを達成する上でのパートナーとして位置づけられ、意思決定、学校の評価にもかかわる存在となっている。学校の組織運営の上で親はこのように学校の意思決定に参加することになっているが、親はそのような参加ができるほどに十分な知識、理解を備えていないのが現状である。ポーンにおける親の学校参加は、親が学校をサポートするのと同じ程度に学校が親並びに地域をサポートしている側面が強い。

ポーン校の家族センターのプログラムとサービスには、親業や言語面での積極的なサポートプログラム、さまざまな生涯学習の機会が提供されている他、グループカウンセリング、税金や法律関係の助言までに至っている。また、学校で話し合ったり活動することができるよう、常時教室2つを親に開放している。これらは、通常の親の学校参加とは言えないかもしれないが、これらのことすべてがすでに挙げた、ナショナルPTAや連邦政府のガイドラインに含まれる項目である。

また、ポーン校では、ハイスクールを出ていない親に対してハイスクールの卒業資格を取得するための奨学金を提供している。親が家庭で子どもの学習をサポートできるようになるためには、親がハイスクールの卒業程度の学力をもたなければならない、とチャン校長は述べた。また、子どもの異文化への適応を援助し得る親であるためには、ハイスクール卒業程度のアメリカ社会に関する知識が必要であろう。ポーンでは1人につき3,000ドルから7,000ドルの奨学金を提供している。今までのところ、30人に提供され、3人の親と1人のおばあさんが高校卒業資格を獲得した。この奨学金は、親の学校参加と一体となっており、奨学金を受けている親は、入学当初の契約である年30時間のボランティア活動に加えて、さらに年間30時間のボランティア活動をすることがその条件となっている。

2. ミュージアム・マグネット・エレメンタリー・スクール (Museum Magnet Elementary School)

(1) 背景

セントポール市の子ども数は毎年約1,000人ずつ増加しており、毎年1校の増設が必要とされている。1995年の生徒数は42,357人だったが、1998年には45,325人に増加している。フルタイムの教職員数の総数は6,000人であるが、そのうち教諭は3,569人、約2,000人がパラプロフェッショナル(教諭助手、教育助手)、169人が経営管理者である。教員の平均給与は43,231ドルである。その他に、カリキュラム・スペシャリスト及びカウンセラーを雇用している。

セントポールのロンド教育センターには、いくつかのマグネット・スクールが所狭しと共存している。その中のひとつにミネソタ科学博物館と学区のリソースをフルに活用している公立学校がある。幼稚園から6学年まで合計375人の生徒が在席し、市の全地域から子どもを受け入れている。校長以下、20人の有資格教員、3人のスペシャリスト、プログ

ラム・コーディネータ、ゲスト・スピーカー、準専門職の職員 11 名、フルタイムの看護婦、ソーシャルワーカー、英語教育の教師、障害児のための教師を配置している。

(2) 親が参加する意思決定機関-

学校共同意思決定機関 (School Based Shared Decision Making Council)

この学校には School Based Shared Decision Making Council と呼ばれる親、教員、地域の人々が参加する意思決定機関があり、予算、多様性、内規、その他の重要な問題に関して審議する。カウンシルは、教職員、親・保護者とコミュニティのメンバーで構成される。誰でも会合に参加することはできるが、決定権はもたない。1999 年度のメンバーは、校長、教員 1 人、補助教員 1 人、教員組合代表 1 人、intermediate representative 1 人、地域の代表 1 人、親の代表 4 人、その他職員等 2 名から構成されている。会合は毎月一回のペースで開催され、日程は水曜日のニュースレターで知らされる。親がカウンシルで話しあってもらいたい問題などがあれば、会合の前にカウンシルのメンバーの誰かにもって行くことになっている。

(3) アンケートによる親からのフィードバック

本校では、親を対象に学校の教育にアンケートを行い、親からの意見を聞いている。2000 年春に行われたアンケートでは、①アンケート回答者について (demographic)、②学校の雰囲気、③カリキュラムの 3 つが主たる質問項目である。それぞれに次の質問項目が記されている。①子どもの学年、通学年数、本人がボランティアとして学校行事に参加したか否か、また、参加していないとすれば、その理由。②学校に歓迎されていると思うか、子どもは楽しく学校に通っているか。学校の規則などを知っているか。学校のニュースレターは役に立つか、インターネットを使用できるか。③カリキュラムがゴールに見合う内容になっていると思うか。科学博物館の学習要素は、研究技術、発表、実験、手作業のプロジェクトや展示などに効果을 上げているか。④全体的に科学、数学、言語、音楽等に効果をあげているか。⑤将来の計画に興味はあるか。

(4) 博物館と提携したユニークなボランティア・プログラム

ミュージアム・マグネット・スクールは、博物館と提携して、親にユニークなボランティアのプログラムを提供している。50 時間ボランティアをすれば、ミネソタ科学博物館のメンバーシップを獲得できる。博物館が用意している応募用紙と活動時間表に必要事項を記入して提出すれば資格が得られる。応募用紙は秋のオープンハウスの日 (学年の始めに親・保護者が教室を見たり、担任教員と自由に話したりできる) に配布され、学校開校日であればいつでも提出できる。

また、秋にボランティアの登録用紙が各家庭に配布され、親はこの時に自分の都合に合ったボランティア活動に登録することができる。また、この機会に登録できなくても、機会は年中あり、各教室のニュースレターにはしばしばボランティアの依頼が掲載されてい

る。ミュージアム・マグネット・スクールでは、同校に通う子どもの親だけでなく、祖父、近所の人、友人、その他放課後に世話をする人々 (after school providers) も含め、子どもに関心のあるすべての人々にボランティアの機会を開いている。

(5) 家庭での親の教育参加：「親が違いをつくる!」

セント・ポールの公立学校に配布されているものに、「親が違いをつくる!」(Parents make the difference) や「子どもの学習を援助する」(Helping Children Learn) というタイトルのリーフレットがある。初等中等教育法のタイトルIの対象となる人々向けに、親研究所(The Parent Institute) が作成したものである。学区当局はそれをセント・ポールの公立学校に配布している。これには家庭で親が子どもの学習を刺激したり援助したりする方法に関する記事が掲載されている。例えば、「子どもとゲームをしながら算数を教えましょう」、「成績表が返ってきたらできるだけ憂鬱にならないようにしましょう」、「家族の伝記を書く事は、家族の絆と書く力を養う」といった見出しで親の具体的対処の仕方が書かれている。

親子活動カレンダー

セントポールのマグネットスクールの配布物の中に、やはり親研究所によって作成された親と子どもの活動カレンダーがある。毎月1日からその月末まで、土曜、日曜も含み日々の親子の家庭での教育のヒントが示されている。内容は、アカデミックな学習内容にかかわるものだけではなく、季節の行事や、情操、道徳など家庭で親ができる幅広い教育を目指している。次の表は、2000年2月の第3、4週の例である。

Parent & Child Activity Calendar Parents make the difference!

13 子どもがねむったら、バレンタインのプレゼントを翌朝子どもが最初に見る場所に置いておきましょう。	14 今夜、夕食に赤とハートの形の食べ物とどれくらい出せるか考え、計画し、子どもとお料理しましょう。	15 早口言葉を覚えましょう。夕食の時にみんなに3回速く言えるか挑戦してもらいましょう。	16 他の人々に対する尊敬について話し合みましょう。他の人々に尊敬を示している人の例を探しましょう。	17 アルファベットのすべての文字で始まる動物をいくつか言えますか。Xは省いてもよい。	18 就寝時間を遅らせ、みんなベッドで本を読もう。健康的なスナックを出してもよい。	19 子どもに電話帳を読ませましょう。掲載されている会社やサービスを選んでおもしろい宣伝を書かせましょう。
20 家族写真を家族の集会に持っていき、みんなが見える場所に写真をつけておきましょう。	21 図書館に行って、折り紙の本を借りましょう。日本の紙を使った芸術です。	22 子どもが宿題を始める前に、いくつか問いを書きようにしましょう。学習の焦点が定まりやすくなるでしょう。	23 子どもが正しいと思っていることについて話し合みましょう。できるだけたくさんのリストをつくりましょう。	24 今夜はテレビを見るのはやめましょう。本を読みましよう。また、代わりにゲームやパズルをしてもいいでしょう。	25 絵の具をスプーンで紙の上に落とし、紙を動かしてデザインを描きましょう。	26 子どもに新聞の見出しを選ばせ、その見出しを質問の形にかえてみましょう。その記事は質問に答えているでしょうか。

The Parent Institute, "Parent and Child Activity Calendar Parents make the difference!" Elementary Edition, 1999 VI.

おわりに

アメリカは広大で教育実践も親の学校参加の形も実に多様である。その一端を許される紙数の範囲で紹介した。したがって、アメリカの実態を把握したとは言い難い。しかし、このような断片的な事例からでも、親の教育参加によって学力、情操、安全確保、その他すべての面の向上を図り、質の高い教育をすべての子供たちに保障しようとするアメリカの人々の熱意と情熱を汲み取ることができた。機会があればもっと詳しく紹介したい。

調査の訪問先と日程

ハワイ Hawaii

Monday, March 6, 2000

- 900 am School Community Based Management(SCBM)
Art Kaneshiro, Director, Hawaii State Department of Education
SCBM Office: 1270 Queen Emma Street Room 409, Honolulu 96813
Ph: 808.586-3124 FX: 808.586-3129
- 10:30 am John Friedman, President
PTA head quarters: 3049 Ualena Street, Suite #314, Honolulu
Hawaii 96817 Ph:808.834-7872
- 1:00 pm Kapolei Middle School Ph: 808.834-7872
Meeting: Lorelei Karasaki, Vice Principal
Jo Ann Abrazado (PCNC Coordinator)
Tour of school and visitation to E104 - Mrs Christina Shioi

Tuesday, March 7, 2000

- 8:30 am Phil Bossert, Deputy Director
Department of Business and Economic Development
Hermeter Building: 250 South, King Street, #509, Honolulu,
Hawaii 96813 Ph: 808.586-3033 Fx: 586-2377
- 12:30 pm Aiea Elementary School Mrs. Lynne Sueka

Wednesday, March 8, 2000

- 8:30 am PCNC Meeting at Kaimuki Middle School
Mr. John Aki and Ms. Vivian Ing
- 10:00 am Ma'ema'e Elementary School <http://www.maemae.k12.hi.us/>
Mrs. Bea Zane, Principal
631 18th Avenue, Honolulu 96817 Ph: 595-2805 Fx: 595-0061

カリフォルニア California

Thursday March 10, 2000

- 8:30 am Vaughn Next Century Learning Center Dr. Yvonne Chan, Director

13330 Vaughn Street, San Fernando, CA 91340 Ph: 818-896-7461

<http://www.vaughn.k12.ca.us>

1:30 pm meet Dan Lau

Orange County Charter School District(home schooling)

ミネソタ Minnesota

Monday March 13, 2000

9:00 am Burnsville-Eagan-Savage School District 191

100 River Ridge Court, Burnsville, MN 55337-1613

Full day of panel interviews

Tuesday March 14, 2000

8:10 am Becker Elementary School <http://www.beckerk12.mn.us>

12000 Hancock St. Becker MN 55308-9585 Ph: 763.261-4504

Wednesday March 15, 2000

7:30 am Dawn Cole, Director of Education Minnesota Foundation

Dr. Stacey Stockdill, President, EnSearch

1:30pm TIES - Technology and Information Educational Services

Greg Bartley, Director of Learning and Technology

Betty Schweizer, Co-Executive Director

1925 West County Road B2, Roseville, MN 55113-2791

Evening Interview with Ms. Kim Norton, Rochester Board of Education

Briefing for Thursday

Thursday March 16, 2000

8:00 am Harding High School

9:30 am Capital Hill Magnet School(Gifted /Talented Program) at Rondo

10:30 am Museum Magnet School at Rondo

12:30 pm Representative Mindy Greiling (on the hill) Senator of State

1:00 pm Benjamin E.Mayes Magnet at Rondo

2:30 pm St.Anthony Park Elementary School

5:30 pm PTA Dinner at 360 Colborne, 5th Floor Dining Room

7:00 pm N.E.A.T meeting

Minneapolis/St.Paul School District Tours (Kim Norton MN State PTA President)

Parent, Board, Legislators Meeting

Friday March 17, 2000

Breakfast with Kim Norton and representatives of the National PTA

10:00 am Hubert H. Humphrey Institute of Public Affairs Ph: 612.626.1834

Dr. Joe Nathan, Director of Center of School Change, University of Minnesota

234 Humphrey Center, Minneapolis, MN 55455

文献資料

アメリカにおける親の学校参加に関する文献資料は膨大である。また、本報告を書くに際しては、インタビューや学校で提供された1次資料、インターネットで公開されている学校の情報などを主に利用している。よってここでは、本報告書を書くにあたって参考にした連邦と州の資料と関連のインターネットアドレスに限定して記す。各学校、機関から提供された多くの一次資料については割愛する。

(連邦政府の政策に関する文献又はウェブ・ページ)

U.S. Department of Education, *Reaching All Families Creating Family-Friendly Schools*. 1996.

U.S. Department of Education, *Keeping Schools Open as Community Learning Centers: Extending Learning in a Safe, Drug-Free Environment Before and After School*. 1996.

U.S. Department of Education *New Skills for New Schools: Preparing Teachers in Family Involvement*, 1997

<http://www.ed.gov/> (連邦教育省)

<http://www.ncbe.gwu.edu/iasconferences> (連邦教育省主催の地方会議)

(ナショナルPTAに関するもの)

National PTA *Building Successful Partnership A Guide for Developing Parent Involvement Program*, 2000.

National PTA *National Standards for Parent/Family Involvement Programs*, 1998

National PTA *Our Children* December 1998/January 1999.

National PTA *Middle School/High School Parent Involvement Resource Kit*, 1999.

The National PTA *PARENT PLUS A Comprehensive Program for Parent Involvement*, 1995.

National PTA, *The PTA Story A Century of Commitment to Children*, 1997.

The Children's Partnership, *Parents' Guide to the Information Superhighway*, May 1998.

Children First(Web site of the National PTA) <http://www.pta.org>

(ハワイに関する資料)

・ Hawaii Department of Education, Parent Empowerment Initiative 1999-2000 Fact Sheet(Draft 7/22/99)

・ Parent-Community Networking Centers, 'Logs-Statewide Analysis 1998-1999

・ Vivian S.P. Ing., *Hawaii's Parent-Community Networking Experience: Discovering Community and Community Education*, Pacific Region Educational Laboratory, 1993.

・ Hawaii Department of Education, *Comprehensive Students Support System: Family Support Services*, 1999.

・ Office of Accountability and School Instructional Support/ Student Support Services Group, *Hawaii Department of Education, Comprehensive Student Support System Operations Manual*, September 1999.

・ Parent Community Networking Center, 'Prime Time' A literary PEP Project, March 4, 1998.

(ミネソタに関する資料)

Minnesota Department of Education, 'Vocational Educators' Guide to the Effective Use of Advisory Committee, 1974 (revised in 2001).

<http://www.mnmsba.org/> (Minnesota School Board Association)

ド イ ツ

ドイツにおける親の学校参加

坂野 慎二

はじめに

ドイツにおける親の学校参加は、法的に保証された、学校教育活動に関与する権利である。公立学校では、16州のうち、2州を除く14州で決定権を持つ学校会議が設置されている。学校会議を設置することが州毎に法令で定められている。教員はもちろんのこと、保護者や生徒が学校運営に関与する学校における会議は、学校会議のみならず、教員会議、両親協議会、生徒会などが規定されている。

学校会議の構成は、(1)教員代表半分(以上)、生徒・保護者代表半分(以下)といった構成をとる州と、(2)教員代表、生徒代表、保護者代表の三者を同じ割合とする州に分かれている。すなわち、教職員が半数以上を構成する州と保護者及び生徒代表が半数以上を構成する州がある。学校会議が教職員・保護者・生徒の各代表ほぼ同数で構成されている州は、バイエルン州(1994年)、ベルリン市(1979年)、ブランデンブルク州(1996年)、ハンブルク市(1997年)、メクレンブルク・フォアポメルン州(1999年) ラインラント・プファルツ州(1974年)、ザールラント州(1996年)、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州(1998年)、チューリンゲン州(1993年)と9州まで増加している。ただしバイエルン州とラインラント・プファルツ州の学校会議は決定事項がなく、事項を審議するのみである。

親は学校会議などを通じて、学校教育活動に参画するとともに、「親の夕べ」などを通じて、子どもの成長を確認する。また、学校レベルに留まらず、市レベル、州レベル、連邦レベルで保護者団体があり、様々に活動している。

この他に、日本でも関心の高いシュタイナー学校(ドイツでは「自由ヴァルドルフ学校」と呼ばれる)では、校長をおかず、教員を中心とした合議制学校経営が行われており、親の学校教育活動への参加も積極的である。

I. ドイツ訪問記

ここでは、本研究により行ったドイツでの聞き取り調査について、訪問の記録を整理して報告する。この調査は、旧東ドイツの諸州と旧西ドイツの州並びに両者が合わさったベルリン市(都市州)にわたる。しかもベルリン市では日本でも関心と呼んでいるシュタイナー学校を訪問した。

以下の報告は、インタビュー、収集資料に基づく。直接学校参加に関連しない内容も含まれているが、現在のドイツの教育改革がどのように進んでいるのかを理解してもらうため、それらも含めて報告する。

1. 訪問期間 平成12(2000)年2月29日(火)～平成12年3月12日(日) 13日間

2. 日程

- 2月29日(火) 目黒—成田—フランクフルト—ドレスデン(泊)
3月1日(水) ザクセン州ドレスデン市学事課聞き取り調査
Regionalschulamts Dresden, Fr. Cornelia Franke
3月2日(木) 学校訪問(中間学校) 移動 ドレスデン—ベルリン(泊)
3月3日(金) ベルリン—ポツダム—ベルリン
ブランデンブルク州文部省聞き取り調査 Hr. Quehenberger, Dr. Ernst
3月4日(土) 資料整理
3月5日(日) 資料整理
3月6日(月) シュタイナー学校 Freie Waldorfschule 訪問 Hr. Michael Wilhelmi
3月7日(火) 移動 ベルリン—エアフルト(泊)
チューリンゲン州文部省訪問 Thue. Kultusministerium Hr. Dietmar Müller
3月8日(水) 学校訪問(正規学校、ギムナジウム)
3月9日(木) 移動 エアフルト—マインツ(泊)
ラインラント・プファルツ州文部省聞き取り調査
Ministerium für Bildung Wissenschaft und Weiterbildung, Fr. Mathea u.a.
3月10日(金) 学校訪問(私立ギムナジウム) Theresianum Mainz
校長 Hr. Nilles
3月11日(土) マインツ—フランクフルト—
3月12日(日) 成田—目黒

3. 調査内容の概要

3月1日(水) ザクセン州ドレスデン市学事課聞き取り調査

Regionalschulamts Dresden, Hr. Bernd Wonka Fr. Stephan

・シュテファンさんとボンカさんに話を聞く。シュテファンさんはギムナジウムの、ボンカさんは中間学校の専門担当者である。

・ザクセン州の地方組織は1999.1.1.に改組された。それまでは文部省の下に3つの上級学事課 Oberschulamts、その下に20の市学事課 Stadt. Schulamts であった。これを併せて5つの地方教育委員会 Regionalschulamts にした。しかし人員削減は直接は行われず、定年となる等の自然減により定員削減を行う予定である。ドレスデン地方の学事課は現在100人以上のスタッフを抱えている。

・ザクセン州のパートナー州はバイエルン州とバーデン・ヴュルテンベルク州である。つまり保守的な州がパートナーである。その影響は随所にみられる。

・同州の学校体系は、4年制基礎学校の上に中間学校と8年制ギムナジウムとに分かれる。中間学校は進学率約30%である。ハウプトシューレ課程は5年制で、進学率はそのうちの15%である。そこから実科学校の課程へと移動する者は5%程度にすぎない。

- ・6年制の実科学校の課程に進む者は70%の者の85%程度である。相当多いといえる。同課程を修了後、ギムナジウムに進学する場合、ギムナジウム第10学年へと編入になる。従ってアビトゥア取得までに13年を必要とする。進学率は数%である。この他に3年制の職業ギムナジウムへ進学することも可能である。第二外国語は選択であり、必修ではない。
- ・ギムナジウムは多様な種類が存在する。通常のギムナジウム形式の他に、旧東ドイツ型の重点ギムナジウム mit vertiefter Ausbildung が存在する。分野は言語、数学、音楽、スポーツ等多様である。ギムナジウムへの進学率は30%程度である。
- ・ギムナジウムの習熟度別は第8学年から行われる。
- ・同州の特色は中央アビトゥアである。実科学校修了証、重点的ハウプトシューレ修了証（実科学校と同等）の修了も試験が行われる。このあたりもパートナー州の影響を読みとることができる。書店では、ザクセン州の他にもバイエルン州とバーデン・ヴュルテンベルク州の中央アビトゥアの問題集が売られていた。同一の会社であるStark Verlag のシリーズである。
- ・学校参加について。バイエルン州の影響か、学校会議に多くの権限を与えることに否定的である。国の学校監督権を重視している。もちろん、組織的には学級レベル、学校レベル、郡レベル、州レベルで親と生徒の代表組織がある。
- ・クラスの親代表の選挙には85%程度の親が参加している。学年が高くなるに従い、参加率は下がっていく傾向がある。

3月2日（木） 第65中間学校訪問 65.Mittelschule AlexanderPuschikin Schule, Fr.Mühler

- ・校長はゲルハルトGerhardt,Harri さん。50歳をちよつと超えたところでしょうか。
- ・生徒数役320人、教員20人 第5～10学年で、第10学年は1クラス 第7学年は3クラスで、1クラスはハウプトシューレ系。他は実科学校系。
- ・第6学年からドイツ語、数学、英語、物理は習熟度別
- ・ハウプトシューレ修了者16～17人のうち、1～5人くらいが実科学校へ
- ・第7学年から週4時間のプロフィール授業
- ・職業実習は第9学年から14日間
- ・社会の1時間も職業選択に充てられる
- ・成績評価について。ここでは学籍簿をSchülerkarteiという。原本は学校が保管する。証明書のみが生徒に手渡され、親のサインがなされたかどうか確認され、戻される。
- ・そこには行動の記録Kopfnoten が入っている。日本でも指導要録で何をどのように評価するのかが課題とされているが、ドイツでは、行動の記録が廃止されたところが多い。旧東ドイツ時代は、行動の記録が含まれていた。
- ・Kopfnoten は1999年まで行動Verhaltenと協調性Mitarbeitenの2つであったが、2000年から行動Betragen、協調性、勤勉さFleiß、秩序Ordnungの4つとなった。
- ・成績評価は1年は行われない。2年の1学期からドイツ語、数学が評価される。3年以降は評価される科目が増やされる。

- ・1年は所見のみである。
- ・予算について。ここでは学校予算はあまり進んでいない。
- ・年度を超える予算は市に戻される。従って単年度予算である。
- ・その他。出席簿は男女別だが、女性から始まることが多いようだ。
- ・実科学校修了証および深められたハウプトシューレ修了書は、中央の試験で修了する。試験は数学、ドイツ語、英語は口述または論述で4時間、理科は2時間半である。
- ・クラスの親代表およびその代理者を選ぶとき、親の参加率は高い。この地区の平均所得水準は高いということもあるが、親の夕べの集いでは90%以上が参加する。そこで代表が選出される。
- ・校長の勤務時間について。校長は在籍義務時間が7時～16時までである。
- ・基礎学校では校長の仕事は8時間換算である。他に55歳以上は1時間マイナスされる。教員の持ち時間数は基礎学校で28時間、中間学校では27時間である。
- ・教頭は180人未満では置かれない。しかし学校経営のために5時間分が与えられ、1人でそれをするのか、分担するのは学校の自由である。

3月3日(金) ブランデンブルク州文部省聞き取り調査 Hr. Quehenberger, Dr.Ernst

- ・ブランデンブルク文部省で、エルンスト氏とクベーレンベルガー氏に会う。
- ・最新の動向を話してもらう。ブランデンブルク州でも12年アビトゥアが検討されている。ベルリンでは第8学年を前後にずらすことを考えているが、ブランデンブルクでは全体に内容を詰めることを考えている。しかしブランデンブルクは現在CDU/SPDの連合であるため、どうなるのかはわからない。

3月6日(月) シュタイナー学校Freie Waldorfschule訪問 Hr.Michael Wilhelmi

- ・ベルリン市のクロイツベルク地区にあるシュタイナー学校を訪問する。8時から4時半まで、1日かかって話を聞く。
- ・まず授業見学。第5学年の主要授業Hauptunterrichtに参加する。まずはじめにシュタイナーの文を唱える。それから歌を歌う。これまで斉唱であったものを2部にする。次にリズムに合わせて体を動かす、オイリュトミーのもととなる動作がおこなわれる。1から7まではじめと終わりまで手を叩きながら前進と後退を繰り返す。子供には結構難しいようだ。このあたりは日本だと音楽で座りながら手を叩くといった音楽の時間の内容とそう大差はない。しかし体をすべて使ってやることに彼らは独特に意味を見いだしていると考えられる。朝の子供の体を目覚めさせる意味もあるのであろう。
- ・次にドイツ語の発音をする。phやrの巻き舌など、発音しづらい音を中心に文章を読み上げるような形で進める。ここまでは25分くらい、立ったままの授業であった。それから今週の重点であるドイツ語の文法と書き方を行う。現在、現在完了、過去、過去完了、未来、未来完了の6つの時制を色を巧みに使いながら説明を進める。
- ・次に算数。概数について、練習する。例題を出して、間違いを見つけながら授業は進ん

でいく。千の概数、一万の概数をやっていたが、桁がずれると答えもずれる。下から桁を数えるというところまでなかなか進まない。どうしても上から何番目というように考えてしまっている。全体説明は少ないが、よく統制されている。しかし先生が話を始めても注目するまでの時間は結構かかっている。日本だと全員が揃わないうちに授業を進めてしまうところでも、教員が辛抱強く生徒を正すところが印象的であった。

- ・この主要授業（第9学年からはエポック授業Epochenplan）が8時から9時45分まで続く。その後休憩。それからの授業は基本的に45分のリズムで行われる。

- ・次の授業からはヴィルヘルミ先生の配慮により、第9学年の歴史の授業の一環として行われたユダヤ人講師の話に参加させてもらう。1923年生まれの彼は、1933年のナチスの焚書についてはほとんど覚えがないという。1942年12月に彼が外出している間に家族は強制収容所に送られて、皆死亡した。彼はたまたまデートに外出していて助かった。こうした語り部による授業は公立学校でも頻繁に行われており、彼のスケジュールは2001年の6月まで一杯だそうだ。

- ・本でも紹介されているように、シュタイナー学校では、第8学年まで原則として担任の持ち上がりである。主要授業は担任が行う。オイリュトミー、体育、音楽、工作などは教科担任が行う。第9学年からこのエポック授業を教科の専門教員が2～4週間単位で交替交替に行う。クラス担任はなくなり、クラス担当 Klassenbetreuer がつく。

- ・シュタイナー学校に校長はいない。すべては合議制で決定される。会議には学校経営会議 Schulleitungskonferenz, 技術会議 Technikkonferenz, 教員会議 Pädagogenkonferenz, 法律会議 Rechtskonferenz, 全体会議 Gesamtkonferenz, 等がある。

- ・教員会議は教員全員と学童保育所の保育士が参加する。授業の内容の決定等教育内容に関することを合議する。同校では34人。

- ・技術会議はあまり重要ではないとのこと。

- ・学校経営会議は教員のほぼ半分が参加する。生徒の退学など、重要な課題はここで決定される。同校では18人。ここまでは毎週木曜日に行われる。

- ・法律会議が重要な会議である。構成は教員3人、学童保育所の保育士1～2人、親5人、そして経営責任者 Geschäftsführer, 事務職員が参加する。この会議がシュタイナー学校を対外的に代表する。経営責任者は教員が行うところもあるが、多忙となるため、専任であるという。法律会議は財政問題、法的問題などを最終的に決定する会議である。議長はいない。多数決主義である。2週間毎に開催される。

- ・全体会議はクラス親代表が各2人、教員3～5人が参加する。この会議はほとんど決定権 Entscheidung はなく、勧告権 Empfehlung のみである。4週間毎に行われる。

- ・体験学習について。同校では第7学年から2週間の実習が行われる。第10学年では農業、測量の実習が、第11学年では福祉実習が3週間、第12学年では芸術実習が行われる。

- ・アビトゥアについて。第13学年に進む生徒は30人中10～15人程度。アビトゥアは8科目で、4科目は論述で、4科目は口述で行われる。論述4科目はドイツ語、外国語、数学、自然科学である。コレークのアビトゥアとほぼ同様。成績の判定は同校の教員と学事課教

員が共同で行う。

- ・教育課程の特色は、第1学年から2つの外国語を学習することであろう。他に上述のエポック授業など、特色ある教育課程である。
- ・シュタイナー学校に通う生徒の親の社会階層は比較的高い。しかし明確な統計は無い。

3月7日(火) チューリングゲン州文部省訪問 Thue.Kultusministerium Hr.Dietmar Müller

- ・チューリングゲン州文部省スポークスマンのミュラー氏と会う。
- ・チューリングゲン州のパートナー州はバイエルン州とラインラント・プファルツ州である。
- ・90-94年はCDU/FDPが、94-99年はCDU/SPDが、99年からはCDUが単独で政権を担当している。
- ・財政担当のシェンク氏Hr.Schenkの話聞く。2000年の州の教育予算は、人的費用が24億5400万マルクである。生徒は38万人なので、一人あたり7897マルクとなる。物的費用は4000万マルクほどである。校舎建築費用は現在特別重点予算となっており、別枠である。予算で年度繰り越しができるものは補助金(項目6)と投資関連の費用(項目8)とである。大括りは各項目内で行うものを指している。項目間の移動はない。
- ・学校予算化は進んでいない。学校は口座を持ちうるが、保護者からの徴収金を集めるためのものである。
- ・私立学校の補助金は、総額のみがわかり、補助金の維持費に占める割合はわからない。補助の対象となるのは教員の人件費である。

3月8日(水) 学校訪問ギムナジウム、Heinrich-Hertz Gymnasium, 正規学校25 Regelschule

- ・ハインリヒ・ヘッツ・ギムナジウムHeinrich-Hertz Gymnasium 校長のフーバー氏Hr.Hüberに話をきく。生徒数は780人、教員は75人である。
- ・同校は旧東ドイツ時代には上級学校であった。統一前後にギムナジウムとなり、校長が教員を集めた。
- ・成績判定について。チューリングゲン州ではギムナジウムにおいては、正規分布曲線により、成績判定を行っている。平均は2.3である。こうした判定の方法を行っていることをドイツでは初めて耳にした。同州では上級段階の科目が厳格に定められている。
- ・同校のプロフィールは3つある。1つはコンピュータを用いたメディア教育である。2つは芸術である。3つは学校開放である。年に4~5回、近隣住民を招いている。また、グラウンドを使った夜間スポーツクラブも行っている。校長は自分のアイディアだと自慢していた。日本ではすでに普及していると説明したら驚いていた。
- ・コンピュータは14台で、2人に1台である。ドイツ語の正書法と文法に活用している。他に教科にまたがる授業でも活用したいが、教員が教科の枠から出たがらないので、うまく進まないとのことである。インターネットはAmerican Online かTelekomの負担で学校負担はない。こうした措置は日本でも必要なのではないだろうか。
- ・第12学年の英語の重点コースの授業をみせてもらう。まず驚かされたのが授業の対象が、

昨日クラスで見に行った映画であった。その中で意味がわからなかった単語を拾いながら、内容を確認していく。教員はロシア語と英語の資格をもっていた。旧東ドイツでは一般に2科目教員として養成されていた。しかし1科目教員もおり、そのうちのロシア語教員は再教育を受けてもらっているが、その成果はあまりはかばかしくない。ドイツ統一から10年経って、ロシア語を受けている子供は20人ほどのうち1人だけで、しかも第3外国語であった。完全に英語が支配的となっている。

- ・第25正規学校Regelschuleの校長プファフさんFr.Pfaffに話をきく。生徒数400人の学校である。学校の立地は、新興の団地住宅がほとんどである。通学区域はやはりない。
- ・学校全体が落ち着きがなく、苦勞が感じられる。ギムナジウムとの相違は大きい。家庭に問題を持っている子供が少なくない。荒れるという感じではないが、ギムナジウムに比べるとやはりうるさい。授業は正常に行われているようである。
- ・正規学校のシステムでは課程の移動がかなり困難である。実科学校課程とハウプトシューレ課程の子供の割合は年により相当異なる。ハウプトシューレ終了時に試験を受けて、特別クラスに進む可能性は開かれているが、そうした子供はほとんどいない。ハウプトシューレ課程で修了証を得ることができるのは80-90%である。実科学校課程においても同様である。
- ・第8学年から企業実習が始まる。第8学年では1週間、第9・10学年では2週間の企業実習が行われる。
- ・留年をして、かつ、修了試験を受ける気のない者のために、実習クラスを置いている。そこでは、スポーツを週5時間、経済と技術を週10時間行っている。こうした実践向けの設置は、子供を学校に通学させるためには有用であろうが、その後企業で訓練席を見つけるためにはやはり修了証が必要である。
- ・ザクセン州の通知票であった行動の記録はここではない。旧東ドイツ時代には行動の記録があった。
- ・学籍簿はここではSchülerbogenと呼ばれている。
- ・法令上はクラスの最大は30人だが、実際には28人が最大である。それ以上はクラスを分ける。
- ・教室は人数が少ないからよいが、広さは日本のそれよりも小さい感じである。設置基準を調べてみる必要があるようである。

3月9日(木) ラインラント・プファルツ州文部省Ministrium für Bildung, Wissenschaft und Weiterbildung

- ・ラインラント・プファルツ州文部省で、マテアMathea女史(中等段階II)、ヘルドHeld, Ministerialrat氏(審議官)、リボフスキーLipowsky女史(中等段階I)、ティフェスThifes氏(法律)に話をきく。
- ・中等段階Iでは、教科にまたがる授業の普及が考えられている。親の学校参加について

は、肯定的見解であったが、生徒の参加には懐疑的であった。

- ・中等段階IIでは、大きな動きがある。98年に試行を始め、99年から「マインツ・モデル」が導入されている。いわゆる2年半で上級段階を修了するモデルである。KMKの協定では年間の授業時数の規定がないので、こうしたモデルが可能である。マテア女史は2年半ではなく、2年と4分の3年といていた。3月末日まで原則として授業を継続する。従来は論述試験が行われた5月以降には授業が行われていなかった。そのため、授業の減少はそれほど大きくないことを強調していた。

- ・それと平行して8年型モデルを実施している。これは7,8,10年と第9学年を飛び越すものである。ベルリンでは第8学年を飛び越すモデルであるため、若干カリキュラムに違いが出るかもしれない。

- ・教員採用について、2000年から新しい制度が採用される。これまでは採用予定者リストにある者が採用される地域を申告していたが、新制度では学校が条件を提示し、志願者が自分で応募する。学校は採用委員会を組織する。校長、教員、学校委員会（教員、親、生徒）の3者からなる委員会で面接などを行い、決定する。学校監督当局はよほど内容的に問題がある場合を除き、干渉しない。こうした制度はノルトライン・ヴェストファーレン州で普及しており、4分の3はこうした制度で採用されている。ラインラント・プファルツ州でも取り入れたが、今年は20%程度にとどまっている。こうした制度は学校には大きな負担となるため、導入に及び腰のところも少なくない。権限委譲と責任の関係が明確になるが、学校がどの程度引き受けられるのかはまだわからない。

- ・学校予算について。やはり自治体、郡の問題なので、明確な統計はない。しかし確実に学校予算が進んでいる。次年度繰越を行っているところもあるし、大括り化のところもある。

3月10日（金）テリジアンム・ギムナジウム

- ・Theresianum Mainzという私立ギムナジウムを訪問。校長のNillesさんから話をきく。教頭も陪席。設置母体はヨハネス財団。生徒数1000人。

- ・同校では才能ある生徒用に8年制ギムナジウム課程を設置している。Begabtenförderung am Gymnasium mit Verkürzung der Schulzeit = BEGYS

- ・他はふつうの「マインツ・モデル」である。

- ・同校は補完学校Ersatzschuleに属する。そのため授業料の徴収はできない。補助学校Ergänzungsschuleとの違いである。そのため、親からの学校援助が欠かせない。親の70%は年間240DMの援助を援助協会を通じて行っている。国からの補助は教員人件費の50%にすぎない（同州の規定による）。

- ・Ersatzschuleでは試験において、学校監督当局の者が試験に立ち会う必要はない。

- ・同校は国際的協調を重視しており、現在35ヶ国から生徒が来ている。日本人の生徒も在籍している。

- ・同校の特色は完全終日学校であることである。水曜日を除き、3時半まで授業あるいは放

課後活動AGがある。第5～8学年は自由選択グループNeigungsgruppen, 第9/10学年では放課後活動AGと呼んでいる。全員が参加することになっている。評価はなく、出席証明のみである。

4. 訪問後のまとめ

以上お読みいただければ理解して頂けたと思うのだが、ドイツといっても州により、教育についての考え方が大きく異なる。今回訪問したザクセン州やチューリンゲン州は、旧東ドイツに属していた州で、教育についても比較的伝統的な考え方を持っている。旧西ドイツに属するラインラント・プファルツ州も同様である。一方、ベルリン市やブランデンブルク州は大胆な教育改革を進める計画を持っている。

保護者の教育活動への参加についても、異なる考え方が併存している。旧東ドイツの州では、保護者や児童・生徒がどの程度積極的に参加しているのかを、旧西側と比較することは難しい。旧東ドイツの州では、保護者自身が生徒の時にはそうした教育活動に積極的に参加する経験を有していなかったのである。しかし法律レベルでは、旧東ドイツ諸州5州中4州の州憲法で、保護者のみならず、児童生徒が学校教育活動について協働する権利を持つことが規定されている（IIの主要資料の翻訳を参照）。

また、ベルリンで訪問したシュタイナー学校も興味深い。訪問記の中で記したように、シュタイナー学校には校長はいない。教育活動についての多くの決定事項を教員達が合議により決定する。このため、教員は授業の他にも多くの時間をとられることになる。自治的に学校を運営するために必要な事とはいえ、その負担に耐えられなくなる教員もいるようだ。

II. 主要資料の翻訳

ここでは、各州の憲法および学校法等から、学校参加に関連する法律を抜粋して要旨を掲げる。

[旧西ドイツ諸州]

1. バーデン・ヴュルテンベルク州

州憲法 1953.11.11.

15条3項 その子どもの訓育及び教育を共同決定する(mitbestimmen) という親の自然権は、教育制度を形成するときに考慮されなければならない。

学校法 1983.8.1.←1964.5.5.

47条(学校会議) 学校会議は学校の共同機関である。学校会議は…協働を促進し、多様な意見を交換し、学校の本質に関わる事項を審議し、2-5項に従って決定することを責務とする。

3項〔決定事項〕 1.学校教育のパートナーシップ 2.週5/6日制 3.生徒の共同決定に関する事項 4.学校設置者に対する学校の見解—学校名および学区の変更 5.生徒の補習実施についての学校の見解 6.放課後活動の原則 7.設置者への運営費要求

4項〔聴聞 anhören 事項〕 1.教員会議の決定について—学校教育の一般事項、学校裁量の予算の執行 2.学校実験の導入及び終了 3.学校の種別・類型等の変更 4.学術研究計画の許可 5.設置者に対する施設設備についての見解

5項〔審議・了解事項〕 1.学校規則の公示 2.課題・宿題の決定 3.法令の実施 4.学校全体での特別行事の原則 5.授業以外の行事の実施原則

9項 構成員は校長(議長)、保護者会議長(副議長)、教員6、

a)生徒会がないときは親代表5 b)保護会がないときは生徒代表6、

c)保護者と生徒会があるときは保護者代表2、生徒代表3

2. バイエルン州

学校教育法1994.7.7.←1982.9.10.

69条(学校フォーラム) 基礎学校以外に設置。生徒、保護者、及び教員共通に関係する事項について審議するとともに勧告をおこなう。→決定権なし

〔構成員〕 教員3、保護者会代表3、生徒代表1、議長は校長で投票権なし

〔審議事項〕 1.学校組織の本質的問題 2.通学路の安全保障と事故防止 3.敷地内の建築
4.学校外部の活動規則の公示(Hausordnung) 5.休憩規則と休憩監護の確定

3. ベルリン市

学校法 1980.8.20. 現在統一法作成中

学校体制法 1979.2.5.

50条 (学校会議の形成) 各学校に学校会議が設置される。最低年4回

51条 (学校会議の構成) 校長、教員代表3、生徒代表4、保護者代表4

基礎学校は第5・6学年の代表で審議権のみ

53条 (学校会議の責務) (1)学校会議の責務は各学校の学校の教育活動において教員、保護者、生徒の協働に資する。

(2)学校会議の責務は学校生活の利害事項を共同で討議することである。以下の事項を審議決定する。

〔審議決定事項〕 1.家庭学習の範囲と量の原則 2.学校実験の許可 3.学校の特別行事
4.学校規則 5.外部での学校教育活動のための行動規則 (Hausordnung) 6.通学路の安全
7.学校内の教室割り振り原則 8.学校建築の提案と見解

〔聴聞hören事項〕 1.学校の分割、統合、廃止 2.学校教育組織の変更 3.任意の教育活動の提供

4. プレーメン市

州憲法 1947.10.21.

26条 教育課題として社会的良心、労働への意欲、自分の思考、責任意識

学校法 1994.12.20.

学校管理法 1994.12.20.

21条 (学校の法的地位と自主財政)

33条 (学校会議の責務) 学校会議は学校関係者の共同審議・決定機関である。学校会議はこの法律に従い、学校の最高決定機関である。

決定事項12 (学校プログラムあり) 意見表明事項4

34条 半数は教職員代表 (原則教員と職員同数)、半数は保護者・生徒代表 (中等段階I、中等段階IIでは生徒2/3保護者1/3)

〔決定事項〕 1.学校教育計画(Schulprogramm)及びそれにより生じる教育・授業組織の結果並びに学校教育活動の評価のための原則 2.学校の自由な活動時間の原則及び任意の活動の目的決定の原則 3.学校の全関係者の同意を必要とする場合の手続き 4.学校規則。施設規則(Hausordnung)と自治体との相互情報を含む 5.授業組織の原則 6.学校独自に使用できる財政の配分 7.他の学校・期間等との協力 8.困難な事項 9.林間学校、遠足等の校内での原則 10.学校法61条にいう親の授業参観(Hospitationsrecht)規則 11.法令で委任された責務 12.授業を行わない職員及び親の継続教育

〔聴聞事項〕 1.学校の分割、移転、廃止及び統合 2.学年を他の学校に移すこと 3.他の建物に学年等を間借りすること 4.学校実験の導入

5. ハンブルク市

学校法 Schulgesetz 1997.4.16.

50条 (学校の自治)

51条 (学校教育計画 Schulprogramm)

52条 (学校会議の責務) 学校会議は学校の自治の最高審議決定機関である。

53条 (決定権) 12+ 1項目

54条 (意見表明権) 3項目

〔決定事項〕

- ①出席者3分の2以上あるいは定数の過半数 1.学校教育プログラムの決定およびそれに基づく学校教育活動の実施と結果の評価
- ②3分の2以上 1.統合学級の導入 2.学校実験の導入 3.終日学校の導入あるいは養育提供の導入 4.学校名
- ③過半数 1.施設規則(Hausordnung) 2.放課後活動等の原則 3.授業や行事における親の協力原則 4.遠足等学校行事および学校保育の学内原則 5.生徒活動の原則 6.学校教育目的以外の教員・親・生徒の学校使用原則 7.生徒及び親の集金の実施 8.校長あるいは校務分掌志望者の支援

〔聴聞権〕

〔聴聞anhören事項〕 1.学校の統合、分割、移転、閉鎖 2.校長および校務分掌者の任命
3.学校の増築、新築

55条 (構成) 校長の他に生徒、保護者、教員各同数、規模により3-5人

6. ヘッセン州

州憲法 1946.12.1.

55条 親の教育権

56条 教育権者は教育制度の形(Gestaltung)を共同決定する権利をもつ。

学校法 1992.6.17.→1997.5.15.

127条a (自治の原則) 3項 財産権の学校への委託可

127条b (教育の自己責任と学校教育計画)

128条 (学校会議の課題) 学校会議は審議決定機関であり、教員、保護者、生徒が協働する。

129条 (決定権) 19項目

〔決定事項〕 1.学校教育計画 2.授業割の削減 3.科目の学習領域への統合および課題領域の再構成 4.任意の授業および養育の設置等 5.基礎学校における外国語の選択および導入時期、第3学年の評価の廃止 6.労働・福祉活動の評価点数の廃止 7.習熟度別授業の範囲、時期 8.宿題の配分 9.学校実験の申請 10.親等の授業・行事活動への共同活動の原則 11.他の学校や施設との共同活動の原則 12.方針の枠内での学校独自の財政計画 13.週5/6日制 14.外的な学校活動のための学校規則(売店の設置、教育活動以外の生徒及び親の施設使用、生徒活動の原則、を含む) 15.障害者への見解 16.校長招請委員会の委員 17.ハウプトシューレ第10学年の設置 18.職業教育諸学校の専攻・重点の設置 19.特

殊学校の基礎学校第5学年の設置

130条 (意見表明権) 10項目

〔聴聞事項〕1.学校の申請しない学校実験の導入 2.学校が申請しない実験学校への学校の変更 3.促進段階に替わる第5・6学年の設置 4.学校の拡充・分割・統合・閉鎖を含む学校組織の決定 5.学年等の他の学校への移転 6.補習や通学路の安全といった設置者の決定する重要事項 7.学区の設定や変更、ブロック授業 8.学校名 9.学術研究の許可 10.校長の委任

131条 (構成員と手続き) 校長、教員と保護者・生徒が半数ずつで合計11-25人

7. ニーダーザクセン州

学校法 1993.9.27.←1974.8.1.

26条 (学校改善計画Schulentwicklungsplanung)

33条 (学校の決定) 学校の決定は次の規定により、会議あるいは校長により行われる。

34条 (会議の責務) 本質的にすべての事項を決定

〔原則についてのみ決定する事項〕 1.成績評価 2.授業活動と宿題およびその調整
3.時間割 4.教員の授業義務による時間計算 5.代替時間の規定 6.教育補助職の活動
7.3ヶ月までの生徒の休暇

35条 (会議の責務の配分) (1)以下の部分会議に権限を与えない限り、全体会議は34条によるすべての事項を決定する。

36条 (会議の構成と手続き) 決定権—a)校長、b)主に勤務する(hauptamtlich)あるいは主に任命された(hauptberuflich)全教員、c)他の教員の代表、d)試補教員、e)主に勤務・任命された学校教育補助者、f)その他の学校教育補助者の代表、g)保護者・生徒代表 (*a)~d)が、70人以上の場合各9人、51~70人未満は各7人、31~50人未満は各5人、11~30人未満の場合各3人、10人まで各2人)、 →教員有利

審議権—投票権をもたない教員、試補教員学校運営者代表、保護者・生徒代表

(2)全体会議は何でも決定できる。(学校の最高決定機関である (GIII A.2.))

44条 (合議的学校経営)

8. ノルトライン・ヴェストファーレン州

州憲法 1950.6.30

10条(2)教育権者は学校制度の形成について親代表を通じて協働する(mitwirken)。

学校管理法 Schulverwaltungsgesetz 1985.1.18.

学校協働法 Schulmitwirkungsgesetz 1977.12.13.

1条 (協働と協働権者) 協働の目的は学校の自己責任を果たし、学校の教育活動のあらゆる関係者から必要な協働を促進することである。

2項 協働は決定、参加、それに必要な情報である。参加は意見表明権、招請権 Berufungsrecht、討論権Anregungsrecht 提案権を含む。

3項 教員、教育権者、年齢に応じて生徒、学校関係者は学校制度の形成についてこの法律にしたがって協働する。

4条 (学校会議)	教員	保護者	生徒
基礎学校	1	: 1	: 0
中等段階I	3	: 2	: 1
中等段階II	3	: 1	: 2

5条 (学校会議の責務) 勧告事項3項目 決定事項20項目 10に予算権

〔原則を勧告する事項〕 1.授業内容の形成と方法の適用 2.授業の割り振りとコースの設置 3.評価・試験・進級の統一的適用

〔決定事項〕 1.宿題と成績チェックの時間的調整の原則 2.15条にいう設置者の関与の決定 3.教授活動や放課後活動の設置

9. ラインラント・プファルツ州

学校法 1974.11.6.

18条 (学校の自治)

38条 (学校委員会) 教員、生徒及び保護者を代表する学校委員会Schulausschußは、かれらの協働を進め、意見が相違する場合にそれを調整し、学校の教育活動の提案をおこなう。

2項 学校委員会は学校のあらゆる決定は措置について意見を聴取されるべきである。…校長の任命は学校委員会の同意により行われる。意見が一致しない場合には、教育行政当局が決定する。

4項 学校委員会に属するのは、校長の他、教員、生徒、保護者が各3-9人
→決定権なし

10. ザールラント州

州憲法

26条 親はその子に対する教育を決定する (bestimmen) 権利を有する

学校秩序法 1965.5.5.→1996.8.21.

24条 (学校会議) 学校会議では、教員、保護者、生徒及び学校運営者が協働する。詳細は学校共同決定法に規定する。

学校共同決定法 1974.3.27.→1996.8.21.

44条 (学校会議の設置) 最低年2回

45条 (学校会議の構成員) 校長、教員3、保護者4、生徒4 (第8学年以上)

47条 (学校会議の責務) 2項 共通に関心のある学校生活の問題について討議し、関係組織に提案を行い、以下の10事項について審議し、決定する。

1.学校規則 2.宿題 3.自由な授業活動の提供 4.学校行事 5.通学路安全 6.学校設置者、学区の学校など学校の協働 7.学校の開発、構成、変更の提案 8.学校実験の申請 9.物的支出に対する財政配分の申請 10.建築現場の提案

3項 意見を表明する 3項目

1. 学校統廃合 2. 学校の地域の建築措置 3. 学校領域の建築計画

11. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州

学校法 1990.8.2.→1998.12.21.

87-90条 (校長任命における協働) 校長選抜委員会を設置、教育当局10、教員5、保護者5 (中等段階IIでは保護者3、生徒2)

91条 (学校会議の構成) 学校会議は学校の最高決定機関である。

2項 教員と保護者、生徒が3分の1ずつ。(21.12.1998.改正←従来は教員2分の1、保護者・生徒で1/2)

5項 生徒代表は第8学年以上

92条 (学校会議の責務と手続き) 学校会議は法令に従い次の23項目を審議し決定する。

2項 学校会議は次の6項目について意見を聴取し、立場を表明する

3項 学校会議は通例1学期1回である。

[旧東ドイツ諸州]

1. ブランデンブルク州

州憲法 1992.8.20

30条(2) 学校制度は州の監督に服する。その形成に際し、親、教員および生徒並びにその代表及び団体は協働するmitwirken。

学校法 1996.4.12.←1992.7.1.

7条 (学校の自治) 2項 教材と運営費を学校が決定、さらに施設の設備や維持に必要な費用も学校が裁量できる。

3項 職員費用についても決定の余地を学校がもつ。

90条 (学校会議の構成) 校長、教員代表4、生徒代表5、保護者代表5

91条 (学校会議の責務) 決定事項12+4 意見表明10

決定事項のなかに学校プロフィール

2. メクレンブルク・フォアポメルン州

学校法 1996.5.15.←1991.4.26.das Erste Schulreformgesetz

73条 (学校の自治) 学校の決定は以下の規定に従い、会議及び校長により行われる。決定は人的物的財政的条件が実施されるところが限界となる。

74条 (学校教育協働の原則)

76条 (学校会議)

2項 校長、校長を含む教員、保護者、生徒の代表が各3分の1で構成される。

6・7項 決定権16（法に根拠をもつ）+ 5項目

- 1.男女共学 2.時間割の逸脱 3.基礎学校での異学年授業 4.基礎学校への準備学年の設置 5.基礎学校での診断促進学年の設置 6.ハウプトシューレ・実科学校課程並置校におけるハウプトシューレ第10学年の設置 7.統合ハウプトシューレ・実科学校における課程にまたがる授業 8.協力型総合制学校の課程にまたがる編成 9.統合型総合制学校における習熟度別クラス 10.ギムナジウムでの特別な提供の設置 11.促進学校における準備学年の設置 12.特定の促進がでの基礎学校第5学年の設置 13. 学校実験の導入、実験学校の設置 14.完全半日学校 15.基礎学校における改革教育学の授業 16.終日学校
 - 1.自由な学校行事の導入と範囲 2.宿題と学習結果統制の範囲と配分の原則
 - 3.学校提携の協定 4.クラス旅行及び遠足の原則 5.正規の教育活動以外のための学校規則
- 9項 意見表明権 5項目 1.校長の任命 2.学校実験の期限前終了 3.学校統廃合など
- 4.クラスなどの他の学校への変更 5.生徒の輸送・通学路

3. ザクセン州

州憲法 1992.5.27.

104条 1項 両親と生徒は学校の生活と活動内容について選ばれた代表により協議する権利を有する。

学校法 1991.7.3.

43条（学校会議）学校会議の責務は学校運営、教員、保護者、生徒の協働を促進し、学校生活共通の出来事を審議し、提案を行うことである。

2項 次の事項について教員会議の決定は学校会議の了解を必要とする。9項目

3項 学校会議の構成 校長（投票権なし）、教員6、保護者4、生徒3（第7学年以上）

6項 最低年2回

4. ザクセン・アンハルト州

州憲法 1992.7.16.

29条 2項 教員、保護者及び生徒は学校の生活と活動内容について選ばれた代表により協議する権利を有する。

学校法 1996.8.27.

24条（学校体制総則）学校にはその教育活動のために自己責任をもって予算を執行すべきである。

25条（学校の決定）学校の決定は、以下の規定に従い、校長と会議により行われる。上級学校当局から学校に自治の拡大を目標として、決定権が一層委譲されるべきである。

26条（校長の地位）校長は学校を対外的に代表し、学校の全体的責任を担い、会議に留保されない課題の責を負う。

2項 校長は全体会議の議長であり、会議の準備を行い会議の決定へと導く。

27条（諸会議の責務）…諸会議は学校のあらゆる本質的な事項を審議し決定する。

15項目

28条（諸会議の責務の分担）全体会議は他の会議に属さないあらゆる事項を決定する。

29条（諸会議の構成と手続き）全体会議の構成 投票権をもつ校長、教員及び教育職員、保護者代表及び生徒代表（合計が教員と同数になるように）

意見表明権のみ 学校保育職員 2、その他の職員 1、学校運営者代表 1、試補

5. チューリングン州

州憲法 1993.10.25.

23条3項 親、他の保護者、教員及び生徒は、学校制度の構成並びに学校の生活及び活動内容について協議する。

学校法 1993.8.6.

38条（学校会議）生徒、保護者、保育士および教員の協働ならびに共同決定機関として学校には2学年毎に学校会議が構成される。校長は議長で投票権をもたない。基礎学校では教員代表と保護者代表が同数（各2-3） 通常の学校では教員代表、保護者代表、生徒代表各3

3項 学校会議は関係する事項を審議し、勧告を行う。

5項 学校会議は次の10項目を決定する。（項目は略）

III. 参考文献リスト

- ・天野正治他(1998)『ドイツの教育』東信堂。
 - ・遠藤孝夫(2000)「現代ドイツにおける『学校の自律性』の拡大とその歴史的背景—『学校共同体』の理念の継承—『日本教育行政学会年報』第26号所収。
 - ・坂野慎二(1999)「教育参加・学校参加制度に関する研究動向紹介」日本教育制度学会『教育制度学研究』第6号224-229頁。
 - ・坂野慎二(2000a)「ドイツにおける学校裁量権の拡大」貝塚茂樹『地方教育行政の在り方に関する総合的調査研究』(科研費報告書)333-344頁。
 - ・坂野慎二(2000b)「ドイツの教育改革と学校参加」日本比較教育学会『比較教育学研究』第26号.111-126頁。
 - ・坂本秀夫(1994)『増補新版PTAの研究』三一書房。
 - ・竹内俊子(1989)「西ドイツ学校法の動向と特徴—学校における『参加権』の意義と限界—」『日本教育法学会年報』第18号有斐閣所収。
 - ・南部初世(1992)「旧西ドイツにおける学校管理運営論の分析—1983年バーデン・ヴェルテンベルク州学校法改正を素材として—」『日本教育経営学会紀要』第34号所収。
 - ・南部初世(1994)「旧西ドイツにおける学校管理運営への参加の課題—シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州学校法改正論議を素材として—」『京都大学教育学部紀要』第40号所収。
 - ・南部初世(1996)「ドイツにおける学校管理運営論の展開」『京都大学教育学部紀要』第42号所収。
 - ・南部初世(1999)「90年代ドイツにおける『学校の自律性』論の特質」関西教育行政学会紀要『教育行財政研究』第26号所収。
 - ・西原博史(1996)「最近のドイツ教育方正における参加と選択」『日本教育法学会年報』第25号、有斐閣、64-74頁。
 - ・前原健二(1992)「現代ドイツの学校制度における法制化の両義性—『法制化』による『学校監督の縮小』論の理解をめくって—」『教育学研究』第59巻第4号所収。
 - ・柳澤良明(1996a)『ドイツ学校経営の研究—合議制学校経営と校長の役割変容』亜紀書房。
 - ・柳澤良明(1996b)「世界における子ども・生徒参加の動向3ドイツ」喜多明人他『子どもの参加の権利』三省堂所収。
 - ・結城忠(1988)『教育法制の理論—日本と西ドイツ—』教育家庭新聞社。
 - ・結城忠(1994)『学校教育における親の権利』海鳴社。
- Ackermann,H.(Hrsg.)(1998); Schulqualität managen.Brühl.
- Ackermann,H.(1998);Eltern - Ratgeber für Schulqualität? Über die Rolle der Eltern im Prozeß der Schulentwicklung.in: Ackermann(1998).
- Avenarius,H.(1994);VerfassungsrechtlicheGrenzen und Möglichkeitenschulischer

Selbstverwaltung. in: Daschner (1995).

Avenarius,H.(Hrsg.)(1998a);Schule in erweiterter Verwaltung.

Avenarius,H.(Hrsg.)(1998b);Schule in erweiterter Verwaltung.Ein BerlinerModellversuch(1995 bis 1998).

Avenarius,H./Heckel,H.(2000);Schulrechtskunde.(7.Aufl.).

BildungskommissionNRW(1995);Zukunft der BildungSchule der Zukunft.

BMBF(1999);Grund- und Strukturdaten 1999/2000.

Daschner,P.u.a.(Hrsg.)(1995);Schulautonomie -Chancen und Grenzen.

Daschner,P.(1995);Verführung von oben oder Bedürfnis von unten? Zur Diskussion um Schulautonomie inHamburg.in:Daschner (1995).

Deutscher Bildungsrat(1973);Zur Reform von Organisation und Verwaltung im Bildungswesen.Teil I. Verstärkte Selbständigkeit der Schule und Partizipation der Lehrer,Schüler und Eltern.

Frommelt,B.(1995);Auf dem Weg von der Lernschule zur Lebensschule.Das hessische Autonomiekonzept.in: Daschner (1995).

Füssel,H.-P.(1998);Schulleitung zwischen Staatlicher Steuerung und Schulischer Handlungsautonomie.in:Ackermann,H. (1998). Heckel,H./Seipp,P.(1969,1976);Schulrechtskunde. (4.u.5.Aufl.)

Höfling W.;DemokraitewidrigeSchulautonomie? in:RdJB 1997.S.361-371.

Ders(1998);Die Bedingungenfür eine Schule in erweiterter Verantwortung nach deutschem Verfassungsrecht. in:Avenarius,H. (1998).

Lange,H.(1995);Schulautonomieund Personalentwicklungfür Schule.in:Daschner(1995).

Ministerium für Bildung Wissenschaft, Forschung und Kultur des Landes Schleswig-Holstein (1998); Wege zum Schulprogramm.

Nevermann,K.(1982);Der Schulleiter.

NRW-MSWWF(1998); Schulprogramm - eine Handreichung.

Ders (1997); "...und sie bewegt sich doch!" Entwicklungskonzept Stärkung der Schule“.

OECD(1997);Parents as Partners in Schooling. (翻訳：中嶋博ほか,1998.『親の学校参加』学文社)

Pritchard,R.(1998);Die Autonomie der Schule in Grossbritannien.in: Avenarius (2000).89-98.

Richter,I.(1994);Theorien der Schulautonomie.in:Recht der Jugend und des Bildungswesens,H.1.1994.S.5-16.Auch:Daschner(1995).

Riedel,K. (1998);Schulleiter urteilen über Schule in erweiterter Verantwortung. Schley,W. (1998);Konfliktmanagement -Zum Verhältnis von Schulleitung,Lehrern,Elternund Schülern.in: Ackermann(1998).

オーストラリア

オーストラリアにおける親の学校参加

神鳥 直子

(日本学術振興会特別研究員)

はじめに

オーストラリアは連邦国家であり、学校教育段階は各州および直轄区の管轄となっている。したがって、各州および直轄区によって教育制度、政策、現状は様々である。今回の調査は、ビクトリア州およびニューサウスウェールズ州を対象としており、以下は両州における親の学校参加についての調査結果である。

I. 親の学校参加の概観

〔決定参加モデルとパートナーモデル〕

親の参加は、学校審議会 (School Council) を通して学校運営に関わる意思決定に参加する場合 (決定参加モデル) と、各学校に設置されている親の団体あるいは個人を通して、ボランティアとして学校内の活動や生徒の指導を支援する場合 (パートナーモデル) の両方が見られた。

オーストラリアでは 1970 年代に入って学校段階に権限を委譲する方針が示され、それに伴って各学校に学校審議会が設置される動きが高まった。親は学校審議会のメンバーとして学校運営の意思決定に参加している。しかし、ビクトリア州では学校審議会の活動が活発であるのに比べると、ニューサウスウェールズ州における学校審議会の活動は積極的ではなく、すべての学校に学校審議会が設置されているわけではない。

親の団体は、州によって名称が異なるものの、各学校に設置されており、それを統括する州レベルの団体、全国レベルの団体が組織されている。これらの親の団体は、学校のための募金集め、父母間の交流などに貢献している。

その他、学校の行事への参加、授業時間内に生徒の指導を援助するなどの個人レベルでの親の参加も積極的に行われている。校長および教師が親に声をかけるなどして、親が学校に来やすく、学校にいて心地よいと感じるような雰囲気になるように学校が心がけている。

オーストラリアにおける親の参加を概観すると、従来から行われてきた「パートナーモデル」の参加に加えて、近年では「決定参加モデル」の参加も積極的に行われており、両者を両立させた参加の形態である。「決定参加モデル」の参加を可能にしているのは、パートナーモデルとしての参加が下地にあることであるとも言える。

〔親の学校参加に関する先進的な取り組み〕

ビクトリア州では小学校の低学年を対象とした識字および数量的思考能力を向

上させるための計画、ニューサウスウェールズ州においては不利な状況にある学校に対する政策の中で識字能力を向上させるための計画が実施されている。これらの計画において親の学校参加の促進は不可欠な要素となっている。親の学校参加と学力の向上を直接的に結び付けている点は注目できる。わが国において、親の学校参加を促進するための政策を策定する場合、その成果を何に求めるのか、焦点を明確にする必要があると思われる。

II. 海外調査報告

インタビュー調査等の実施日程

日付	日程	備考
3月5日(日)	メルボルン大学図書館にて資料収集	
3月6日(月)	12:00 - 14:00 Professor Emeritus Hedley Beare, CAER, The University of Melbourne	
	14:30 - 16:00 The Victorian Council of School Organisations Inc.: VICCSO Ms Jeanette Wilson, Executive Secretary	The Victorian Council of School Organisations Inc. Cnr. Buckingham and Davison Streets Richmond, 3121 Tel: +61 3 9429 5900 Fax: +61 3 9428 3306
	16:30 - 17:00 The Association of School Councils in Victoria Incorporated Mr Stephen Franzi-ford, President	The Association of School Councils in Victorian Incorporated 217 Church Street, Richmond 3121 Tel: +61 3 9427 0155 Fax: +61 3 9427 0151
3月7日(火)	シドニーに移動	
	2:00 - 3:00 Federation of Parents and Citizens' Associations of NSW Mr Steven Daykin, Information Officer	Federation of Parents and Citizens' Associations of New South Wales 210 Crown Street, East Sydney Fax: +61 2 9361 6835
	4:00 - 5:00 Ms Patricia Gard, International Projects Coordinator, International Business Unit, NSW Department of Education and	

	<p>Training Mr John Nichol, Student Adviser, International Business Unit, NSW Department of Education and Training</p>	
3月8日(水)	<p>9:00 - 12:00 Punchbowl Public School 9:00 - 9:30 Ms Kim Harley, Parents as Teachers Program 9:30 - 10:00 Seminar for parents (Share the School) Community Liaison Officer 10:00 - 11:00 Visit classes from Prep to Year 6 11:00 - 12:00 Mr Glenn Stelzer, Principal</p> <p>1:00 - 4:30 State Equity Centre 1:00 - 3:00 Ms Nazmiye Iyidilli, DSP Coordinator, Community Partnerships, Disadvantages Schools Program, NSW Department of Education and Training 3:00 - 4:30 センターにて資料収集</p>	<p>Punchbowl Public School Canterbury Road PUNCHBOWL 2196 Ph (612) 9750 5055 Fax (612) 9740 4242</p> <p>State Equity Centre (in grounds of Erskineville Public School) Bridge Road ERSKINEVILLE 2043 Ph (612) 9517 6822 Fax (612) 9550 2874 Email equity@ozemail.com.au</p>
3月9日(木)	<p>9:00 - 1:00 Wiley Park Girls High School Discussion about community involvement and parents' participation at Wiley Park Girl High School Ms Henrietta Vimlati, Deputy Principal 2 Parents 2 Students (Student Forum) Ms Nazmiye Iyidilli, DSP Coordinator, Community Partnerships, Disadvantages Schools Program, NSW Department of Education and Training</p> <p>2:00 - 4:30 State Equity Centre</p>	<p>Wiley Park Girls High School The Boulevarde PUNCHBOWL 2196 Ph (612) 9750 0144 Fax (612) 9740 4391 Principal: Mr Bob Healy Contact: Ms Henrietta Vimlati, Deputy Principal</p>
3月10日(金)	<p>1:00 - 3:00 NSW Department of Education and Training, Disadvantages Schools Program, Community Partnerships Section Ms Nazmiye Iyidilli 他3名</p>	<p>NSW Department of Education and Training 1 Oxford Street, Darlinghurst, NSW 2010 Ph: (02) 9244 5360 Fax: (02) 9244 5365</p>
3月11日(土)	書店にて書籍の収集・収集資料の整理	

III. 主要資料の翻訳ならびに解説 (2件)

(1) 『協力関係の構築：第1部 役割と責任』ビクトリア州教育省 1998年 《抄訳》

Department of Education, Victoria, *Making the Partnership Work, Part 1 Roles and Responsibilities*, 1998, pp.22-27

<解説>

学校審議会は学校運営の最高意思決定機関であり、親はその構成員として学校運営に関与するという重要な役割を果たしている。この文献は、学校審議会の円滑な運営のためにビクトリア州教育省が発行したものである。第1部では学校審議会の役割と責任を概観し、第2部では学校審議会を運営する上での規則と手順について明記している。本稿では、第1部の学校審議会の役割と権限について記されている項目を抄訳する。

<抄訳>

学校審議会の役割と権限

学校審議会の主な役割と権限は次の通りである。

- ◆ 学校憲章 (school charter) および州の指針の枠内で学校の教育方針、目標、優先事項を決める。
- ◆ 学校予算の承認と監査。予算は学校憲章と一致するものである。
- ◆ 学校審議会に入る資金は適切な目的に使用される。
- ◆ 学校教育局長に学校長の任命について推薦する。
- ◆ 生徒の服装規定や生徒規則を作成する。
- ◆ 学校と教育省に年次報告をする。
- ◆ 教職以外の職員と臨時の教師を雇う。
- ◆ 学校施設や土地の全般的な管理を行い、適切な状態で維持されるようにする。
- ◆ 必要な清掃と公衆衛生サービスを提供する。

以上の内容についての詳細は以下の通りである。

教育方針

学校審議会は、政府の指針のもとで教育方針を立てなければならない。

1958年教育法は、8つの主要学習領域が示されたことに伴い、生徒に明確な法的根拠を提供するために1993年に改正された。その学習領域とは、芸術、英語、保健体育、英語以外の言語、数学、科学、社会と環境、テクノロジーである。

学校教育委員会 (Board of Studies) は、就学前から第10学年までのすべてのすべての学校教育を対象とした教育課程の枠組み (Curriculum Standards Framework: 以下 CSF)

を発行した。学校審議会が独自の教育課程の方向性を示す中で、CSFはビクトリア州教育修了資格 (Victorian Certificate of Education) の学習計画とならんで州全体の指針となるものである。学校教育委員会は、第3学年から第5学年の生徒を対象とした学習評価計画 (Learning Assessment Project) や第7学年から第9学年の生徒を対象とした中等教育の評価プログラムである Victorian Student Achievement Program (VSAM) を開発した。

これらの州の取り組みは、CSFに関連する生徒の学習成果についての情報を親、教師、学校に提供するためのものである。この情報は、学校の必要性に応じた教育課程を開発するのに役立つ。

学校予算/財政

学校審議会は、以下について保証しなければならない。

- ◆ 財政運用と財務状態の妥当な報告書が保存されていること。
- ◆ 効率的な運用を促進するために適切な内部の管理体制が維持されていること。

学校長の任命

1981年教職員法 (Teaching Services Act) に従って、学校審議会は学校教育局長に学校校長を推薦する責任がある。

生徒の服装規定

すべての学校審議会は、生徒の服装規定を作成し、実施する権限がある。

服装規定は、学校審議会が生徒の外見についてもつ必要条件を詳細に記述する。服装規定の作成あるいは修正は、学校との話し合いのもと学校審議会に権限がある。

生徒規則

学校審議会は、生徒規則の実施を監督し、評価を行い、学校と教育大臣に報告する権限がある。学校長は、生徒規則の実施とそれを守らせる権限がある。

学校憲章、年次報告、3年ごとの再検討

学校憲章は、学校の目的と教育目標に関して学校審議会と学校教育局長の相互理解にあたるものである。

年次報告書は、学校憲章に明記された目標の達成に向けての進展を概説し、基本的に教育省と学校に対する報告に使われる。

3年ごとの再検討は、事実上は学校憲章の適用期間である3年目の年次報告の再検討である。

遠足

学校審議会は、以下の承認について権限がある。

- ◆ 1泊の遠足
- ◆ キャンプ
- ◆ 他州／海外への訪問
- ◆ 海や空の旅を必要とする遠足
- ◆ 週末や休暇中に行なわれる遠足
- ◆ 危険の伴う活動

(2) 『安全で有効な学習環境のために：親の団体と学校審議会のための戦略』州の学校のオーストラリア審議会 1996年 <<抄訳>>

Jim Cumming, Australian Council of State School Organisations, *Towards Safe and Supportive Learning Environments: Strategies for Parent Groups and School Councils*, 1996, pp.13-16

<解説>

親の団体は、州によって名称が異なるものの、各学校に設置されており、それを統括する州レベルの団体、全国レベルの団体が組織されている。州の学校のオーストラリア審議会 (Australian Council of State School Organisations) は、全国レベルの組織であり、1947年に創設された無党派、無宗派の団体である。オーストラリアの公立学校に関わる親、市民、生徒の関心を代表する国の機関となっている。

この文献は、安全で有効な学習環境作りを目指し、州の学校のオーストラリア審議会が発行したものである。近年オーストラリアの学校で見られるいじめ、暴力などの問題への対応として示されたものであり、安全で有効な学習環境作りのために、親の参加の重要性に焦点があてられている。本稿では、どのようにして親が効果的に参加するのかについて記されている項目について抄訳する。

<抄訳>

どのようにして親が効果的に参加するか

課題への対応

学校における安全で有効な学習環境を作り、維持するための親の効果的な参加の重要性が高まっている。次に示す文章は最近出されたものであり、校内暴力がある場合に親の団体の責任と支援が必須のものであるとみなされることは、意義があると記している。

- ◆ ジェンダー、暴力、権限に関する問題に取り組む際に親を巻き込むということは、多くの理由できわめて重要である。親は、子ども達が不安、脅迫、いじめ、いやがらせ、身体的暴力などのない、安全で有効な環境で学習することを望んでいる。(No Fear, 1995, p.X. 教職研修資料より)
- ◆ 連邦政府は、学校内での暴力に取り組むには親の参加が中核的な役割をもつと認識している。(The Government's Response to Sticks and Stones: Report on Violence in Australian Schools, 1994, p.9 より)
- ◆ オーストラリアにおけるいじめの調査によると、学校が職員、親、生徒の参加する政策を採用している場合は、いじめが起こる例が低いということである。(Sticks and Stones, 1992, p.vi より)
- ◆ 親と家族は子どもの態度に大きな影響力がある。したがって、学校と親は子どもの教育成果を高めるために協力関係を築かなければならない。(Truancy and Exclusion from School, 1996, p.59 より)

親の参加の重要性を擁護するのは簡単であるが、美辞を現実にするのは別のことである。最初の段階として、校内暴力に立ち向かうための計画、実施、評価への親の参加は合法的であり、大切なことであると親の団体が再認識する必要がある。

次の段階では、親の団体は学校を基盤とした計画や活動への親の参加の目標とする成果を明確にする必要がある。いくつかの報告書は、地域社会の観点から取り組まれた安全で有効な学習環境の発展の利点として次の点をあげている。

- ◆ 生徒の学習成果を高める(知識や技能など)
- ◆ 健康、身の安全、福祉の改善(生徒、教師、親のためなど)
- ◆ (学校、家庭、地域社会間の)関係の広がり
- ◆ (暴力や破壊行為などによる)生徒の停学、退学の発生率の低下
- ◆ 進路と公正の改善(生徒のための教科の選択、職業との連携、職業の選択など)
- ◆ 親の参加の高まり(学校活動や教育課程の開発など)
- ◆ 結束力のある地域社会と思いやりのある社会

真のパートナーシップの推進

効果的な親の参加の土台は、真のパートナーシップの構築である。学校段階では、親が教師と共に積極的に活動する際にこのことが顕著となる。真のパートナーシップは、親との距離をもつ、表面的な形での親の参加というような見せかけの努力になることはない。安全な学習環境作りに積極的な学校は、次の過程を実行している。

- ◆ 親の興味、関心、考えを調べる
- ◆ 親を問題解決や実際の課題に従事させる
- ◆ 効果的な親の参加を支援する人的資源を割り当てる

言い換えれば、効率的な学校というのは、決定がなされた後あるいは計画が立てられて実施された後に親の参加を求めるのではなく、最初から親が従事できるように努めているのである。さらに、親が様々な方法で参加できるような機会を提供している。以下に、安全で有効な学習環境を作るために、親が教師と真のパートナーシップを図るためのいくつかの活動を示す。

◆ 情報収集

多くの学校では暴力の性質や程度を調べるための教師と親のチームを設置している。そのプロセスは大抵、チームでデータを集め、分析して、主要な意思決定機関に調査結果を発表するというものである。統計的な情報を得るために、生徒、親、教師に対してアンケートや調査を行なう場合もある。他に、暴力に関連する要因に関する重要な洞察を得るために面接を行なう。

◆ 政策の立案

親は、いじめ、いやがらせ、態度の管理などに関わる事柄に関して学校の方針を立てる権限のある委員会の代表であることを確実にすることが、概して効率的な戦略であると思なされる。広範囲の観点で討議することによって、突然の妙案や解決の鍵となる意見の一致、所有者の意向や改革の確約を得ることができる。

◆ 計画の発展

過去数年の間に安全で有効な学習環境を作るための様々な資料が作成されたので、多くの学校は独自の教育課程を作ったり、研修活動を行なったりしている。有効な学習環境を構築するための学校を基盤としたワークショップやフォーラムに親の参加を積極的に呼びかける主催者もいる。親は、これらの活動を教師と共に進めることによって、計画の発展に貢献するだけでなく、学校、家庭、地域社会での暴力への対応と防止に貢献することになる。

◆ ネットワークの構築

より有効な学習環境を発展させるために学校と一緒に密接に活動する可能性を求めている人々、組織、機関がたくさんある。効率的なネットワークは無駄な努力を減らし、協力的な努力を増やすことになる。

困難な問題への対応

親の参加の重要性が多くの団体によって公に擁護される一方で、資源が用意され、良い事例のモデルが文書に示されているが、すべての学校において安全で有効な学習環境を現実のものにするためには多くの課題が残されている。例えば、親の参加に関する多くの問題があるが、それらはあまりに困難な問題に分類されてしまう。ここでこれらの問題を取り上げるのは、あらゆる段階で批判的な意見と革新的な実践を継続的に進める過程を促進するという視点から、これらの問題について話し合い、取り組むためである。

◆ 異なる文化や背景への対応

多くの人々や団体の努力にもかかわらず、主要ではない文化、背景、信念、価値をもつ人々は、学校の安全で有効な学習環境を作るための最近の取り組みについて必ずしも認知しているとは限らない。

学校における安全で有効な学習環境を作るための政策、計画、資源を開発する際には、人種、社会経済的な状況、民族性、ジェンダー、障害のような要素を含んだ広い視野の基盤を必要とする。

◆ すべての親に行きわたること

多くの親が委員会やワークショップに出席、学校の活動に参加する一方で、参加しない親たちも多くいる。子どもの頃の経験から、学校を訪問することにひややかな感情をもち、組織的な活動に参加することを楽しめない親たちもいる。

学校での暴力をなくすための活動に従事する親を探す時には、自由に入れる環境作り、親や教師による家庭訪問、ネットワークと電話連絡網、学校以外での地域社会の集まり、形式ばらない計画の主催などの様々な戦略を通してすべての親に行きわたるようにする必要がある。

◆ 長期的視野の持続

改革のための戦略には学校全体での取り組みが奨励されると多くの文献に示されている。しかし、そのような取り組みの複雑さや重要性はほとんど認識されていない。安全で有効な学習環境の発展を優先事項として持続させることをとても難しいものにする要求や権力の競合が常につきまとう。

学校での暴力を撲滅するための政策や計画を立てる時には、根本的な改革は一夜にしては起こらないということを認識して、長期的な視野を持続させることが重要である。

◆ 適切な資源の確保

学校で損害を与える事件や問題が起こると、安全で有効な学習環境のための政策や計画の発展についての関心が急に高まることがある。しかし、最初の意気込み（例えば、一度きりの活動など）が過ぎると、主要な事項から外されてしまう。実際に役立つ方法で支援されていない学校や地域社会での取り組みは、成果を上げることができない。

安全な学習環境を作るための計画に取り組む際、質の高い成果を生み、改善のための動機付けを持続させるためには、適切な段階への資源の提供が必要とされる。

IV. 文献・ウェブサイト一覧

<文献>

- Department of Education, Victoria, Making the Partnership Work, Part 1 Roles and Responsibilities, 1998.
- Department of Education, Victoria, Making the Partnership Work, Part 2 Rules and Procedures, 1998.
- The Victorian Council of School Organisations Inc., VICCSO Statement of Policy 1996.
- The Victorian Council of School Organisations Inc., School Councils of Victoria.
- The Victorian Council of School Organisations Inc., School Bell(Official Journal of The Victorian Council of School Organisations Inc.), Vol.53, No.1, February/March 1999.
- The Victorian Council of School Organisations Inc., School Bell(Official Journal of The Victorian Council of School Organisations Inc.), Vol.53, No.2, April/May 1999.
- The Victorian Council of School Organisations Inc., School Bell(Official Journal of The Victorian Council of School Organisations Inc.), Vol.53, No.3, June/July 1999.
- The Victorian Council of School Organisations Inc., School Bell(Official Journal of The Victorian Council of School Organisations Inc.), Vol.53, No.4, August/September 1999.
- The Victorian Council of School Organisations Inc., School Bell(Official Journal of The Victorian Council of School Organisations Inc.), Vol.53, No.5, October/November 1999.
- The Victorian Council of School Organisations Inc., School Bell(Official Journal of The Victorian Council of School Organisations Inc.), Vol.54, No.1, February/March 2000.
- Greg Andrews, The Parent Action Manual, 1985, Impact Printing (Vic.) Pty Ltd.
- The Victorian Federation of State School Parents' Clubs, Victorian Parent (official newsletter of the Victorian Federation of State School Parents' Clubs), Vol.27, Issue 1, February 2000.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., 1998/1999 Annual Report.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., The School Councillor (official newsletter of the Association of School Councils in Victoria Inc.), Vol.13, No.6, December 1997.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., The School Councillor (official newsletter of the Association of School Councils in Victoria Inc.), Vol.15, No.4,

August 1999.

- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., The School Councillor (official newsletter of the Association of School Councils in Victoria Inc.), Vol.16, No.1, February 2000.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., Constitution & Policies, n.d.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., Advancing Education Through School Councils, 1997.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., Fund Raising Ideas, 1995.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., Responsibilities of Council Members, 1999.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., A Parent's Guide to the School/College Council, 1997.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., Unravelling Education Jargon, 1999.
- W.H. Johnson, Technical to Post Primary: A History of The School Councils Association, Victoria (1941 - 1990), 1992.
- The Association of School Councils in Victoria (ASCIV) Inc., 1997 Collection - Tape A: The Year Ahead - Planning Training & Development for Your School Councillors, Increasing Parent & Community Participation in Schools, Running Your Own School Council Induction Program (videotape).
- Ministry of Education, Victoria, Parent Participation, n.d.
- Office of Training and Further Education, Victoria, Showing Best Practice in Training and Further Education, 1998.
- Federation of Parents and Citizens' Associations of New South Wales, 1999 - 2000 Handbook for P & C Associations.
- Federation of Parents and Citizens' Associations of New South Wales, 1999 Annual Report.
- S. Wimmer, Edited by C.Smith, A Short History of the P & C Federation 1908 - 1980, n.d.
- Federation of Parents and Citizens' Associations of New South Wales, What is Federation?
- Federation of Parents and Citizens' Associations of New South Wales, Parent & Citizen Journal, Vol.50, No.4, Term 4, October 1999.
- Federation of Parents and Citizens' Associations of New South Wales, Parent & Citizen Journal, Vol.51, No.1, Term 1, February 2000.

- Punchbowl Public School, Parents As Teachers Program.
- Punchbowl Public School, Newsletter, Week 2, Term 4.
- Punchbowl Public School, 1999 Management Plan.
- Punchbowl Public School, 1998 Annual Report.
- Punchbowl Public School, Information Booklet.
- Punchbowl Public School, Learning Together: Kindergarten Information Booklet 2000.
- Punchbowl Public School, Punchbowl Early Intervention (Special Education) Program.
- Punchbowl Public School, Planning for 2000 at Punchbowl Public School.
- New South Wales Department of Education and Training, State Equity Centre.
- N.S.W. Department of Education, A School Guide to Parents Participation in Whole School Change, 1989.
- New South Wales Department of School Education, Disadvantaged Schools Program, Community Development Officers: Guidelines for schools on roles and responsibilities 1997.
- New South Wales Department of School Education, The School Book: English, 1994.
- Jenny Ruge, New South Wales Department of Education and Training, (Consultative Draft) Developing Partnerships: Exploring the Congruence Area of Action, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, (Working Paper) Developing Partnerships: Exploring the Congruence of home and school, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, School community partnerships: Case studies of congruence, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, School Community partnerships: A directory of support materials in the congruence of home and school area of action, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, DSP Update, February 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, Learning for All: An introduction to the New South Wales Department of Education and Training, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, Who's Going to Teach my Child? : A guide for parents of children with special learning needs, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, Telephone Interpreter Service: Information for parents and caregivers (Multilingual Edition), n.d.
- New South Wales Department of Education and Training, State Literacy Strategy: Helping your child with spelling from Kindergarten to Year 6, n.d.

- New South Wales Department of Education and Training, Helping your child with Literacy in Years 5 - 8, n.d.
- New South Wales Department of Education and Training, Working successfully with parents in Literacy Years 5 - 8, n.d.
- New South Wales Department of Education and Training, 1999 Parents' guide to schools, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, Starting School: A guide for parents of children starting Kindergarten.
- New South Wales Department of Education and Training, Reading with your child at home: Ideas for parents of young children.
- New South Wales Department of Education and Training, Reading Recovery: Information for parents.
- New South Wales Department of Education and Training, Learning Partnerships: Going to school.
- Board of Studies, New South Wales, Supporting Your Child's Learning: Talking and Listening in K-6.
- Board of Studies, New South Wales, Supporting Your Child's Learning: Writing in K-6.
- Primary English Teaching Association, PETA News, Issue No.3, August 1999.
- Trevor H. Cairney & Lynne Munsie, University of Western Sydney, Nepean, Talk To A Literacy Learner, 1994.
- Trevor H. Cairney & Lynne Munsie, University of Western Sydney, Nepean, Effective Parents In Secondary Literacy Learning, 1994.
- Trevor Cairney and Jenny Ruge, Bridging Home and School Literacy: In Search of More Effective Partnerships, Forum of Education, Vol.51, No.1, April 1996.
- Wiley Park Girls High School, Year 7 2000 Student Information Booklet.
- Wiley Park Girls High School, NESB Students for Wiley Park Girls High School, 09/03/00.
- Wiley Park Girls High School, Year 12 1998 Graduate Destinations.
- New South Wales Department of Education and Training, Learning Together: A discussion paper for school communities, 1999.
- New South Wales Department of School Education, Working Effectively in Your School Community: Handbook for School Community Officers and Bilingual Officers, 1994.
- New South Wales Department of School Education, School As Learning Communities: A discussion paper, 1995.
- New South Wales Department of School Education, Metropolitan West Region,

Parents in Education, 1990.

- The School Community: A Place to Start: Strategies for Participation, Book 1, n.d.
- The School Community: A Place to Start: Strategies for Participation, Book 2, n.d.
- New South Wales Department of School Education, A Guide to the Disadvantaged Schools Program, 1996.
- National Board of Employment, Education and Training, Schools Council: Getting it Right, School Serving Disadvantaged Communities, Commissioned Report No.2, 1990.
- New South Wales Department of School Education, Metropolitan West Region, As A School Councillor What Do I Need To Know?: A Working Booklet, 1991.
- New South Wales Department of School Education, School Councils - Key Roles, 1994.
- New South Wales Department of School Education, School Council Guidelines, 1994.
- Trevor H Cairney & Jenny Ruge (University of Western Sydney Neapean), Department of Employment, Education and Training and Youth Affairs, Community Literacy Practices and Schooling: Towards Effective Support for Students, 1997.
- New South Wales Vocational and Training Accreditation Board, annual report 1998/1999, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, A Guide to Best Practice in Managing On-Job Traineeships in Small Business.
- New South Wales Department of Education and Training, Supporting VET in the new HSC: Case Studies of Secondary School Timetables and organisation, 1999.
- Australian National Training Authority, Showcasing RTOs the ARF at Work: Australian Recognition Framework, 1999.
- New South Wales Department of Education and Training, Learning in a Culturally Diverse Society: The multicultural education and training policy for New South Wales, Draft, 1998.
- New South Wales Department of School Education, Anti-racism Policy Statement, n.d.
- Australian Council of State School Organisation Inc. and The Australian Parents Council, Talking sexual health: A Parents' Guide, 1999.
- Australian Council of State School Organisation Inc. and The Australian Parents Council, Literacy: Parents make the world of difference.
- Australian Council of State School Organisation Inc. and The Australian Parents Council, Children's Learning: The Parent Factor, 1996.
- Australian Council of State School Organisation Inc., Policy Document (as amended by Annual Conference 1999), August 1999.

- Jim Cumming, Australian Council of State School Organisation Inc., Towards Safe and Supportive Learning Environments: Strategies for Parent Groups and School Councils, 1996.
- Australian Council of State School Organisation Inc., Creating Safe School Environments: What's Working in Australian Schools, November 1998.
- The South Australian Association of School Parents Clubs Inc., Parents Say... (official magazine of the South Australian Association of School Parents Clubs Inc.), Vol.22, No.4, November 1999.
- Jennifer M. Bowes & Alan Hayes edited, Children, Families, and Communities: Contests and Consequences, 1999, Oxford University Press.

<ウェブサイト>

Department of Education, Employment and Training, Victoria

<http://www.deet.vic.gov.au/deet/>

<http://www.sofweb.vic.edu.au/>

New South Wales Department of Education and Training

<http://www.det.nsw.gov.au/>

<http://www.schools.nsw.edu.au/>

APC: Australian Parents Council Inc.

<http://www.austparents.edu.au/>

ACSSO: Australian Council of State School Organisations

<http://www.acsso.org.au/>

VICCSO: The Victorian Council of School Organisations Inc.

<http://home.vicnet.net.au/~viccs/>

ASCIV: The Association of School Councils in Victoria Incorporated

<http://www.gsat.edu.au/~asciv/>

Federation of Parents and Citizens' Associations of NSW

<http://www.pandc.org.au/>

NSW Parents' Associations

<http://www.boardofstudies.nsw.edu.au/parents/parentassn.html>

韓 国

韓国の学校運営委員会における親の学校参加

佐藤由美（青山学院大学・非）

はじめに

韓国における親の学校参加は、主に学校運営委員会の活動¹⁾を通して行なわれている。学校運営委員会は、1995年5月31日に教育改革委員会（金泳三大統領の諮問機関）が発表した「5・31教育改革方案」のなかの1項目「初・中等教育の自律的運営のための学校共同体の構築」に拠って創設された。従来の「規制と統制中心の学校運営」から脱却して、それぞれの学校の「自律性と創意性を基礎においた学校運営」を目指そうという発想から生まれたものである。1995年後半の試験期間を経て、1996年度から都市部で全国的に施行され、既に5年の活動の蓄積がある。親の代表数名は、学校運営委員会に「学父母委員²⁾」として参加し、学校の運営に関わる意思決定に審議・議決・諮問³⁾を通じて関わっている。

韓国の学校には、既に解放後間もなく日本のPTAに相当する「学校後援会」が発足し、その後も、「師親会」、「期成会」、「育成会」とその名を変えながら、親の団体は存続し続けてきた。しかしながら、これらの団体は主として学校運営に必要な資金面での援助を担当してきただけで、学校の運営に参加するということにはなかった。このような経緯からしても、学校運営委員会制度の創設は、親の学校参加の新しい形態を生み出した画期的な取組みと言える。

韓国政府教育部や市・道（政令指定都市・県）の教育庁もそれぞれパンフレットを作成するなどして、学校運営委員会の活性化を積極的に推進している。

ここでは、ソウル特別市教育庁が発行した2冊の冊子『学校運営委員会運営要領』（2000年3月）および『学校運営委員会運営便覧』（2000年5月）⁴⁾の抄訳をもとに、学校運営委員会がどのような機関であるのかを紹介するとともに、2000年1月に取材したソウル市立中平初等学校の学校運営委員会を事例として、親の学校参加が実際どのようなかたちで行なわれているのかを述べることにする。

I. 学校運営委員会とはどのような機関か（資料抄訳と解説）

1. 学校運営委員会の歩みと性格

まずは、学校運営委員会の創設以来の歩みとその性格について上記資料を抄訳する。

〔資料1〕

《学校運営委員会の発展過程》

1995.5.31 教育改革委員会「初・中等教育の自律的運営のための学校共同体の構築」の下位課題として学校運営委員会の設置・運営を発表

- 1995.7.26 「地方教育自治に関する法律」－学校運営委員会の根拠作成
(1997.12.13「初・中等教育法」制定で削除)
- 1995.8.31 ソウル特別市教育庁－学校運営委員会の運営を試験的に実施(計32校)
- 1996.2.22 「地方教育自治に関する法律施行令」制定
－学校運営委員会の構成
－学校運営委員会の機能など
－私立学校の運営委員会規定(勸奨事項)
- 1996.4.1 国・公立初・中・高・特殊学校学校運営委員会構成・運営実施
- 1996.5.10 「ソウル特別市立学校運営委員会設置・運営に関する条例」制定
『附則第2条 最初の委員の任期開始及び満了』
－地方教育自治に関する法律施行令第28条第2項から第4項により最初
に選出された委員の任期は1996年4月1日から開始したものとみる
- 1997.12.13 法律第5438号「初・中等教育法」制定
第31条から第34条(学校運営委員会関係条項)
- 1998.2.24 「初・中等教育法施行令」(大統領令第15664号)制定
第58条から第64条(学校運営委員会運営事項などを規定)
- 1998.11.10 「ソウル特別市立学校運営委員会設置・運営に関する条例」改正
第15条④ 学校長は運営委員会の審議結果を遅滞なく、学父母に家庭通
信にて通知しなければならない。(新設)
- 1999.8.31 「初・中等教育法」改正(法律第6007号)*2000.3.1施行
- 2000.2.28 「初・中等教育法施行令」改正(大統領令第16,725号)

《意義》

学校運営委員会は、学校運営と関連した重要な意思決定に学父母、教員、地域の人が参与することによって学校の政策決定の民主性・合理性・効果性を確保し、学校の教育目標の達成に寄与するための集団意思決定機構である。

《法的地位》

学校運営委員会の設置・運営は次の法律で規定した。

- * 「初・中等教育法」第31条～第34条
- * 「初・中等教育法施行令」第58条～第64条
- * 「ソウル特別市学校運営委員会設置・運営に関する条例」第11条～第22条

《性格》

* 「法定委員会」: 学校運営委員会は法律, 施行令および条例を根拠に設置・運営され、法律, 施行令および条例に規定された事項は、必ず学校運営委員会の審議・議決・諮問を経るようにしている。

*「審議・諮問機構」：学校運営委員会は法律と施行令及び条例に規定した審議・議決・諮問事項に対して、必ず審議・議決・諮問するようにしている。

*「独立した委員会」：学校運営委員会は、学校長とは独立した機構である。

以上のように、学校運営委員会は教育改革委員会の提言で発足し、学校運営委員会に関する国レベルの法的根拠は、当初「地方教育自治に関する法律」および「同施行令」に求められた。1997年12月の「初・中等教育法」、1998年2月の「同施行令」の制定に伴い、移行される。地方分権化の流れのなかで、国は学校運営委員会の基本構造だけを示し、それぞれの地方自治体が地域に見合った「条例」を制定し、さらには各学校が自校に見合った「規程」を制定している。

2. 学校運営委員会の組織と機能

学校運営委員会の組織と機能については「初・中等教育法」に明らかである。同法の関連部分のみ抄訳すると次のとおりである。

〔資料2〕

「初・中等教育法」

(制定 1997.12.13 法律 第5,438号 改正 1999.8.31 法律 第6,007号)

第31条 (学校運営委員会の設置)

- ① 学校運営の自律性を高め、地域の実情と特性に合う多様な教育を創意的に実施することができるようにするために、国・公立および私立の初等学校・中学校・高等学校および特殊学校に学校運営委員会を構成・運営しなければならない。
- ② 国・公立学校に置く学校運営委員会は、当該学校の教員代表・学父母代表および地域社会の人材で構成する。
- ③ 国・公立および私立学校に置く学校運営委員会の委員定数は5人以上15人以内の範囲で、学校の規模などを考慮して大統領令で定める。

第32条 (機能)

- ① 国・公立学校に置く学校運営委員会は次の各号の事項を審議する。
 1. 学校憲章および学則の制定または改正に関する事項
 2. 学校の予算案及び決算に関する事項
 3. 学校教育課程の運営方法に関する事項
 4. 教科用図書および教育資料の選定に関する事項
 5. 正規学習時間終了後または長期休暇中の教育活動および修練活動に関する事項
 6. 教育公務員法第31条第2項の規定により招聘教員の推薦に関する事項
 7. 学校運営支援費の調整、運営および使用に関する事項
 8. 学校給食に関する事項

9. 大学入学特別選考中、学校長推薦に関する事項
10. 学校運動部の構成・運営に関する事項
11. 学校運営に対する提案および建議事項
12. その他大統領令、特別市・広域市または道（以下“市・道”とする）の条例に定める事項

②・③項 略

3. 学校運営委員会の構成と委員の選出

また、「初・中等教育法施行令」では、学校運営委員会の構成と委員の選出方法などが規定されている。下記はその抄訳である。

〔資料3〕

「初・中等教育法施行令」

（制定 1998.2.24 大統領令 第 15,664 号 改正 2000.2.28 大統領令 第 16,725 号）

第 58 条（国・公立学校運営委員会の構成）

- ① 法第 31 条の規定による学校運営委員会（以下“運営委員会”とする）中、国・公立の初等学校・中学校・高等学校および特殊学校（以下第 62 条まで“国・公立学校”とする）に置く学校運営委員会の委員定数は、次の各号の区分による範囲で、学校の規模などを考慮し、当該学校の学校運営委員会規程（以下の節では“委員会規程”とする）で定める。
 1. 学生数が 200 名未満の学校：5 人以上 8 人以内
 2. 学生数が 200 名以上 1000 名未満の学校：9 人以上 12 人以内
 3. 学生数が 1000 名以上の学校：13 人以上 15 人以内
 - ② 国・公立学校に置く運営委員会の委員の構成比率は次の各号の区分による範囲で委員会規程で定める。
 1. 学父母委員（当該学校の学父母を代表する者をいう。以下、この節は同様。）：40～50%
 2. 教員委員（当該学校の教員を代表する者をいう。以下、この節は同様。）：30～40%
 3. 地域委員（当該学校が所在する地域を生活の根拠地にする者で、教育行政に関する業務を遂行する公務員、当該学校が所在する地域を事業活動の根拠地にする事業者、当該学校を卒業した者、その他、学校運営に貢献しようとする者をいう。以下、この節は同様。）：10～30%
 - ③ 略
 - ④ 〈削除〉
- 第 59 条（委員の選出等）
- ① 国・公立学校の長は、運営委員会の当然職の教員委員になる。

- ② 学父母委員は学父母のなかで、民主的な手続きによって、学父母の全体会議において直接選出する。ただし、学校の規模・施設などを考慮し、委員会規程が定める全体会議において選出することが困難な事由がある場合には、当該委員会規程が定めるところにより、学級別代表で構成される学父母代表会で選出することができる。
- ③ 当然職の教員委員を除外した教員委員は教員のなかで選出し、教職員全体会議において無記名投票で選出する。
- ④ 地域委員は学父母委員または教員委員の推薦をうけ、学父母委員及び教員委員の無記名投票で選出する。
- ⑤ 運営委員会には委員長および副委員長各 1 名を置き、教員委員ではない委員から無記名投票で選出する。

4. 「学父母委員」の選出とその役割

ソウル特別市では、「初・中等教育法」、「初・中等教育法施行令」（当初は「地方教育自治に関する法律」、「地方教育自治に関する法律施行令」）に基き、「ソウル特別市立学校運営委員会設置・運営に関する条例」を制定した。そのなかから「学父母委員」の選出や役割について抄訳すると以下の通りである。

〔資料4〕

ソウル特別市立学校運営委員会設置・運営に関する条例

(制定 1996.5.10 条例第 3289 号 改正 1998.11.10 条例第 3526 号)

第3条 (委員の選出など)

① 学父母委員は全体学父母が総会または手紙を通じ直接選出し、教員委員は教員全体会議において直接選出する。ただし、学父母委員の場合、学校の事情によって学級別に学父母が学級代表を選出し、その代表者会議において選出することができ、選出に関する事項は学校運営委員会規程（以下“規程”と略す）に定める。

②～⑤ 略。

第5条 (委員の資格)

① 学父母委員および地域委員は国家公務員法第 33 条の公務員欠格事由に該当しない者であり、政党の党员であってはならない。

② 委員は異なる学校の委員を兼ねることはできない。

第6条 (委員の義務など)

① 委員は無報酬の奉仕職で、委員に手当てを支給しない。

② 委員は運営委員会の会議に誠実に参与し、運営委員会を経由しない学校運営に関与することはできない。

③ 委員は当該学校と営利を目的にする取引をしたり、その地位を乱用して財産上の権利・利益の取得または斡旋をしてはならない。

④ 学父母委員には一般学父母が負担する学校運営支援費以外はいっさいの費用を負担さ

せてはならない。

第9条（審議事項）

- ① 運営委員会は法第32条で規定した事項以外にも次の各号の事項を審議する。
 1. 学校規程の制定・改正
 2. 制服および体育着の選定、修学旅行・学生野営修練（学生修練活動）など学父母が経費を負担する事項。ただし特定のサークルなどにおいて特定の学生を対象にする事項は除外する。
 3. 地域社会教育に関する事項と学父母および一般人を対象にした生涯教育プログラムの設置・運営に関する事項
 4. 学父母、教職員、学生、地域住民から提出された学校運営などに関連した建議事項
 5. その他、学校運営に関する委員が提案した事項と学校長が審議要請した事項
- ② 法第32条第5号の正規学習時間終了後、または長期休業期間中の学生の教育活動・修練活動は人間性及び創意性を涵養する教育活動に重点を置かなければならない。
- ③ 第1項第4号の建議事項は委員一人以上の紹介を得て建議書を提出しなければならない。

II. ソウル特別市立中平初等学校における親の学校参加

それではこのような規程のもと、各学校の運営委員会はどのような活動を展開したのであろうか。ここではソウル特別市立中平初等学校の実践を取り上げていきたい。

1. 学校運営委員会の導入と運営

中平初等学校はソウル特別市の北東部に位置する創設10年余りの公立小学校である。学校近辺は高層アパートが立ち並ぶ新興住宅地で生活環境は整い街並みも明るい。児童の保護者は高学歴で、海外での生活経験のある家庭も多く、生活水準、文化水準の高い地域であるという。訪問時の在籍児童数は2,504名、各学年が8～10クラスで構成されており、比較的規模の大きい初等学校といえる。

中平初等学校の学校運営委員会は1996年4月1日から導入され、訪問時は2期4年目が終わりに近づいた頃であった。おそらく現在は、規程により委員のすべてが改選され3期目がスタートしているはずである。訪問時の委員構成は、学父母委員6名、教員委員4名（校長を含めて5名）、地域委員1名から成っていた。「ソウル中平初等学校学校運営委員会規程」第2条の「委員会の構成」には、「委員会の運営委員は13人とし、学父母委員6人、教員委員5人、地域委員2人で構成する」とあるから、地域委員1名が欠員ということになる。学父母委員6名のうち、母親が5名、父親が1名あり、父親が委員長に就任している。教員委員は校長を除いて男女2名ずつが選出され、年齢も20代から50代と幅を持たせている。地域委員は70歳くらいの男性で校長退職者が就任していた。

定期的な会議は月に1回、昼間の時間帯に2時間程度開かれ、運動会を行なうか否か、行なう場合プログラムや経費はどうするか、遠足の下見や費用の検討、教科書の採択などについて話し合いが重ねられてきた。参考として、以下に、第4回運営委員会定期会議事録⁵⁾を挙げておく。

〔資料5〕

99 学年度第4回ソウル中平初等学校運営委員会定期会（議事録）

日時：1999年9月28日 16:00～17:30

場所：学校職員食堂（在籍12名中8名出席）

式次第：①開会，②国民儀礼，③委員長の挨拶，④学校長の挨拶，⑤委員長の開会宣言，⑥報告事項，⑦案件審議，⑧閉会

報告事項：① 99 学年度2学期学級および全校子ども役員選挙

② 尿検査

③ フッ素養歯

④ 「99 風物の場」公演参加

⑤ 運動場砂場の砂敷きと塩撒き

⑥ 藤の木教室椅子入れ替え工事

⑦ 99 ハナム国際環境博覧会現場学習

⑧ 5 学年スケート現場学習実施

審議案件：①99 学年度2学期特技・適性教育活動運営計画

② 学年修練会運営計画

③ 新聞購読計画

④ 99 ハナム国際環境博覧会見学

⑤ その他

中平初等学校校長崔一雄氏へのインタビューによれば、校長中心の学校運営から教員と学父母と地域の人々とともに学校を運営していくという制度に変わったことについて、最初は戸惑いもあったが多角的な視野で考えられるため、この制度もいいのではないかと意識を変革するに至ったという。特に委員会や委員会の発行する家庭通信がパイプ役となって一般の父母とのコミュニケーションがとれ、学父母の意向を聞いたうえで案件の決定ができるし、こちらの意図も説明できることに利点がある。但し、審議の必要を感じないものまで会議にかけたり、諸条件が揃わず会議の開催が延びた場合、案件が決定されるまでに時間がかかることには不便を感じているという。

2. 中平初等学校の特技・適性時間

「初・中等教育法」学校運営委員会審議事項のなかに「正規の学習時間終了後、または長期休暇中の教育活動および修練活動に関する事項」という項目がある。審議案件のひとつに数えられているが、設置の背景には次のような経緯があった。1997年6月2日、5・31改革方案の延長線上で「第4次教育改革方案」が発表され、今後推進すべき教育改革が5つの課題に整理された。その一つが「課外対策を通じた私教育費軽減方案」である。対策として、①学校教育の正常化、学校の教育力の回復に総力を傾けることによって、課外の受容を根っこの部分から縮小させること、②少ない費用で安心して子女を預けることのできる課外私教育が供給されるように学院と個人課外の運営を教育的で健全な方向に誘導することが考えられ、後者が「特技・適性時間」が展開する一因となったわけである。

中平初等学校の学校運営委員会でも「特技・適性時間」についての話し合いがもたれ、早速導入されていた。訪問時には、冬休み期間中に開講していたいくつかの教室で、学父母が先生として参加している様子が見学できた。

〔資料6〕

’99-2 学期. 特技・適性教育活動運営計画書

ソウル中平初等学校

1. 目的：児童個々人の潜在能力を開発して学父母の過大な私教育費の負担を減らし、子どもたちの特技および適性教育活動を実施する。
2. 対象および選抜基準
 - 1) 対象：全学年の希望児童
 - 2) 選抜基準
 - ①希望する児童は先着順に選抜する。
 - ②各配当定員は20名と定められ、15名以上の応募があれば予定どおり開講され、15名未満の応募の場合は閉講となる。(但し、定員15名以下のフルート、バイオリン、韓国舞踊のクラスは10名以下のとき閉講)
 - ③希望者が超過しないときには受け付けをしたうえで②番の項目と一致するときにだけ開設可能とする。
3. 期間：2学期-99.10.4~99.12.24 (総12週-3ヶ月)
※4週を1ヶ月とし、受講日が公休日の場合、補習は行なわない。
4. 講師招聘
 - 1) 一定の資格をもっている学父母で構成された名誉教師を積極的に活用することを原則とする。
 - 2) 名誉教師で充当されない科目については講師制度に登録された講師を採用することができる。
 - 3) 本校教師が希望する場合、招聘し割り当てることができる。
 - 4) 名誉教師および外部講師は次の書類を添付し資格を証明しなければならない。

- 5) 98 学年度の指導講師は 99 学年度にも継続して採用することができる。
名誉教師—資格証写し 1 部, 履歴書 1 部, 住民登録謄本 1 部
外部教師—資格証写し 1 部, 履歴書 1 部, 住民登録謄本 1 部, 身元照会陳述書 4 部

5. 受講料

- 1) 週当たり 1 時間を受講する場合、1 万円の受講料を納めることを原則とする。
- 2) 但し楽器やその他特殊な教科を受講する場合は多少の例外もある。(フルート・バイオリン 1 万 5 千元)
- 3) 受講料は受講人員が確定した際、事務室で一括納入する。
- 4) 受講料は学期別に事務室に納入する。

6. 講師料支給

- 1) 講師は必ず出勤簿に捺印し、講義した内容が確認されてから事務室にて支給する。
- 2) 毎月の最後の週に支給するのを原則とする。
- 3) 月極の支給額ではなく受講人員、および講義時間により支給するため、各教科志願児童数と講義時間数によって講師料が異なってくる。

7. 教育活動分野

- 1) 7 分野 コンピュータ, 科学, 美術, 音楽, 国語, 英語, 体育 14 種目、22 教室で運営している。
- 2) 14 種目 22 教室は別紙参照。(省略)
参考: 科学 (科学実験・科学英才), 美術 (絵画・おりがみ・書道), 音楽 (フルート・短簫初級・バイオリン), 国語 (読み聞かせ・作文), 体育 (韓国舞踊)

8. 教育課程運営

- 1) 授業指導案: 別途様式 (省略)
- 2) 出席簿: 別途様式 (省略)
- 3) 教室配置: 低学年の教室にまず配置して、不足する場合、高学年の教室も配置することができるが、各学年の主任教室は学年業務のため配置から除外する。
- 4) 評価: 随時評価し、学期ごとに担任および学父母に個別通知する。
- 5) 授業公開: 毎学期末に学父母に授業を公開する。

上掲の計画書にもあるように、中平初等学校では 7 つの分野で 14 種目の講義が行なわれていた。絵画とバイオリン、韓国舞踊の教室を見学したが、いずれも先生は中平初等学校に在籍する児童の母親で、それぞれの分野を専門に勉強した人たちがその能力を生かしての参加の形態であった。計画書によれば、講師料が支給されることになっているが、殆どの母親はボランティア精神で参加し、僅かな講師料も講義のために使用しているという。

韓国では都市部を中心に「課外」と総称される「学院 (私設の学習機関)」通いが盛んであり、親の教育費の負担が非常に大きくなっている。その緩和策として導入された「特技・適性時間」が新しい親の学校参加の場として位置づくことになったわけである。

おわりに

非常に限られた資料と事例のなかから、学校運営委員会における親の学校参加の活動をみたわけであるが、最後に親の学校参加の実態と今後の課題について得た知見を提示しておきたい。

現在、韓国社会には民主化、地方分権化の気運が高まっている。その流れのなかで、小学校の扉に貼られた学校運営委員会のスローガン「先生を信じて尊重し、学生（児童）と先生を褒め称え激励しましょう」や、教育部、市・道教育庁発行のパンフレットにもみられるように、「学校共同体の構築」に対する政策側の意気込みが感じられるのはたしかである。中平初等学校長の話にもあったように、学校運営委員会制度の導入は教員、学父母、地域の代表に発言の場を提供し、学校と家庭の意思の疎通が円滑になったという点で効果は大きい。また、「特技・適性時間」の講師としての参加などは、学校が主体的に進める各種教育活動の「お手伝い」というレベルでは成功しているように見受けられる。そして、これらのことは、これまで学校の諸経費の負担に奔走してきた既存の親団体の苦勞からみると大きな発展とも言えるであろうし、親と学校の新たな関係性が生まれたことの意味は大きい。

しかしながら、各学校の学校運営委員会の活動が、「初・中等教育法」、「同施行令」、「市・道レベルの条例」に規定された範囲内で行なわれているところをみると、各学校が自己責任のもとに教育活動を展開するという段階に到達するにはもう少し時間がかかりそうである。親や地域の人々の参加も今後どのような展開を見せるだろうか。韓国の現在の教育環境を考えると、親の教育関心は「受験」に収斂されているようにも見受けられ、学父母に学校共同体の一員という自覚がどこまで育っているのかは疑問である。日本も同様であるが、学校共同体という発想はどこまで理解され、定着、浸透してゆくのかをさらに時間をかけてみていきたいと考えている。

¹⁾ 学校運営委員会の創設当初の状況は、国立教育研究所が平成6年4月から5年間にわたっておこなった特別研究「学校と地域社会の連携に関する国際比較研究」の資料集と報告書に詳しい。なかでも稲葉継雄「韓国の『学校運営委員会』関連法令 一解説と抄訳一」（『中間資料集（II）』）には、「地方教育自治に関する法律」および「同施行令」のうち学校運営委員会関連条項、各市・道の「学校運営委員会条例」の抄訳が収録され、同「韓国の『学校運営委員会』について 一学校・地域社会連携の新形態」（『中間報告書（II）』）には、その時点までの学校運営委員会の構成や機能が地域との関係を中心に体系的に整理されている。

²⁾ 韓国では児童・生徒の保護者のことを「学父母」と表現する。敢えて他の単語に置き換えずそのまま使用した。

³⁾ 学校運営委員会の機能については、1995年5月の『5・31教育改革方案』では、審議・議決・諮問の3機能をもつ機関として提示されていたが、1996年2月に新設された「地方教育自治に関する法律施行令」第29条には議決と諮問の文字が見当たらず、審議機関として位置づけられている。さらに、現行の「初・中等教育法」では、第32条①項で審議機関であることを定めているほか、③項の学校発展基金の助成・運用及び使用に関する

事項では、審議と議決を行なうことになっている。また『要覧』の「性格」の欄には審議・議決・諮問の機能もつと位置づけられており一定していない。

4) 『学校運営委員会運営要領』は総頁数 83 頁。学校運営委員会の一般事項、関連法規及び例示、附録（学校運営委員会関連の質疑応答、学校運営委員会各種書式、研修資料）から成る。『学校運営委員会運営便覧』は総頁数 164 頁。学校運営委員会の一般事項、構成、機能、会議の進行、附録（関連法令、優秀事例、質疑応答、関連問い合わせ先）から成る。これらの資料はソウル特別市教育庁学校運営支援担当官蔡洙彦氏より提供されたものである。

5) 「'99 学年度第 4 回ソウル中平初等学校運営委員会定期会」、「99-2 学期、特技・適性教育活動運営計画書」は、中平初等学校訪問時に学校側より提供されたものである。

中 国

中国における親の学校参加 ―訪問調査と文献調査から―

一見真理子

はじめに

以下では、中国における親の学校参加に関する現状についてレビューしたのち ①学校（教師）と親の関係に関する有識者からの提言（資料1）、②先進校の実践（資料2）、③文献調査報告を掲げ、中間報告としての任を果たしたい。

①は、最近の教育改革のホットな話題を収録したシリーズの中の『学校関係大転型』というブックレットから該当部分を抄訳したものである。

②の事例は、中国における親の「決定参加モデル」の数少ない先進事例として、取り上げるものである。

③は添付の解説を参照されたい。

I. 中国における親の学校参加の現状

中国では、1999年6月の全国教育工作会議において、21世紀の改革の基調を示す「中共中央国務院 教育改革の深化と素質教育の全面推進に関する決定」を採択した。そこでは、終章（第4章）「指導を強化し、全党・全社会の共同の努力で素質教育の新局面を切り開こう」の最終条において下記のように記されている。

第26条 素質教育を全面的に推進することは、我が国の教育事業の深刻な変革であって、社会の全局面にかかわり、影響も社会の各方面にまで及ぶ系統的なプロジェクトである。学校内の党工作をいっそう強化し、党員は素質教育の実施においてリーダーシップを発揮するようにする。マスメディアを通して世論を正しく導き、社会各界を動員して素質教育を支持しそれに参加してもらう必要がある。学校、家庭と社会を橋渡しし、それぞれが積極的に協力して素質教育の事業の新局面を切り開かなくてはならない。（後略）

このように、学校・家庭・（地域）社会との連携は中国においてもいよいよ強調され、実施されつつある。その全体的な動向については、国立教育研究所による特別研究『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究（最終報告書）』（平成11年3月）で論じたとおりである。

ところで、マクロな政策文書で「学校、家庭、地域の連携」のスローガンが言われるものの、親の学校参加は、全体としては、顕著な動きのある部分ではないことが、今回の訪問調査でも明らかとなった。たとえば、一般の小学校では、定期的な家長会（中国では父母または保護者を一般に家長という）を年1～2回開き、教育方針を説明することが一般的で、家長委員会、授業参観日の設置、「家長学校」の設置・開催の有無は学校の判断によってさまざまであることが明らかとなった。

事前の予測どおり、中国の学校が父母に対していかに開かれているかは、学校長・

当該地区の教育当局の教育観、父母自身の経済的文化的背景に左右されるところが大きいようである。一部の先進学校では、親の力量を当該学校の子どもの教育のために活用するなどの事例があるが、母親のほとんどが就労する中国では、学校の教育活動支援あるいは授業参加といった参加のかたちは実現がむずかしいだろうとの見解も専門家から聞くことができた。

親となることへの準備教育・親としての初期教育は、一人っ子政策のもとで教育部門よりは保健衛生部門、計画出産担当部門、婦女連合会、街道委員会などが（例：三優プロジェクト）が連携して担ってきた。しかし、同じく一人っ子の教育問題への対応として、80年代中期から家庭教育研究会を全国的に組織し、学校が主導性を発揮して「家長学校」を開くことを提唱してきた。これによって、各学校で「家長学校」を開催する事例も増え、独自教材も含めた各種のテキストが編集、出版されている。

比較教育研究者たちは、親の学校参加の世界的動向についても着目しており、中国にふさわしい、親の学校参加への提言を行う研究活動を展開していることもこのたび明らかとなった。

II. インタビュー記録（2000年11月 北京市）

インタビュー記録①

応対者 中国教育部 国家教育发展研究中心
韓民氏（教育体制改革研究室主任）
楊秀文氏（同研究室 助理研究員）

- ・中国には、日本でいうようなPTA組織やその連合体はない。親と学校との関係の改変は現在、模索の途上であり、全国的に一律の政策はなく、個別分散的な動きがある段階である。
- ・例えば、1月に韓民氏の娘さんの（小学校5年生）通う学校の「家長会」と「家長学校」があった。全体に対して、校長から校内テレビを使って、学校の方針説明、設備改善等の報告などがあり、クラス単位の話し合いがある。「家長学校」での講義は、教育学を専攻した自分にとってはとりたてて新鮮なものではないが、専門家を招いての家庭教育講座だった。
- ・最近の新たな傾向としては、双方向の交流があること。以前は、親は学校からの伝達事項や子どもへの批評を一方向的に聞くことが多かったが、親からの意見・希望をアンケート等で聞き、教育の改善に役立てるフィードバックのシステムを確立する現場が次第に増えている。
- ・韓民氏自身は、前回の家長会で、「各教科担任からの宿題がそれぞれに多いので量を適切に調整してほしい」という意見を出した。現在のカリキュラムでは子どもは、学科の授業＋活動＋管理班（放課後の監督つきの自習時間）によって、毎週、43単位時間/週も学校に在席している。「子どもの学習負担軽減」が教育部からさかんに提言さ

れるが、負担は決して軽減していない。

・開放日（参観日）についても、実施は地域や学校によって一律ではない。しかし開放日を設ける場合も徐々に、広まってきた。この場合、父母は休暇をとって参観する。

・親が学校を選ぶのか、学校が親を選ぶのか？私学教育の普及が親と子どもを消費者とする教育産業論を巻き起こしていないか？への答え：

教育産業論は、WTO への加盟ともからんでいる。また、私立学校が親を選ぶことが問題化している。

・学校教育への種々の不適應について 基本調査は公式にはない。2000年2月浙江省で起きた殺人事件によって江沢民が道德教育を強化するよう指示した。家長学校を組織すべき必然性はある。実態としての Home Schooler はある。

インタビュー記録②

応対者 劉勇氏（北京市朝陽区教育委員会政策法規科）

孫桂華氏（北京市朝陽区社区学院 副院長）

・教育委員会の立場から、まず学校教育改善を突破口にして地域全体の教育を改善する「社区教育（コミュニティの教育）」を計画した。区内の比較的貧しい地域である「東方社区」から着手した。区の33ヶ所の小中学校うち、5つの弱体校（施設・設備・教師その他の点で改善の余地の大きい学校）がこの社区に集中していたためである。学生数・学校数からいうと区の10%を占めていた。学校と社会を資源にして、特色ある素質教育の生涯学習体系を構築することを目標にした。

1) 学校が学生と社区の住民に奉仕し、

2) 社区が学校に奉仕する 双方向の關係 をテーマに、

3つの基本プロジェクトを推進した。

①学校の運営条件の優良化（ハード、人力、ソフト）→ 弱体学校が消滅。

②学校の内部改革 管理体制、9年一貫教育の教育改革（教材）、社区内の学校の連絡。

③職業教育改革 職業高級中学、高等職業教育の連携

・東方社区では、素質教育の実現のために三結合教育（学校・家庭・社会の連携による教育）を実施している。家長学校については、以前は区に一ヶ所、専門の建物を持つ「家長学校」があり、各中学校の新入生の親が研修を受けていた。しかし、社区教育を実施するようになってからは、東方社区センターに家長学校が置かれるようになった。

・新たな家長学校は、月1回、2回のコースがあり、以前のように中1の親のみに限らず聴講する。また、その場合、子どもの父母のみならず、クラス担任、居民委員会（地域）の担当者が出席するようにした（三者の結合）。ここが、大きな改善点である。地域住民と教師も参加する家長学校によって、子どもの教育は学校、家庭、地域の3つの責任という理念が浸透しつつあり、住民の地域の子どもへの積極的な関りも生ま

れている。

・朝陽区では、生涯学習社会における「学習性家庭」を築くことを提唱し、家庭と居民委員会と提携して、子どもの評価を 学校の中、外での評価を総合したものにする実験を行っている。

・また、朝陽区では、親が子どもの学校の授業を傍聴できる制度をとっている。評判はよい。教師の教え方、水準を自分でみることができ、教師も親の授業傍聴を自分の向上の機会と考えて、大きな抵抗はない。

・以上の学校を主体に、地域を結合させているモデルは全国でもユニークなものである。

・この背景には、朝陽区がかつての成人教育機関と中等師範学校を改組再編して設置した「社区学院」の存在も大きい。社区学院はアメリカ、カナダのコミュニティ・カレッジを参考に設置されたが、各種の学歴教育、職業訓練、資格と学歴とは関係ない趣味・娯楽のための教育の3種類を行い、幼児から高齢者までが利用できるコースがある。この社区学院で、「社区管理」という大専レベルの学歴のとれるコースが新設され、地域改善、地域の教育発展のためのコーディネーターが養成されている。

インタビュー記録③

応対者 蔣国華氏 中央教育科学研究所 副所長

李書華氏 中央教育科学研究所 德育研究室

・学校と親との連絡にはどのようなものがあるか；
連絡カード（学校での様子、出来事 事故の連絡）、書面での連絡、
定期的な会議（家長会、家長委員会、参観日＝方針説明、意見聴取）、家長学校など。
最近は、学校と家庭との連絡にインターネットを利用するケースも南方の学校で出現している。

・親による意見聴取を以って、学校評価の一指標とする改革がなされている。このため学校では親の意見を尊重するようになりつつある。

・子どもの教育への熱心で強烈な期待があるにもかかわらず、中国ではまだ十分に親という存在が組織されていない。

・学校と地域との連携 は、子どもの德育問題という側面と、経済問題の解決という量側面がある。「共同建設」というスローガンのもとに学校と、企業・事業体や軍・警察が連携しているが、この場合、親一般はとくに参加しない。参加するのは企業・事業単位で働く親である。

Ⅲ. 資料翻訳篇

資料1

教師と親 一種特殊な関係

紀大海『学校関係大転型 一従伝統走向現代 (中国教育熱点難点研究叢書)』四川教育出版社 1994.8 pp.212-219. より

1. 2つの教育の結合点

子どもに対する教育には主に2つある。学校教育と家庭を含む社会教育とである。2種類の教育の結合は、基本的に教師と親の連繋によって実現する。この意味で、教師と親の関係は一種特殊な関係と言わなければならない。それは単なる個人的感情の交流関係でもなければ、単に子女の教育を成功させるために結ばれる関係でもない。より重要なのは、学校教育と社会教育の連繋を両者の関係が作りだし、推進するということである。この関係を通して、教師は社会に入ることができ、親も教育に関与することができるのである。

ではなぜ、2つの教育が結合すべきなのか。

学校教育は組織的な教育で、社会教育とくに家庭教育は非組織的な教育である。このため両者の教育の目的、方式、内容、具体的な要求は一致せず、往々にして不協調現象を招来してきた。例えば、教師は情理に訴えながら一步一步子どもを良い方向へ導こうとするのに対して親は体罰に訴え何かと手を上げたり足蹴にしたりする。教師が子どもの良くない習慣を何とか矯正しようと努力するのに、親は無意識のうちに悪習やマナーのない行動へ子どもを導いてしまう。この他にも教師と親では教育についての価値観が異なっている点が挙げられる。学校と教師は子どもを全面的に発達した基準を満たす人材に育成しようとするのに対して、親の多くは自分の子どもを人よりも秀でた、先祖伝来の栄光をいやまず「龍」になってほしいと願っている。このため子どもに対する両者の要求には大きな違いが生じることになる。教師は生徒に知力の発達と知力以外の要素の発達の両方を要求し、教育の過程で、技能を教えるだけでなく人としていかにあるべきかを教える。これに対して親は徳（人間性）よりも才（学業成績）を重視するのが普通である。この違いをしっかりと把握して折り合いをつけなければ、学校教育と家庭教育は力を合わせることはできない。2つの教育の結合を強調した根拠はここにある。

それでは両者の結合はいかになされるのか？

大まかに言えば、学校教育は科学的な教育であり、家庭教育は非科学的な教育である（もちろんそうでない場合もあるが）。2種類の教育の正常な結合とは、科学的教育が主導的作用を発揮し、非科学的な教育に取って代わること、すなわち学校教育の中の科学的思想と方法によって家庭教育をコントロールし改造するということである。ここから出発すると、教師に2つの教育の矛盾を克服し、協調させるより大きな使命

があることになる。教師は子どもを教えるばかりでなく、その親も教育し啓発しなければならない。教師は親に科学的な教育思想を注ぎ込み、科学的な教育方法を伝授すべきで、親に子どもの心身の発達の規則性と子どもの心理活動を弁別する能力をつけさせ、如何に健康的な思想と行動で子どもに影響を与え、如何に子どもの不良意識と行動を矯正させるかを知ってもらう必要がある。親に教師の意見を受け入れてもらうとするなら、重要な1点は、両者の間に良き関係を保つことである。この関係が一旦確立したなら、教育において長らく存在した学校と家庭との没交渉という問題は理想的な解決をみることになるだろう。

2. 教師と親の関係：心理上の誤り

教師と親の衝突や没交渉は一種普遍的な状況である。その原因は双方の認識の偏りや誤解が招くものである。教師は両者の関係における主導的な役割をまだ十分に発揮していないし、親の側もいまだに学校と教師に積極的に協力していないからである。

(1) 教師の心理状態

親と連絡をとる教師とは、大多数がクラス担任である。中学であれ小学校であれ、担任の事務量は大変多く、授業の負担もあわせると朝から晩まで疲労は相当のものである。客観的にみてクラス担任には、以上への対応で手一杯で親との関係にまで力が及ばないのが実情である。全部の教師がこのように考えているわけではないが、その心理は：私の給料は人よりも少ないが仕事量は人よりも多い。しっかり授業をし、生徒をしっかり面倒みているのだから何ら良心に恥じることはない。生徒の放課後のことは親の仕事ではないか。

このほか、このような考え方もあるだろう：家庭訪問をするなど、教師の面子を失うことだ。生徒に問題が生じたら親を学校に呼び出して解決するまでだ。親が自分の子どもの問題を気にかけないなら、教師がわざわざ出かけて行って何になるのだ。門前払いを食うのがせいぜいではないか。

このような考え方は相応の態度となって現れる。親にとって最も受け入れがたい教師の態度とは、親との関係を民主的で平等な関係とみなさず、心を開いて穏やかに接しようとし、人を見下した教師の態度である。親を責め立てし、父母会であてこすりを言ったり、ひどい場合には名前を挙げて個人攻撃をする教師がいるので、出来の悪い子どもの親は父母会に参加するのを怖がり、いつ学校から呼び出しがくるかを恐れている。我々の調査によれば、およそ65%の劣等生の親は学校が組織する父母会議に参加したくないと思っている。彼らはもともと父母会に関心がなかった訳でなない。教師からまた辱めを受けるのではないかと恐れているのである。このような親の中には中国共産党の幹部や、軍人、労働者、商店の経営者もあれば、教育関係者（教育行政担当者や小中学校の教師もいる）まで含まれている。我々の調査の中で最も興味深かったのは、親が教師の場合である。彼らは自分の子どもが成績不良と担任から批判をされたことを憤慨しており、教師の態度に問題があるとしている。しかし、同じような態度で彼らもまた自分の担任するクラスの父母に接しているのである。

この現象によって明らかなのは、教師と親の関係は、教師個人の修養や性格によるというよりは、学校と教師の教育に対する考え方によってたつところが大きいということである。家庭訪問についていうと、多くの教師に、家庭訪問を熱心になると他人から、親とコネをつけようとしていて、私利を貪っているなどとあれこれ言われるだろうとの恐怖真摯がはたらく事実は否定できない。もちろんすべての教師がそうではないが、このような心理的隘路にはまっている教師の比率は実際には決して低くないのである。

(2) 親の心理状態

親と教師の関係においては、積極的な心理と消極的な心理の双方が存在する。積極的な心理をもつ親の大部分は優等生の親である。自分の子どもが学校で評判がよく、出来がよく、よく表彰されていることは、知らず知らずのうちに親への励ましとなって、学校の行事などに対しても熱心になり、教師との関係においても主体的積極的な態度をとるようになる。消極的な心理の親の多くは、劣等生または「中間状態」の子どもの親である。その消極的な心理を引き起こしているのは以下のような原因であろう：

①子どもへの失望

子どもの成績や評判が長期にわたって良くない場合、親は力をつくしても効果がないことに自信を失い、もうどうにでもなれ、これ以上わずらいたくないという気持ちになってしまう。そこで教師に対しても子どもに対しても疎遠で無関心な態度をとるようになる。

②教師との感情的隔たり

子どもの問題で、親が教師から長期にわたって、批判され非難された場合、親は教師を嫌い、教師と交流するのを恐れ嫌がるようになる。

③責任を負わない態度

親の中には、私たちは金を出して子どもを学校にやっているのだから、子どもの出来不出来は学校と教師の責任で親の責任ではないだろう、という考え方の者もいる。また親の中には、子どもには字のいくつかを教えてくれればそれで十分、それ以外のことに心を砕く必要はないという親もある。このような、教育に責任を負わない態度の親は必然的に教師と密接な関係を築くことはできない。心理的な誤りに陥っている親の比率はかなり高いのも問題である。

親が教師とよき関係を築くことが出来ない原因は主観的なものが主要なものであるが、一定の客観的な原因も否定できない。例えば、父母が皆共働きであれば、子どもの教育問題や教師との交流を顧慮する時間がとれず、教師が願うような理想の親になれない事情がある。彼らの子女の大半が、学者のいわゆる「鍵っ子」であり、家庭の教育環境の大半が学術界のいわゆる「空室文化」である。

教師と親はお互いの意思疎通上存在する客観的原因について理解をもつ必要がある。主観的原因に関しては、相互に理解したうえで積極的に改善するようになれば、双方

は積極的で調和的な関係を築くことができるであろう。

3. 家庭教育の指導は如何にあるべきか

教師と親の関係において、教師は主導的な立場にあり、家庭教育を指導する責任を負う。それでは、家庭教育の指導はどの部分から入ったらよいだろうか？

まず2つの調査資料を見ることにしよう。

表1 青少年犯罪の家庭因子調査(1)

愚昧型家庭	反社会的な道徳を容認	6
	早期恋愛と同棲を容認	9
	ぶらぶらして働かないのを放任	18
	家庭内に長幼の区別がない	8
溺愛型家庭	かばいだて	10
	好きなだけ食べさせ怠けさせる	28
	甘やかし	22
非和睦型家庭	異父・異母の子女への差別	4
	父母の愛情不足	18
	父母の不仲	27
非清潔型家庭	贈収賄	4
	不法取引・投機	-
汚染型家庭	アルコール中毒	10
	迷信崇拜	19
	賭博	17
	ポルノ本・暴力本を見る	3

表2 青少年犯罪の家庭因子調査(2)

家庭教育と学校教育の繋がりが弱い：家庭では子女の在校状況を知らず、学校では生徒の社会と家庭での状況を把握していない	30
客観的に子女の教育力が不足：能力レベルが満たない、時間がない	37
専制主義的な教育手段：封建的な家族観があり、子どもに暴力・体罰を与え、ののしる	28
主観主義的な教育方法：青少年心理の無理解。子どもと話しあうことがない。自分の考えを唯一だと考える。	30
低俗なレベルの教育内容：正当で堅実なことを役に立たないものとみなし、金儲け至上。個人主義。	7
知力を重んじ、道徳・品性の教育を軽くみる思想：主要教科の学業成績のみ重視し、「思想品德」を重視しない。	16
甘やかしと放任の教育態度：正しい基準、要求、指導の方向がなく、あるがままに任せる。	14

表1が反映しているのは家庭での親の行為が青少年犯罪に与える影響である。人数の比率からみると最も突出しているのが、子女の溺愛、家庭の父母の不仲、愚昧と無知である。

表2が反映しているのは、家庭の価値観、教育思想と教育方法が青少年の犯罪に与える影響である。人数の比率からみると、最も突出しているのは、「家庭の教育力不足」、「主観主義的教育方法」、「学校との連繋不足」、「専制主義的教育」である。専制主義的教育に関しては、同一の資料が下記のことを示している。500名の6～12歳の児童の

家庭教育を調査したところ 67%の児童が父母にたたかれ、ののしられたことがあった。一方、某市における 4155 名の犯罪少年のうち、家庭教育の主要な手段がたたいたり、ののしったりである少年は 35%だった、というデータもある。ここからわかるように、家庭教育の内容方法の分析から問題に入ることができるだろう。具体的にいうと、家庭における親の行為を指導するときには、まず親に無原則に子どもを溺愛しないこと、溺愛は子どもをだめにすることを教えることである。次に父母の争いや不健康な行動を子女の前でみせないこと、子どもの前で夫婦喧嘩をしないこと、そして父母の言行は教え諭す穏やかなものでなければならない。第3に、親には科学的な子どもの発達の導き方を指導すべきである。専制もいけないが、無節制や放任もいけない。家庭における教育思想を正す上で、①まず家庭の教育水準と能力を高め、親自身の文化的水準を高めること、教育学と心理学についての一定の知識をもって、愚昧な状況から脱出させることが必要である。②その次に親に専制的教育方法を改め、「たたかなければ良い人間にならない」といった旧観念を捨てさせ、子どもの発達法則にもとづく教育を行うようにしなければならない。③親がいかに学校と教師と協力しなければならないかを指導し、家庭と社会における子どもの状況を常に教師に知らせるようにする。実際には学校教育であれ家庭教育であれ、最も力を入れなければならないのは、青少年に良好な行動習慣を身につけさせることである。この1点は重要であり、家庭教育指導において強調すべき点である。

親を助けるにはいくつかの具体的方法がある。

- ①学校から出て、定期、不定期に「親のための講座」を開くこと
- ②クラス担任の主催で分散式または集中式の 個別または集団指導を行う
- ③親の委員会、社区（コミュニティ）教育団体が親の学習活動を組織する
- ④教育学術団体の主催で親のための講習会を開く
- ⑤教師が日常の親との接触や意見交換において、地道に教育と啓発を行う

教師が家庭教育指導を行うことは、指導の過程で自分自身が鍛えられ、向上できるチャンスである。人を指導するためには自分が多く学び、思考し、厳格にならなくてはならず、自分の認識を高め、言行が一致するように努めなければならない。こうすることで、教師は自分自身が成長し、また心理的な隘路からの脱出が可能となるのである。

以上は、語るは易く、実行するのは難しいことである。というのも家庭教育の指導においては教師の精力、時間、個性、職業態度などにもことは及び、簡単には解決できないことだからである。学校教育が家庭教育に関与し、理想的な解決を得るには、改革をとおらなければならない。すなわちこれを制度化し、教師が受け入れることの出来るものにしなければならない。これが現在また今後において解決をまつべき重要な問題である。

資料2

天津市岳陽道小学校の「三結合教育委員会」に関する資料

出典 王希平・張秀岩『為了明天 一岳陽道小学校三結合教育的理論与实践』 天津人民出版社 1994 pp.62-67

学校、家庭、社会教育の一体化の組織と運営

学校、家庭、社会教育の一体化は持続的で順序だった、効果的な運動の状態になければならない。そのためには相応する組織の保証が必要であり、運営の仕組の問題を解決すべきである。

岳陽道小学校の学校、家庭、社会教育の一体化の組織は「三結合教育委員会」である。十数年にわたる実践の探索を通じて三結合教育委員会は、初歩の建設、発展、完成への過程を経ている。

三結合教育委員会は、学校が招聘した各業界の専門家、助成提携事業・企業単位、地域（訳注:原文「社区」、以下同様）の単位、街道の住民組織の代表、同窓会の代表が共同で組織するものである。学校の重大な決定によりよく参与し、日常の管理運営を指導するために、三結合委員会では常務委員会と職能グループを設置している。常務委員会は三結合教育委員会の常設指導機構である。職能グループには道德教育グループ、授業改革グループ、芸術教育グループ、労働実践教育グループ、家庭教育グループ、キャンパスの経済開発グループ、教育科学研究グループがあり、それぞれ学校の関係部署に対して、参謀指導作用を発揮している。このほか、三結合教育委員会の下には以下のような組織がある。

家長委員会：学校全体とクラスごとの父母委員会がある。学校レベルの父母委員会の主任は三結合委員会の常務委員会の仕事に参加する。

芸術学校：これは、三結合教育委員会創設の生徒の芸術分野の才能をのばす課外教育の陣地である。

父母学校：三結合教育委員会の父母の資質を向上させ、家庭教育を指導する陣地である。「父母の家」という活動室と『父母と子ども』というタブロイド新聞の編集部を附設している。

校外指導員：三結合教育委員会と学校が招聘し、少年先鋒隊の活動、クラス活動、クラブ活動、「赤いネッカチーフの街角」（訳注：少年先鋒隊が町に出て行なう清掃、交通安全、環境美化などのさまざまな社会実践活動）などの教育活動の指導を直接行なう。

教育基金会：社会各方面からの資金調達と管理、監督を担当する。

【三結合教育の主要な任務】

1. 諮問と指導監督

学校教育の全体の改革と重大な決定に対して諮問、参謀的役割をはたす。また学校

の運営の方向や校長の職責の履行を監督し、学校運営の知恵袋となる。学校の運営状況によっては、教育の主管部門に対して校長の任免に関する意見を提出する権利がある。

2.教育活動、授業への参与

児童の教科内外の、学校内外の教育活動に参与する。特に各種の指導活動をとおして、児童の個性、特長を発達させる。

3.教師の研修、力量向上への参与

若い教師を指導し、情勢教育と師徳教育を強化する。教師の陣容の建設、教師のレベルアップに対して実際に役立つ仕事をする。

4.家庭教育の指導

学校と家庭の連絡を良くし、父母の資質を高め、家庭教育の研究をする。

5.産業の開発

社会各分野の力量に依拠して、校営産業を開発し、多様なルートから学校運営費を調達する。

6.内外の交流活動

国内国外との交流訪問活動を促進し、「教師尊重、教育重視」の宣伝活動と教育芸術交流を強化する。

【三結合教育委員会の主な活動方式と制度】

1.三結合教育委員会の関係委員が校務会議と教職員代表大会に参加し、学校の業務状況報告を聴取し、学校の年度計画と総括を検討する。各方面の学校に対する意見を聴取し、それを伝達する。学校改善に関する諮問に応え、施策についての意見を出す。

2.関係委員は学校の管理運営会議に参加し、必要に応じて専門部会に参加する。

3.教師とともに三結合による授業の準備、クラス集団づくりを行なう。各クラスの父母委員会は優秀クラス集団づくりの計画立案に参与し、児童の成長、発育状況、道徳性の発達、学習状況および心理特性を共同で分析し、教育に対する考え方を共同で検討する。父母は児童の期末評価に参加する。

4.学校の関係部門と教師とともに学生の課外教育活動を組織する。

5.学生の労働、社会奉仕と社会調査の基地を提供し、これらの実践活動に対して指導をすすめる。

6.「開放日」の活動を組織する。学期ごとに教育・授業の開放日の活動を行なう。児童の父母と校外指導員を招いて授業参観、授業評価、その他の参観、学校の業務の点検を行なう。

7.区の教育監督指導室、教育研究室の学校評価監督指導活動に参加し、特定の改革の検討にも参与する。

8.教育科学研究および理論の研究討議に参加し、教育科学研究計画の制定、実施を指導し、教育研究の成果と教師、父母、校外指導員の教育経験を総括し、普及させる。

9. 父母学校の授業、テーマ討論、「相談日」の活動を組織する。

10. 優秀な教師、優秀な校外指導員、健康・学習・活動の優れた児童（訳注：原文「三好学生」）、傑出した能力のある児童、優れた父母の活動を総括し、表彰、奨励する。校外指導員と父母の職場にはこのことを報告し、感謝状を出す。

中国共産党中央と国務院は 1993 年『中国の教育改革と発展に関する要綱』を公布し、「中小学校が近隣の企業事業単位、街道または村民委員会とともに地域の教育組織をつくり、（その組織が）社会各界の力をあつめて学校建設を支援し、学校運営に参与し、教育環境の整備、小中学校の特徴にあった教育と社会の結合形式を探索することを支持し、奨励する」と述べている。岳陽道小学校の三結合教育委員会はまさに一步一步このような地域の教育組織として成長し、学校、家庭、社会教育の一体化した管理体制にまで発展したのである。

三結合教育委員会の発展は、徐々に単一の政府（教育主管部門）による調整システムを改変させ、縦方向の隷属、垂直指導、統一的政策決定からマクロな指導、横方向の多元的総合的な政策決定へと変えることになった。それは、学校、家庭、社会を広範にむすびつけ、「教育には教育部門だけが関わる」とか、学校管理は学校自身の問題であるといった閉鎖的な教育観を打破し、社会各界の学校建設の援助、学校管理への参与をとりつけ、さまざまな道すじから子どもの社会化を促進し、子どもが真に学校、家庭、社会の総合的な教育の結実として成長できるようにするものである。

IV. 文献調査報告

【解説】

以下は、中央教育科学研究所で作成しているデータベースから、親（原語＝家長）をキーワードとして検索した、1999 年、2000 年の中国国内発行の教育雑誌・教育新聞等の記事目録である。（キーワードを含むものでも内容が直接関係ないとタイトルから判断されるものは割愛した）

内容は、暫定的に下記の 4 つに分類した。

- A. 学校参加（原文タイトルに「参与」のあるもの。授業・活動への参加、「開放日」、「授業参観」活動もここに含めた）
- B. 親と教師との関係づくりに関わるもの（「家長会」「溝通（意思疎通）」のキーワードを含むもの、ほか）
- C. 親に対する教育（「家長学校」のキーワードを含むもの、家庭教育の啓蒙・支援）
- D. 親の意識・行動に関する調査報告、記事など

また、以上のうち、諸外国の事情紹介および調査報告記事には*印を付した。

以上のリストを暫定的に作成してみて気づいた点を挙げると

- 4分類の記事数は、C>B=D>Aの順である。Cが圧倒的に多い。Aについては比較的外国の動向紹介が多い。中国と異なる部分を紹介する意図があるだろう。
- 子どもの発達段階別にみると、就学前教育関係記事がもっとも多い。
- 小中学生の親については、B.C以外のテーマで特に目立ったのは、「学習負担の軽減」「素質教育」に関する記事である（Dに分類した）。中央の教育部および行政側は、学習負担の軽減策を打ち出すが、親の意識はそこにはなく、親が子どもに負担をかけている実態がうかがわれる。
- 記事の地域的分布は、北京（中央）の刊行物の掲載数をもっとも多かったが、内陸の省にもひろく及んでいた。親と家庭をターゲットとすることが「素質教育」の浸透・発展の鍵であるという認識は、全国的に共有されている。
- 北京・上海などの発展地域では「学習負担の軽減」がホットな記事となるが、内陸の一部の省では、子どものドロップアウトや女兒の教育権問題解決のために親を啓発する取り組みが引き続きなされていることがわかる。
- 記事数からのみ推測すると、中国では親の学校「決定・運営」への参加をはかるというよりは、「科学的」な家庭教育の啓蒙を学校を通して展開している段階である。また、これまでの学校→家庭への一方向の伝達ではなく教師とのより平等的・民主的な協力関係づくりに教育関係者が意をそそぎ始めている。また教育社会学的分析手法が定着し、近年さまざまな調査活動がなされていることも見て取れる。

文献リスト

A. 親の学校参加

- 晨雲「家長是重要的教育資源—美国幼教機構注重家長参与」『学前教育』（北京）1999-1, p.27 →*アメリカ
- 王強虹「聾童家長参与学校教育的研究報告」『中国特殊教育』（北京）1999-1 pp.31-35
- 黎龍輝「英国家長参与特殊兒童教育的評価」『中国特殊教育』（北京）1999-1 pp.36-38, 8
→ *イギリス
- 劉世穩「關於学生家長参与学校教育的思考：中、美兩國”家長参与”狀況的对比和分析」『外国教育研究』（長春）1999-2 pp.52-56 →*アメリカとの比較
- 呂波「賞試”家長伴讀制”」『班主任』（北京）1999-3 p.45
- 韓智「開放式教育中的家長参与」『学前教育研究』（長沙）1999-3 pp.44-45
- 胡紅霞「實施素質教育家長更参与：285. 問卷調查帶來的思考」『中国教育報』（北京）1999.4.3 p.3
- 曹艷玲「家長聽課日：校内外教育合一：北京五里. 中学的一項教改措施」『北京教育』（北京）1999-8 pp.20-21
- 李玉春「架起一座溝通的橋梁：記一次“家長開放日”活動」『班主任』（北京）1999-5 p.44
- 曹艷玲「家長聽課有利於校内外教育合一」『中小學教育管理』（北京）1999-11 p.42

- 李楨「英国家長挾校的政策与实践」『外国教育研究』(長春) 2000-1 pp.52-56 → *イギリス
- 周永革、王海珊「家長: 幼兒園教育活動的資源」『学前教育』(北京) 2000-2 pp.6-7
- 蔣有慧、曾曉燕「家長参与管理西方国家基礎教育改革的新動向」『江西教育科研』(南昌) 2000-5 pp.25-27 → *欧米主要国

B. 父母(保護者)会(原語=家長会)、親との関係づくり

- 王美蓉「怎樣開好家長会」『班主任』(北京) 1999-1 p.27
- 曹龍龍「探索開好家長会的新途徑」『內蒙古教育』(フフホト) 1999-2 p.20-21
- 晨雲「約談: 美国幼教機構中教師与家長溝通的一種重要方式」『学前教育』(北京) 1999-2 pp.36-37 → *アメリカ
- 同敏、愛青「与家長溝通的五個原則」『山東教育』(齊南) 1999-4 p.29
- 海、「校訪一家長關注的課題」『家庭教育』(杭州) 1999-4 pp.4-6
- 王娟「如何開好家長会」『遼寧教育』(瀋陽) 1999-4 pp.16-17
- 秀芹、愛青「教師与家長溝通的形式和渠道」『山東教育』(齊南) 1999-5 p.28
- 康燕「班主任、請bai正与学生家長的關係」『班主任』(北京) 1999-5 p.45
- 晨雲「約談: 美国幼教機構中教師与家長溝通的一種重要方式」『学前教育』(北京) 1999-6 p.33 → *アメリカ
- 馬静賢「別開生面的家長会」『寧夏教育』(銀川) 1999-6 p.14
- 陳剛「美国学校如何召開家長会」『上海教育科研』(上海) 1999-7 pp.48-49 → *アメリカ
- 屠以莎「"培養孩子動手能力"主題家長会設計」『小学德育』(広州) 1999-21 pp.41-42
- 官偉麗「教師渴望家長默契配合」『少年兒童研究』(北京) 1999-9 pp.36-37
- 王素「教師与家長之間的交流与互動」『教育理論与实践』(太原) 1999-10 pp.46-49
- 程方平「美国的教師、家長及其相互關係」『教育理論与实践』(太原) 1999-10 pp.50-53 → *アメリカ
- 葉玉華「我羅斯教師与家長工作的演變及現狀」『教育理論与实践』(太原) 1999-10 pp.54-57 → *ロシア
- 金曉燕「家長工作的程序化管理」『幼兒教育』(杭州) 1999-12 pp.36-37
- 桑国玲「家長簽字、是協同教育的紐帶. ma?」『小学德育』(広州) 1999-19 pp.42-43
- 李軍「如何和家長溝通」『幼兒教育』(杭州) 2000-1 p.19
- 儲公慶「充分發揮家長会的教育激励作用」『中学教育』(上海) 2000-1 pp.24-25
- 蔡紅萍「新時期幼兒園家長工作新策略研究」『寧波教育科研』(寧波) 2000-1 pp.31,46
- 馮曉霞「讓家長成為教師的合作. 伴」『学前教育』(北京) 2000-2 pp.4-5
- 劉俊彦「以友視之 以師敬之: 談与学生家長交往的芸術」『中小学教育与管理』(石家

莊) 2000-3 p.27

趙淑平、馬國雲「小議家長簽字」『中小學教育與管理』(石家莊) 2000-3 pp.46-47

尤克蘭「別開生面的家長會」『班主任』(北京) 2000-5 p.17

張鳳敏「一把開啓家長心靈的 yao 匙」『教育藝術』(北京) 2000-5 p.38

章子宏「關於家長會有效性的調查及思考」『浙江教育報』(杭州) 2000.6.27 p.3

C. 家長學校、親の啓蒙

劉年珍「家長學校應有一個大的發展—兼評江西省家長函授學校及其系列教材」『江西教育科研』(南昌) 1999-1, pp.64-67

王永全、黃大紅「办好家長學校 提高家長素質」『教育導刊』(廣州) 1999-1 pp.35-36

方明「家長如何對孩子實施素質教育」『學前教育』(北京) 1999-1 p.29

柳陽輝「家長應重視孩子情商的培養」『學前教育』(北京) 1999-1 pp.30-31

易凌峰「給孩子學習的金 yao 匙—談談家長對孩子學習方法的輔導」『家庭教育』(杭州) 1999-1 p.22

連美玲「家長要為孩子創設良好的家庭環境」『學前教育研究』(長沙) 1999-2 p.53

蘆樂珍「家長應承擔的責任與義務」『家庭教育』(杭州) 1999-2 p.38-39

周世恩「談設立殘疾兒童家長學校的必要性」『特殊教育』(營口) 1999-2 pp.29-30

吳群星「學校示範 培訓家長 輻射社區：少數民族貧困地區教育扶貧的一條有效途徑」『教育與經濟』(武昌) 1999-2 pp.54-56

孫偉聆「办好家長學校—深化學校德育工作」『上海教育』(上海) 1999-3 pp.35-36

黃潔萍「办好家長學校 促進家園教育協同」『學前教育研究』(長沙) 1999-3 pp.48-49

吳群星「學校示範 培訓家長 輻射社區」『民族教育研究』(北京) 1999-3 pp.55-57

孫雲曉、弓立新「青島市啓動家長教育素質工程」『少年兒童研究』(北京) 1999-4 pp.22-23

林立峰,福建福州倉山區教師進修學校「讓體育指導進入家長學校」『中小學管理』(北京) 1999-5 p.36

姚燕「如何做個好家長」『中華家教』(北京) 1999-5 pp.36-37

萬澤楠「家長學校講課的藝術」『現代家教』(煙台) 1999-6 p.45

劉美芳「事事關心：和家長朋友談談家教之道」『特區教育』(深セン) 1999-6 pp.42-43

汪志廣「家長學校的辦學原則」『中小學管理』(北京) 1999-6 p.31

項勝「家長學校工作要落實“四勝”」『教育諮詢』(合肥) 1999-6 pp.26-27

董辛元「淺談家庭教育與家長學校」『教育科學研究』(太原) 1999-6 pp.35-37

蔣曉萍、馮羅費「掌握科學方法 提高家教水平：談家長學習家教知識的重點」『家庭教育』(杭州) 1999-7·8 p.86

高書江「積極創辦家長學校 努力提高家教水平」『中小學教育與管理』(石家莊) 1999-8 pp. 45-47

- 蘇 ting 「家長、怎樣實施素質教育？」『中国教育報』(北京) 1999.9.4. p.3
- 蘇 ting 「關注家長自身的”前素質教育”」『中国教育報』(北京) 1999.9.18. p.3
- 劉榮才「美国家長怎樣教孩子理財」『家庭教育』(杭州) 1999-10 p.45 →*アメリカ
- 李江雪、張定坤「. 是孩子心目中的好家長? 給學生家長的5條忠告」『小学德育』(廣州) 1999-19 pp.40-41
- 劉榮才「冷靜而具有教育性的體罰有好處: 美国家長如是說」『家庭教育』(杭州) 1999-12 p.37
- “上海市0-3歲嬰幼兒家長科學育兒指導的研究”課題組「依託社區開展0-3歲嬰幼兒家長科學育兒指導的研究」『上海教育科研』(上海) 1999-12 pp.31-36,9
- 甘肅省教育科學研究所「應重視女童家長的教育: 西部六省區少數民族貧困地區女童家長問卷調查與分析」『教育革新』(蘭州) 1999-12 pp.22-25
- 杜林「办好家長學校 促進家院協同」『甘肅教育』(蘭州) 1999-12 p.18
- 王曉春「家長別做”二老師”」『少年兒童研究』(北京) 1999-12 pp.28-29
- 王曉春「和家長談談家庭教育的重要性」『少年兒童研究』(北京) 2000-1 pp.39-40
- 姚偉建、巫莉「同在網中的”魚”: 家長如何看待高考」『科學時報(北京)』 2000-2.24 B2
- 呂珊珊「怎樣做一名合格的家長」『幼教博覽』(北京) 2000-2 p.9
- 陳建強「中國家庭教育真摯予測(之二): 所有的父母都能成功—從親職教育向父母教育、家長教育轉變」『家庭教育』(杭州) 2000-3 p.38
- 吳中任「對家長實施理性情緒訓練的探討」『中國心理衛生雜誌』(北京) 2000-3 pp.177-178
- 王寶祥「孩子”減負”、家長怎 me 办」『中華家教』(北京) 2000-3 pp.5-6
- 扈中平「重要的問題是教育家長」『中国教育報』(北京) 2000.4.1 p.4
- 沈國生「办好家長學校」『教育藝術』(北京) 2000-6 pp.9-10

D. 親に関する調査、家庭教育調査、親の教育観(論)ほか

- 高峰·汪玲「上海市中小學學生心理健康與家長心理健康關係的研究」『中國心理衛生雜誌』(北京) 1999-1 p.44
- 何紅福、李淑娟「試析當前小學評語弊端產生的原因及其改進建議: 長沙市西區兩校學生、家長對評語的看法的調查研究」『現代教育研究』(長沙) 1999-1 pp.76-80
- 李敏「家長也要正確認識素質教育」『青海教育』(西寧) 1999-1·2 pp.20-21
- 楊華「經濟合作與發展組織(OECD) 成員國家 家長對教育事業的參與簡介」『外國中小學教育』(上海) 1999-2 pp.12-13 → *OECD 參加諸國
- 上海市中小學、幼兒園家庭教育研究骨幹培訓班「上海市中小學、幼兒園家長教育觀念的現狀調查報告」『上海教育科研』(上海) 1999-2 p.38-43
- 王文源、余賢君「家長眼中的小區學校」『中小學管理』(北京) 1999-2 pp.30-31

- 楊蘭美「我學生家長教育子女現狀的調查報告」『教育科研』(北京) 1999-3 pp.146-154
- 余見青「家長對子女交友態度的分析及改進措施」『小學德育』(廣州) 1999-3 pp.34-35
- 凌芝夷、李洪曾、謝光庭「幼兒家長的教養行為與家庭若干因素及幼兒發展水平的研究」『上海教育研究』(上海) 1999-3 pp.44-46
- 吳玲、寧「關於幼兒家長環保素質的調查」『幼兒教育』(杭州) 1999-4 pp.30-31
- 岐嶺「三人談:關注高考拈招: 作為考生家長的隱憂」『中國青年研究』(北京) 1999-5 p.13
- 陳晶 qi「青春期的家長性知識及對性教育態度的調查」『中國學校衛生』(蚌埠) 1999-5 pp.342-343
- 趙忠心「與家長談孩子的素質教育」『中國教育報』(北京) 1999.6.5 p.3
- 包國慶「“3+x”考試:學校與家長的新困惑」『科學時報』(北京) 1999.7.13 p.4
- 王雁「家長素質決定家庭教育質量」『家庭教育』(杭州) 1999-7·8 pp.8-10
- 王慶富、金瑜、楊艷雲「兒童智力測驗結果與家長評價之間關係的初步研究」『上海教育科研』(上海) 1999-8 pp.18-20,14
- 喬建中、吳劍波、吳蓉「對小學家長教育觀的調查分析」『中小學管理』(北京) 1999-12 pp.33-34
- 楊麗珠、李靈、田中敏明「少子化時代幼兒家長教育觀念的研究:中、日、韓跨文化比較」『學前教育研究』(長沙) 1999-5 pp.32-35 →*日本、韓國との比較
- 曉晨「預防未成年人犯罪家長責任重大」『中華家教』(北京) 1999-5 pp.10-11
- 王文紅「家長要配合學校素質教育」『現代家教』(煙台) 1999-6 p.52
- 張萬起、孫忠、俞鳴「天津市小學生及其家長營養知識及飲食好意調查」『中國學校衛生報』(蚌埠) 1999 vol.20-1 pp.21-22
- 吳池植「論素質教育中家長教育觀念的誤區」『小學德育』(廣州) 1999-17 pp.40-41
- 教育部基礎教育司供稿「給社會家長一個明白 還學校教師一個清白 浙江紹興市教育系統校務公開工作 措施實成效顯著」『基礎教育改革動態』1999-22 pp.21-22
- 潘全周「中小學生輟學現象與家長的法律責任」『教育諮詢』(合肥) 2000-1-2 pp.53-54
- 彭泗清、何友暉「家長對“減負”搖頭、專家對家長解說 刻苦不等於痛苦 成績不等於成功」『中國青年報』(北京) 2000-2.2 p.10
- 「顧秀蓮就家庭問題對本報記者發表講話 當務之急是提高家長素質」『中國婦女報』(北京) 2000.2.17 p.1
- 山東中路幼兒園家教課題組「家長對幼兒保護情況的現狀調查與思考」『黃浦教育研究』(上海) 2000-2 p.616
- 喬建中、吳劍波、吳蓉「小學生家長教育觀的調查與分析」『江蘇教育研究』(南京) 2000-5

マレーシア

マレーシアにおける学校教育の新動向

— 親の学校参加をみる前提として —

杉本 均

はじめに

マレーシアは人口約 2200 万の東南アジアの複合民族国家であり、主として3つの民族グループ、マレー系(61.7%)、華人系(29.5%)、インド系(8.1%)から人口が構成されている。

公教育のうち小学校の6年間は、それぞれの3つの主要母語、すなわちマレー語(国民学校 SK)、華語(国民型小学校 SJK(C))、タミル語(国民型小学校 SJK(T))の独立の学校によって提供されている。在学児童数では、国民学校 75.5%、華語小学校 20.1%、タミル語小学校 3.4%(1997)という比率になっている。

中学校以降は公立学校の授業言語はすべてマレー語(国語)に統一されているので、華語・タミル語学校の卒業生の多くは、1年間の移動クラスに出席することになる。卒業後も華語で授業を受けるには、私立の華語中学校、華文独立中学(初級・高級)に進学しなければならない。

一方、近年の経済発展と国際化の潮流により、華語小学校の優秀性や華語事自体の経済的効用への期待から、非華人がその子供を華語学校に入れて、華語を学ばせるという潮流も生まれつつある。

マレーシアの経済的発展と新たな民族関係の展開のなかで、両親を含めた社会と学校の関係において新たな展開をもたらすと思われるプロジェクトが2つ進行中である。すなわちひとつには、経済と市場の世界化に対応した、マルチメディアを駆使したIT(Information Technology)教育への推進をめざすスマート・スクール(Smart School=Skolah Bestari)構想、第二に、国民統合の推進と小規模校の非経済性の克服を目指した3民族の融合学校であるビジョン・スクール(Vision School=Sekolah Wawasan)の構想である。

今回本科研他による現地調査の機会をいただき、上記の2種類の学校のいくつかを訪れることができたので、その概略を報告する。

〔ビジョン・スクール〕

1994年1月マレーシア教育大臣スレイマン・ダウド(Amar Sulaiman Daud)は国内の同一地区にある国民小学校(マレー語)、国民型小学校(華語、タミル語)を2000年をめどに同一の校舎において授業を行い、各民族出身の児童間の交流と相互理解、団結精神を高めるいわゆるビジョン・スクール(Vision School: 宏愿学校: Sekolah Wawasan)を設立・拡大

させる方針を発表した。

これを受けて 1995 年 8 月に公布された政府の第 7 次マレーシア計画(7th Malaysia Plan)においても、農村および遠隔地の教育の質を改善し、ドロップアウトを減少させるために、生徒数 150 人以下の小規模校は、施設の充実した「新しい学校統合体(school complex)」に融合される方針が盛り込まれた。

しかしそれに先立ち、これら 3 種類の言語の小学校が事実上ひとつの校地に同居している例が、マレー半島部(西マレーシア)だけですでに 2 校あることがわかっている。この 2 例はこのプロジェクトが構想されるはるか前に、校舎の老朽化などから自然の経緯により 3 校がひとつの敷地に集合し、そのなかで児童をはじめとする教育や両親の交流や、教員・プログラムの共有が行われている。そして教育相からもビジョン・スクール構想の推進にあたって、これら 2 校はそのモデルスクールとして注目されている。今回はそのうちジョホール州のテロック・スンガット・ビジョン・スクールを紹介する。

〔スマート・スクール〕

マレーシア政府が 1996 年に打ち出した先進技術革新のための複合国家プロジェクト、マルチメディア・スーパーコリドー(MSC: Multimedia Super Corridor/ Koridor Raya Multimedia)構想は、マルチメディア通信情報技術の革新的な応用を通して、グローバル化しつつある世界および地域の経済において、マレーシアのもつ潜在的な能力を引き出し、アジアの急成長市場におけるハブとなるための理想的インフラを提供する政治、経済、社会、文化領域にまたがるプロジェクトである。政府はそのモデルケースとして、首都クアラルンプル・シティーセンター(KLCC)から新国際空港(KLIA)までの幅 15km、長さ 50km の地域に 2 つのハイテク都市を建設し、最新通信流通インフラを備えてマルチメディア関係の製造業、サービス業、研究所を誘致しようとしている。

そのなかでスマート・スクール(smart school/ sekolah bestari)構想は、1997 年に打ち出された、MSC を構成する 7 つの基幹プロジェクトのひとつであり、マルチメディア施設やコンピュータを利用して、これまでにない新しい学習へのアプローチを模索する学校計画である。

スマート・スクールは「テクノロジーを効果的な実施ツールとして使用する学校であり、国家教育哲学(1988)の定める目標の達成を飛躍的に加速させる手段を教育にもたらすものである」として、テクノロジーのインフラ整備だけでなく、教授・学習教材、カリキュラム、評価システム、管理運営システムが新たに開発されることとなった。スマート・スクールはその目的として、(1)個人の知的、身体的、情緒的、精神的領域を含む全面的な発達を促進し、(2)個人の特に優れた点、能力を発達させる機会を与え、(3)テクノロジー・リテラシーを持つ思考する労働力を養成し、(4)子供たちの学習への平等な機会を保証するよう教育を民主化し、(5)両親、地域社会、私企業セクターなどすべての関係者が教育のプロセスに参加することを目的としている。

I. 海外調査報告

1. ビジョン・スクール訪問 —テロック・スンガット・ビジョン・スクール—

ジョホール州コタティンギ(Kota Tinggi)はシンガポールに接するマレーシア最南端の都市、ジョホール・バル市(Johor Bahru)から 35km 北東に位置するコタティンギ地区の中心であり、地区の教育局(PPD Kota Tinggi)もここにある。コタティンギ地区の人口は約 15 万人(1995)であるが、学校のあるテロック・スンガット(Telok Sengat)村は、コタティンギからさらに 30km ほど南東に下った小さな漁村である。ジョホール川が大きく河口を開くあたりの西岸に面し、ボートを使えば 20-30 分でシンガポールの東北端に達する距離にある。

統合学校の建設計画はジョホール州教育局によって 1980 年に計画され、52.4 万ドルの予算が計上された。この計画はマレー語媒体の国民学校(Sekolah Kebangsaan)と、華語媒体とタミル語媒体の国民型(Sekolah Jenis Kebangsaan)を一つの学校敷地、コタティンギ、テロック・スンガット地区に移転させて、各校の独立性を維持したまま、ひとつの統合学校体(Sekolah Integrasi)を形成しようとするものであった。

母体となるテロック・スンガット国民学校(Sekolah Kebangsaan Telok Sengat: 以下 SKTS と略称)は 1930 年の創立、南亜国民型学校(Sekolah Jenis Kebangsaan (Cina) Nan Ya: 以下 SJK(C) Nan Ya と略称)は 1928 年、ラダン・テロック・スンガット国民型学校(Sekolah Jenis Kebangsaan (Tamil) Ladang Talok Sengat: 以下 SJK(T) Ladang TS と略称)は 1946 年の創設と、歴史は古く、旧校舎も木造で老朽化していた。

異なる民族の児童が同じ校舎に入ったのは近年のことではなく、1946 年には華語小学校の児童がタミル語学校の教室を借りたり、1969 年には国民小学校の児童が華語小学校の教室を借りるなどの、便宜的相互利用というものはすでに発生していたという。1980 年代の経済構造の変動にともない、特に華人とインド人の地域外転出が増加し、2つの国民型学校は閉鎖の危機に直面していた。この計画を機に 1985 年 3 つの小学校は隣接する 4 エーカーの敷地に一棟の鉄筋の新校舎を建設し、そこに施設を共有しながら移転することになった。

1985 年 2 月に 3 校の校長、教員が集まり、コタティンギ地域教育局の代表、テロック・スンガット地区の与党議員代表らによって設立委員会が結成され、同年 8 月に統合学校「テロック・スンガット学校複合体(Kompleks Sekolah-sekolah Telok Sengat: KSTS)としてスタートした。3 校はそれぞれの校長のもとに運営権、予算執行権、校名、校章、校歌を維持し、学校コードも別々のものを与えられ、教育当局からも独立の学校として認知される。ただしそれらとは別に、学校統合体の校章(3 校の校章を組み合わせたもの)と校歌が新たに作られ、各校で並列的に使用されることになる。

KSTS(テロック・スンガット学校統合体)の哲学(基本理念)、概念、目的は次のように定められた。

A: KSTS の哲学(基本理念)

民族間の統合を実現することは国家の将来にわたる成功の鍵である。統合とは友好の精神によって様々な問題に対処できる強さを生み出すであろう。

B: KSTS の概念

この概念はテロック・スンガットに古来より存在した複合民族社会のグループ間の友好精神、歴史的・地理的要因に由来している。この概念が学校統合体として実現したことは、社会と国家の希求する方向にきわめてふさわしく適切である。この統合学校の問題は、個人の基本的権利の尊重と同等の重要性を持つ、強い友好と協力の精神に基づいて推進された。

C: KSTS の目的

テロック・スンガット学校統合体は次のような目的を持っている。

- (1) 3つの学校をひとつの管理体(satu bentuk pengurusan)に統合する。
- (2) 教員および用務員の間に堅固な協力関係を築く。
- (3) ある学校が獲得した強みや長所を他の学校が共有する。
- (4) 欠点と弱点を認識し、その克服に協力する。
- (5) 3校の生徒の間に民族的統合をもたらす。

新たな施設としては、3つの校長室、12の教室、2つの会議室、1つの職員室、食堂(別棟)、視聴覚室、2つの図書室、そして校庭を含んでいた。そのうち各校の占有になるものは校長室1室ずつと、SKTSが6教室、SJK(C) Nan YaとSJK(T) Ladang TSがそれぞれ3教室を持つほかは、職員室も各校教員合同で、食堂、図書室、会議室、視聴覚室、トイレなどはすべて共有となる。

児童数は2000年現在で、SKTSが190名、SJK(C) Nan Yaが48名、SJK(T) Ladang TSが25名の計263名である。表1(2)に見られるように、マレー系、華人系、インド系の各民族の児童がそれぞれマレー語学校、華語学校、タミル語学校に分離的に所属しているのではなく、マレー系の203人のうち14人は華語学校に、インド系の28人のうちひとりがマレー語学校に、2人が華語学校に通っている。これは近年のマレーシアにおける華語の見なおしと華語学校人気の影響を受けたものである。SKTSは各学年1クラスの6クラス授業であるが、SJK(C) Nan YaとSJK(T) Ladang TSではそれぞれ3クラスの複式授業となる。

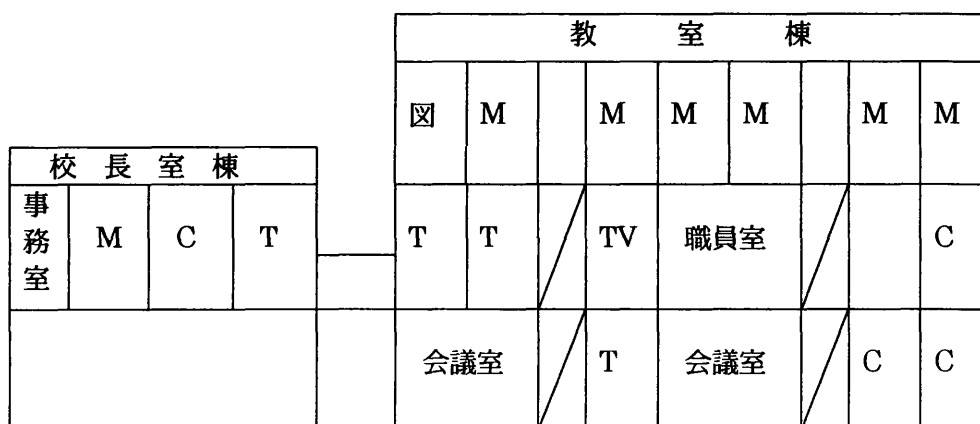
表1(1)テロック・スンガット学校統合体基本統計(2000.6)

学 校 名	生徒数			教員数			用務員	クラス 学級数
	男	女	計	男	女	計		
SK Telok Sengat	83	107	190	9	8	17	4	6
SJK(C) Nan Ya	26	22	48	1	4	5	—	2
SJK(T) Ladang T S	11	14	25	2	3	5	1	2

表1(2) テロック・スンガット学校統合体基本統計(2000.6)

学 校 名	学年別生徒数							民族別生徒数		
	幼	1	2	3	4	5	6	マレー系	華人	インド系
SK Telok Sengat	24	20	30	31	32	24	29	189	0	1
SJK(C) Nan Ya	-	8	7	6	6	12	9	14	32	2
SJK(T) Ladang T S	-	2	2	5	5	7	4	0	0	25

図1 教室配置(垂直断面図)



M: SKTS C: SJK(C)T: SJK(T) その他は共有施設; 図:図書室; TV:テレビ室

この学校体の物理的な最大の特徴は、上図のように校長室棟の2階には3校の校長室が隣接して並んでいることである。コンピュータを置く共用の事務室の側から、順にSKTS校長室、SJK(C)Nan Ya校長室、SJK(T)Ladang TS校長室が同じ規格でならば、ガラス窓にそれぞれの言語で校長室と書かれている。

職員室は1室で3校の教員の合同利用であり、室内も特に学校別に机が区切られているということではなく、教員レベルでの交流や学校間の協力というものが形態的には最も起こりやすいという印象を受けた。

児童の教室は同じ棟の中で固定されており、マレー語学校は3階に6クラス、華語学校は1階と2階に3クラス、タミル語学校は2階に3クラスという配置であった。

食堂(Kantin)は別棟の1階で、共通利用であったが、食事に関しては、3民族の料理が出されるというわけではなく、規則上イスラーム教徒の調理師により一般的な「マレーシア料理」が調理されるという説明であった。

なお1999年1月から新校舎が隣に建設され、共同の理科室、技術室、図工室、教員室、会議室、6教室が増設されるため、この教室配置は2000年度までとなる。

〔教育カリキュラム〕

テロック・スンガット学校統合体を構成する 3 校の教育カリキュラムは基本的に教育省の統合初等教育カリキュラム(KBSR)に準拠しているという点で他の小学校と変わりはない。すなわち、週単位科目時間割からみた教育カリキュラムは、マレー語を授業言語とする国民学校(SK)と、華語・タミル語を授業用語とする国民型学校(SJK)の 2 種類に大別される。国民学校の低学年では母語である国語(マレーシア語=マレー語)を週 420 分、英語を週 270 分、数学を 240 分、地域科を 210 分、芸術・体育に 150 分、宗教教育に 150 分で合計 1440 分というガイドラインが示されている。国民型学校では 3 言語を学ぶため、母語(華語またはタミル語)に 420 分があてられ、英語が 90 分に減る一方、残りの 180 分は国語の学習にあてられることになる。また国民学校の宗教教育の時間が国民型学校では世俗の道徳教育に変わるだけで、それ以外には違いはない(マレーシアでは公立学校の宗教教育とはイスラームのことであり、仏教、キリスト教、ヒンドゥー教などは教えられない)。

テロック・スンガットの 3 校は、このガイドラインに沿って、それぞれの時間割を持つことになるが、ここでの最大の特徴は週 6 日、6 学年について 3 種類の時間割が存在する以外に、ビジョン・プログラム(Vision Program/ Program Wawasan) と呼ばれる 3 人の校長のサインの入った共通カリキュラム表が一枚添付されることになる。ここでは紙面の都合により、第 3 学年の週間時間割表とビジョン・プログラムを掲載する。

3 校で共有する音楽の教員を除き、統合学校の教員は 3 校のいずれか一校に所属している。原則として教科別教員制をとっているが、規模の小さいタミル語学校ではクラス担任制に近い多教科担当、複学年合同授業が行われている。したがって、3 校ともに国語の授業を持っているが、教員は原則として特定の学校に所属しているので、華語学校では華人教員が、タミル語学校ではインド系の教員がマレー語の授業を持っている。

表 2 3 校共通プログラム(Vision Program)

	1 時限	2	3	4	5		6	7	8	9	10
月	朝 礼					休 憩					
火	保体 T 初上級	保体 T 初上級									
水										華語 5 (M/T)	華語 5 (M/T)
木	保体 C 初級										
金	保体 C 上級								タミル 3 年 (M/C)	タミル 3 年 (M/C)	

GB:校長担当、PB:言語科目、PER:集会、Jawi:アラビア文字標記のマレー語

各校共通時間配分(内金曜日)： 1 時限 7:30-8:00, 2 時限 8:00-8:30, 3 時限 8:30-9:00, 4 時限 9:00-9:30, 5 時限 9:30-10:00, 休憩 10:00-10:30 (10:00-10:20), 6 時限 10:30-11:00 (10:20-10:50), 7 時限 11:00-11:30 (10:50-11:20), 8 時限 11:30-12:00 (11:20-11:45), 9 時限 12:00-12:30 (11:45-12:20), 10 時限 12:30-13:00

ビジョン・プログラムは表2に示されるとおり、学校の枠を超えて行う4つのプログラムからなっている。まず第一には月曜日の第1時限、7:30からの朝礼集会(Perhimpunan Mingguan)は3校の全生徒・全教員による合同集会である。その式次第はおよそ次のようである。

1. 広場に3校の生徒が学校別、学年別に整列する。
2. マレーシア国旗及びジョホール州旗の掲揚、国歌およびジョホール州歌の斉唱
3. 各校の校歌を順番に斉唱
4. 各校の輪番による朝礼担当教員による訓話
5. 各校校長によるそれぞれの言語による訓話
6. 解散

最後の校長訓話は基本的に同じ内容を3言語で繰り返すということであった。

朝礼以外の共同プログラムは3校すべてではなく、2校間の教員相互サービスであり、該当科目は保健・体育、華語、タミル語である。まず保健・体育はマレー語学校の体育の教員が、火曜日の1時限目に初級(1-3年)、2時限目に上級(4-6年)の体育授業をタミル語学校の生徒にそれぞれ3学年合同で教えている。また同様に華語学校の生徒にも木曜1時限目に初級、金曜日1時限目に上級の体育を教えている。それに対して、華語学校とタミル語学校からは、それぞれ華語とタミル語の授業を他の2校の生徒のために提供している。華語は水曜9・10時限に5学年レベル、タミル語は金曜8・9時限に3学年レベルの授業を提供している。

これはただ単に教員を共有してコストの削減をはかるだけでなく、英語が優秀なタミル語学校と、数学の優秀な華語学校、マレー語に秀で人員的に余裕があり各科目の教員を配備できるマレー語学校がマレー語と体育教育の全体の向上に責任を負うことによって、3校の利点をより積極的に共有していこうという姿勢にほかならない。

3校の児童のより直接的な交流や接触は、課外活動や社会奉仕活動の場において提供される。課外活動の第一はスポーツで、運動会や対外的なスポーツ交流会や試合では、3校からの合同チーム、テロック・スンガット統合学校体チーム(Pasukan KSTS)を結成して参加する場合がある。これは各校がきわめて小規模であるために1校では球技などのチームが結成できないという実際的な要求によるものである。すべてのスポーツ行事の準備や運営は3校の教員合同で行われる

またテロック・スンガット統合学校体科学クラブ(Kelab Sains KSTS)が設置され、3校の児童が参加し、統合学校理科主任がその顧問となる。プロジェクトの費用は統合学校体の共通経費から支出され、その成果は理科室に展示される。美化運動委員会(AJK Keceriaan KSTS)は3校全教員がメンバーとなり、すべての行事は3校の教員の協力のもとに行われ、財源はやはり統合学校体の共通経費から支出される。

(2) スマート・スクール訪問 ータウン・ファティマ女子中等学校ー

スマート・スクール(smart school/ sekolah bestari)は、1997年に打ち出された、マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)構想を構成する7つの基幹プロジェクトのひとつであり、マルチメディア施設やコンピュータを利用して、これまでにない新しい学習へのアプローチを模索する学校計画である。スマート・スクールは「テクノロジーを効果的な実施ツールとして使用する学校であり、国家教育哲学(1988)の定める目標の達成を飛躍的に加速させる手段を教育にもたらすものである」として、テクノロジーのインフラ整備だけでなく、教授・学習教材、カリキュラム、評価システム、管理運営システムが新たに開発されることとなった。

1999年には全国14州に第一群のパイロット・スクール90校(中等学校85校、小学校5校)、2000年にはさらに10校が設立・指定され、文部省は他の学校にも自発的転換を促し、2010年までにすべての学校がスマート・スクールに転換されることを目標にしている。既存の学校でスマート・スクールの指定を受けた学校の多くは設備クラスではBにカテゴライズされ、新設のスマート・スクールはすべて実験室やコンピュータルームを備えたAクラスの学校に分類されている。

学習の評価には、学校レベルでの基準設定型(criterion-based)の評価と、生徒の能力のより包括的で意味のある多元手法による評価へ向かう動きがある。将来的には生徒の最終成績を決めるために、学校レベルで行った生徒の成績評価を、中央が管理する試験と組み合わせられることになる。

表3 スマート・スクールの設備基準

設備クラス(コンピュータ数)	B	B+	A
事務室	3	3	5
職員室	5	10	30
教室/理科実験室	0	60	286 (213)
資料室/メディアルーム	10	10	15
コンピュータルーム	21	-	140
サーバー	3	3	3
1999年現在数	81校	2校	新設9校

()内小学校

スマートスクールに関しては、ジョホール州、ジョホールバル市のスマート・スクール、タウン・ファティマ女子中等学校(Sekolah Tun Fatimah)を訪問した。同校は1956年にマラッカに設立された女子中学校(13歳~17歳)であるが、1962年9月に現在のジョホール・バル市(Johor Bahru)に移転し、65年に全寮制の女子中等学校として正式に開校した。現在700人の生徒と69人の教員を擁し、生徒の多くは国家試験で優秀な成績をおさめ、そ

の 1/3 は政府の奨学金受給者である。同行はコンピュータ教育以外にも、国際教育にも力を入れており、フランス語、アラビア語、日本語の授業と資料室を備えている。

見学したのは IT リテラシーの 3 年次のクラスで、教員は IT ファシリテーター (Penyelaras IT) と呼ばれる非常勤の講師による授業であった。授業では 28 人のクラスが 4 人ずつのグループにわけられ、教員が与えた 8 つのトピックについてのフォリオ(レポート) をコンピュータ(インターネットや資料 CD)のみを使って作成するという課題(Tuguan Kelas Komputer)が与えられていた。トピックとしては、

- 1.教育における情報技術の役割
- 2.マレーシアにおけるインターネットの歴史
- 3.Web(頁)を用いた教育
- 4.Web(頁)を用いた数学教育
- 5.Web(頁)を用いた物理教育
- 6.教育 Web(頁)の梗概
- 7.生徒、教師、社会にとってのインターネットの重要性
- 8.学習を向上させるための Web(頁)利用法

からの選択が指定されていた。作成期限は 2 カ月で、フォリオはダブルスペースで 7 頁以上、使用するワープロ、活字サイズ、フォントも指定されていた。

〔カリキュラム改革の要点〕

スマート・スクールのための新カリキュラムは中等 1 年から 4 年(下級中学と上級中学)までの学年の 4 科目、マレー語(国語)、英語、数学、理科について 1999 年を目標に準備された。カリキュラムの基本的特徴は既存の統合中等カリキュラム(KBSM=Integrated Curriculum for Secondary Schools)と同じく、(1)知識の獲得、(2)良き人間を育成する価値の挿入、(3)科目を越えた統合的な思考能力、(4)新たな革新的思考を生み出す創造性、とされるが、スマートスクール・カリキュラムはさらに(5)IT 能力(IT competency)と(6)グローバル化に伴う国際言語の習得というカ点を加えられている。生徒は外国の共通の関心を持つ友人との間にネットワークを構築し、協力しあうことが期待されている。これは生徒が社会に出てからの、社会的・経済的ネットワーク構築の基礎となると考えられている。

スマートスクールは 21 世紀のハイテク産業社会における知識労働者を養成することを目指しており、この学校経験を基礎に、新たなプロダクツやプロセスを生み出すことができるような高度な能力のある人材を作り上げることが求められている。したがって、教育現場(教室)では知識の探求、発見、その道筋が重視され、教師中心の一斉授業よりも、学際的なプロジェクト作業や発展活動(extension activities)が勧められる。

学習の方策(strategies)としては(1)教師だけに頼らず、書籍・雑誌・テレビ・ネットワークなどの様々な情報源(ソース)から情報を収集し、(2)他の学習者の進捗にかかわらず、自分に合った難度の教材を用いて独自のペースで学習し、(3)既存のカリキュラムに縛られる

ことなく、自らの関心領域やトピックを自由に展開することが許されるとされる。しかし実際には物理的・時間的制約から全く自由なペースでの学習は難しいので、各教科各単元の到達目標として(1)すべての生徒が達成する基礎的レベル(Aras 1)、(2)大部分の生徒がクリアできる中級レベル(Aras 2)、そして(3)優秀な生徒が到達する上級レベル(Aras 3)という3レベルが設定されている。

単元内の活動については特に順序は想定されておらず、その配分・順序についてはいくつかのパターンが示唆されている。ひとつは(1)全生徒に1活動を指定するパターン、(2)全生徒に各活動を順番に行わせるパターン、生徒を数人のグループに分け(3)各活動に別個に取り組ませるパターン、(4)グループごと各活動をローテーションさせるパターン、(5)グループごとに好きな活動を自由にさせるパターン、そして(6)中程度の難易度の活動をまず全員に行わせ、目標を達成した生徒をより複雑な活動に、できなかった生徒をより易しい活動に誘導する分岐型パターンである。

ロジナ・ジャマルディン(Rozinah Jamaludin: 2000)によれば、教育分野におけるマルチメディアの活用形態には次のような6形態があるという。すなわち、[1]絶え間なく生徒の状況をフィードバックしながらのインタラクティブ・チュートリアル、[2]コンピュータやビデオ、その他のエレクトロニクスの活用、[3]現実には実行し難いテーマについてのシミュレーション授業、[4]実際の状況をシミュレーションできるバーチャル・リアリティ(realiti maya)や3次元を用いた訓練や研究、[5]WWWのようなインターネット情報を活用した授業と学習資料の作成、[6]テキスト、ヴィジュアル、オーディオからの各種情報を利用したマルチメディア・プロジェクト(作業)、である。

今回の訪問校はスマート・スクール群のごく一部であり、しかも既存の中学校が近年スマートスクールに指定された事例であり、設備の面でも実際の教育内容の面でも、その目的の達成にむけた努力の途上であることは認識されねばならない。スマート・スクールの目的を再び掲げれば、(1)個人の知的、身体的、情緒的、精神的領域を含む全面的な発達を促進し、(2)個人の特に優れた点、能力を発達させる機会を与え、(3)テクノロジー・リテラシーを持つ思考する労働力を養成し、(4)子供たちの学習への平等な機会を保障するよう教育を民主化し、(5)両親、地域社会、私企業セクターなどすべての関係者が教育のプロセスに参加させること、であるという。スマート・スクールにしてもビジョン・スクールにしても、子どもたちの意識の変革には、まず家庭やPTA組織における両親の意識の変革と積極的な関与が期待されている。次年度以降の調査ではそれらの期待が、マレーシアの伝統的な親の学校参加の意識にどの程度の影響を与えているのかについて考察したい。

II. 文献・ウェブサイト一覧

・ Curriculum Development Centre, 1998, *Curriculum, Pre-school Education, Primary*

School Education, Secondary Education, Ministry of Education Malaysia.

- Curriculum Development Centre, 1998, *Panduan Ke Arah Sekolah Bestari (A Guide for the Smart School)*, Ministry of Education Malaysia
- Teachers' Education Department, Ministry of Education, Malaysia, 1998, *Pakej Pembelajaran Sekolah Bestari, Matematik, Tingkat Empat.*
- *Sekolah Tun Fatimah; Di Ambang Alaf Ke 3*, 2000, Sekolah Tun Fatimah.
- *Sekolah Tun Fatimah Profile, Brochure.*
- *Sekolah Wawasan Telok Sengat, Sejarah Penubuhan Maklumat Ringkas.*
- *Jadual Waktu 2000, Sekolah Telok Sengat* (Weekly Time Table).

<Internet Site>

- Sekolah Wawasan Telok Sengat: <http://members.xoom.com/swts>
- Smart School Project: <http://202.190.218.3/smartschool/>

メ キ シ コ

メキシコにおける親の学校参加の関連資料

齊藤 泰雄

はじめに（解説）

1992年から93年にかけてメキシコでは従来の教育の枠組みをかなり大きく変更させる一連の教育改革が導入された。それらは、1980年代の深刻な経済危機＝教育財政の大幅削減を経験する中で、事実上、停滞し水準の低下を余儀なくされた国の教育を再建し、さらに一步進めて、メキシコがめざすことになった新しい国家像にふさわしく教育を「近代化」させることを目指すものであった。こうした脈絡の中で、学校と父母・地域社会との連携をめくっても従来のあり方を反省し、見直しを求める改革が導入されている。まず、1992年5月、教育改革の推進に直接的に関与する連邦公教育省、各州知事、全国教育労働者組合の三者の協定という形式で、『基礎教育近代化のための国民的合意』が締結される。ここでは、教育改革の焦点として、

- ①教育制度の大幅再編、
- ②教育課程と教科書の改訂、
- ③教職の専門的地位の再評価、

の三点を推進することが確認された。①の教育制度の再編成は、基礎教育の管理運営の各州への分権化（従来、連邦政府が各州内において設置運営してきた連邦政府立の就学前教育施設、初等学校、中学校、それらの教員の養成にあたる教員養成機関を予算、施設、教員ともに各州に移管する——連邦化の名前で呼ばれる）と、父母や地域社会の関係者を学校運営に参加させるための新たな機関「社会参加審議会」を設置すること、の二本の柱からなっている。

『国民的合意』の文書は、「社会的参加」のための新しい機構の設置についてその意義と必要性を次のように述べている。

「教育制度と地域社会との間により緊密な連携を築くことは、まぎれもない利益もたらす。第一に、教育の事業への地域社会の参加は、教育の大胆な拡充のために社会的エネルギーを生み出すことを可能にする。第二に、教育の過程に関与するすべての人々の意思の疎通を官僚的機構を仲介者にして行なうことを不必要とさせる。このことは、生徒、教員、学校、地域社会の間により直接的かつスムーズなコミュニケーションを生み出すことにつながる」。「教育事業への社会的参加が促進されるなら、学校の正常な運営、その施設、その教具、教員の使用する教材、教育課程や年間計画の完全実施に対して地域社会がより一層関心を持つことになる。事実、学校と地域社会とのより一層の接近は、各家庭が学校の事業を側面から支援するのを促進するであろう。それは、都市部各地区あるいは農村部の地域社会の子どもたちの留年と退学の率を低下させるのに役立つであろう。この意味で、教育へのより広範な社会的参加は、教育事業

に関するより高度の情報をもたらし、学校の仕事ぶりに対する家族や地域社会の関心を高め、教育に対する本物の社会的監査——強制的ではなく説得的かつ提案的な——につながるだろう」。

翌1993年に、『国民的合意』の内容を法制化する形で新たな『総合教育法』が制定された。同法の第7章は、新たに導入されることになった「社会参加審議会」についてのその目的、構成、機能などについて規定した条項を含んでいる。→〔資料1〕これは、既存の学校後援組織である父母会とは別に組織されるものとされた。さらに社会参加審議会は、各学校のみならず、各地方自治体、州、さらに全国レベルで設置されるものとされた。

1993年以降、地方分権体制の下で、各州、各地方自治体、各学校は、それぞれの地域の状況に応じて、準備が整いしだい順次に、社会参加審議会を設置しはじめている。2000年6月現在、全31州中半数の16州で州レベルの審議会が設置されている。地方自治体レベルでは、全国2,428の市町村のうち47%にあたる1,133で設置されている。各学校レベルでは、基礎教育学校レベル（就学前、初等教育、中学校）の学校の63%で設置済である。→〔資料2〕

またこうした地方レベルでの社会参加審議会の設置の進捗状況をにらんで、1999年8月には、ついに連邦レベルでの「教育への社会参加全国審議会」(CONAPASE)が正式に設置された。全国審議会の発足式典には大統領、公教育相も臨席し、審議会を構成する50人の委員に委嘱状が手渡された。→〔資料3、4〕

本改革が導入されるまでの、メキシコの教育制度は、中央（連邦）政府の公教育省が全国の基礎教育レベルの学校のほぼ七割を連邦立（国立）の学校として自ら直接的に設置・管理していただけて、きわめて強力な中央集権的な管理運営体制をとっていた。また、一方、連邦立の学校のほぼすべての教職員を構成員とする強力な教員組合が組織され、両者のトップ同士の交渉・取引・妥協などの過程を通じて、現実の学校の運営が決定されてきた。いずれにしても、意思決定の場は、学校現場からほぼ遠く、また父母や地域社会の声や要求が学校に伝えるような正規のルートは存在していなかった。父母会は存在したが、その役割は、学校の施設設備の維持補修のための募金や労働奉仕にほぼ限定されていた。このために、90年代初頭に打ち出された基礎教育の州への分権化、新しい「教育への社会参加審議会」の設置は、いずれもメキシコ教育史上、画期的な試みであった。法成立から7年を経て、全国の半数の州、自治体、学校に審議会が設置されている。→〔資料5〕プエブラ州の事例

連邦政府から州政府への基礎教育の管理運営の分権化政策と同時に進行されたために、審議会の設置状況には各州、各自治体、各学校においてかなりの格差が見られる。設置のスピードが遅いという見方もできようが、これまで歴史的に学校への「参加の文化」といったものがほとんど発達しておらず、また新しい機関の権限や運営をめぐる関係者の間にも、いまだに不安や戸惑いが多いと言われる中であっては、むしろかなり順調な意欲的な設置状況であると言えるかもしれない。

〔資料1〕

総合教育法（1993年）における社会的参加審議会に関する規定

第7章 第2部 教育への社会参加審議会について

第68条 各教育当局は、連邦政府教育当局が定めるガイドラインに従って、公教育の質を向上強化させること、ならびに教育の量的普及を拡張する目的をもつ諸活動への社会的参加を促進するものとする。

第69条 基礎教育段階の各公立学校当局は、学校と地域社会とを、積極的かつ恒常的に連携させることに責任を有する。地方自治体と地方教育当局は、それを実行性あるものとするためにあらゆる協力を行うものとする。

学校当局は、基礎教育段階の各公立学校に、社会参加のための学校審議会が設置されるような措置を講ずるものとする。学校審議会は、父母とその連合体の代表者、教員とその組合の代表、学校長、卒業生、さらに、その学校の発展に関心を寄せる地域社会のその他のメンバーによって構成される。

この審議会は、次のような機能を果たす。

- ・教員たちがそれをより完全に実施することを支援することを目的にして学校の年間計画、教育目標、学校の諸活動の進展について報告を受ける。
 - ・教育当局が行う評価の結果について報告を受ける。
 - ・教員と父母の協力を促進する。生徒・教員・校長・学校職員に対して奨励と社会的な顕彰を行う。児童生徒の人間形成を補完する学校外活動を奨励支援する。
 - ・学校の緊急時や市民保護のために必要とされる参加、調整、普及の活動を行う。
 - ・児童生徒の成績に対する父母や地域社会の関心を高める。教育方法に関連する事項に意見を述べる。
 - ・教育に影響をおよぼす劣悪な社会的条件を克服することに貢献する。
 - ・学校施設改善のため特別の労働提供を呼びかける権限を持つ。
 - ・学校の日常的業務を支援し、全般的に、当該学校の利益になる活動を行う。
- 基礎教育を行う私立学校でも、類似の学校審議会を設置できる。

第70条 各地方自治体には、市町村レベルで教育への社会参加審議会が設置される。それは、市町村当局、父母とその連合体の代表、優秀な教員、学校長、教員組合の代表、社会組織の代表、その他教育の改善に関心をもつ者の代表で構成される。

市町村レベルの審議会は次の活動を行う。市町村当局と地方教育当局に対して、教育サービスの向上、公立学校の建設と増築、市町村でのその他の教育開発プロジェクトを提案する。教育当局が行う教育評価の結果の報告を受ける。当該市町村の基礎教

育段階の公立学校の諸活動について追跡調査をする。文化・市民・スポーツ・社会活動の面で学校間での交流・協力・参加を奨励促進する。地域社会の社会福祉を担当する部局やプログラムと学校の調整を行う。教育課程・計画に組み入れられるべき地域的な教育内容を策定するために各市町村の特徴を分析する活動を行う。市長村レベルで学校の緊急事態や市民の保護のための活動に貢献する。教育方法に関連する事項に関して意見を述べる。学校間でのコンクールを通じて市町村内での教育改善を促進する。父母や保護者が教育の分野でのかれらの責務を十分に果たすることができるようにオリエンテーション・研修・普及活動を促進する。生徒・教員・校長・職員に対して奨励と社会的な顕彰を行う。各学校の補修管理や基礎的な施設設備を供給するために補助的資金の獲得を促進する。全般的に、市町村での教育を支援し強化するための活動を行う。

本審議会において、教育を拡張させるのに貢献する効果的な社会参加が実現されるようにするのは市町村長の責任である。

連邦特別区(メキシコ市)では、各区ごとに審議会が設置される。

第71条 各州には、審議・オリエンテーション・支援の組織として、教育への社会参加の州審議会が設置されるものとする。連邦特別区には類似の審議会が設置される。当該審議会では、父母とその連合体の代表、教員と教員組合の代表、教員養成機関、州・地方教育当局、および特に教育に関心をもつ州の社会セクターの代表者の参加が保障される。

州の審議会は次の活動を行う。文化・市民・スポーツ・社会福祉的な性格を持つ学校外活動の機関を促進し支援する。州レベルで学校の緊急事態や市民の保護のための活動に貢献する。教育課程・計画に組み入れられるべき州に特有の教育内容を策定するのに貢献する各州の特徴に関連する要素や特色を体系化する。教育方法に関連する事項に関して意見を述べる。学校審議会や市町村審議会を通じての教育への社会参加から出現してくる需要やニーズを知り、またその解決や支援に権限を有する機関に対して提案を行うために州レベルで要求を確定する。教育当局が行う教育評価の結果の報告を受け、それらと共に教育の質の向上と量的普及の拡大に影響をおよぼす活動に協力する。

第72条 公教育省は、国レベルでの諮問、協力、支援、情報収集のための機関として、教育への社会参加全国審議会の設置と運営を促進するものとする。これは、父母とその連合体、教員とその組合組織、州・地方の教育当局、教育に特別の関心を寄せる社会の各セクターのそれぞれの代表者で構成される。全国審議会は、教育当局が行う教育評価の結果の報告を受け、国民的教育制度の発展と進展を認識し、教育方法の側面、教育課程・計画に関して意見を述べ、教育の質と量的普及を改善するための政策を提言する。

第73条 この部で述べられた各社会参加審議会は、教育機関での労働条件に関する事項に介入することを控え、また政治・宗教問題に関与することはできない。

〔資料2〕

メキシコ各州の参加審議会の設置状況

州名	州レベル	市町村レベル	学校レベル
アグアスカリエンテス	×	10/11	1076/1218
ババカリフォルニア	×	5/5	1548/2611
ハバカリフォルニア・スール	×	5/5	352/569
カンペチェ	○	2/11	1219/1219
コアウイラ	×	0/38	0/3478
コリマ	×	10/10	740/923
チアパス	×	104/118	7500/15486
チワワ	○	4/67	0/7428
ドウランゴ	○	39/39	3100/3256
グアナファト	×	46/46	7315/9050
ゲレロ	○	76/78	7386/9386
イダルゴ	×	0/84	4481/4633
ハリスコ	×	124/124	7751/8682
メキシコ	○	112/122	11594/12077
ミチュアカン	×	39/113	2323/10763
モレロス	○	33/33	1959/2222
ナヤリ	○	19/20	1667/2040
ヌエボレン	×	1/51	3400/3849
オアハカ	×	0/570	0/9746
プエブラ	○	204/217	5473/6143
ケレタロ	×	0/18	0/2493
キンターナロー	○	8/8	1185/1419
サンルイスポトシ	○	54/58	5944/6456
シナロア	○	16/18	41/3888
ソノラ	○	0/72	2893/3890
タバスコ	○	17/17	3789/4080
タマウリパス	×	43/43	4020/4020
トラシュカラ	×	0/60	0/690
ベラクルス	×	—	—
ユカタン	○	106/106	2150/2361
サカテカス	○	56/56	4826/4826

○設置済 設置市町村/ 全市町村 設置校/ 全学校 (2000年6月現在)

〔資料3〕

全国審議会の創設と委員委嘱式典におけるセデーヨ大統領の演説

(1999年8月26日 大統領官邸)

全国教育労働者組合中央委員会書記長 トマス・バスケス・ビヒル氏へ
本審議会の委員諸氏へ
紳士および淑女たちへ

「教育への社会参加全国審議会」(Consejo Nacional de Participación Social en la Educación)の発足に際し、諸氏と一堂に会することを喜びといたします。

総合教育法に規定されていたこの審議機関の発足は、メキシコの民衆が教育にたしめて寄せるきわめて高い尊重の念に対応するものである。民衆は、教育が生活水準を向上させるための最も効果的な手段であることを認識しており、それゆえに、すべての子どもや若者に教育機会が、さらには、すべての成人には、識字教育や質の高い職業訓練の方式で、教育の機会が与えられることを要求している。

民衆の意思がここにあるがゆえに、また政府は、信念によって、また憲法の命ずるところにより、民衆に奉仕するものであるがゆえに、私が率いる連邦政府は、教育政策に大きな重点を置いてきた。われわれは、教育向けの予算を強化してきた。政権の発足した1994年に教育費は、全連邦予算の22.7%であったが、この比率は、我々が直面している経済的状況にもかかわらず本年は26.3%にまで増大した。

われわれの教育事業のきわめて重要な側面の一つは、基礎教育・教員養成・特殊教育の分野で連邦化(各州への分権化)を推進し強化するために、各州政府や市町村との協働関係を強化することであった。この路線にしたがって、最近、学校建設事業の分権化が終了し、来年には、職業技術教育と成人教育制度の分権化に取り組むことになる。教育の連邦化(分権化)は、教育の量的普及の拡大の面で、より急速な前進を可能にしてきた。

1994年から現在まで、教育制度全体での学生数は、270万人以上増加し、その総数はすでに2900万人をこえるにまで到達している。近年、学生数の増加は、国の中の疎外された地域においても生じており、また就学前教育、中学校教育、後期中等教育、高等教育分野で拡大していることは特に心強いことである。教育制度全体の効率性もまた向上してきた。というのも、地方の教育当局や各地域社会は、それぞれの場所のニーズ、そしてそれぞれにもっとも適切な解決法を誰よりも良く認識しているからである。

われわれが特に力を入れて推進してきたもう一つの戦略は、基礎教育および教員養成の教育内容と教材の改訂であった。今週はじまる今年度をもって初等教育向けのすべての無償教科書の改訂が終了した。この事業の一つの重要な側面は、バイリンガル教育の強化のための不可欠の教材としてのインディオの各言語とその方言での教科書

の編集である。さらに、中学校向けに、特に経済的に困窮した生徒のために中学校用の無償教科書の配布を開始して三年目になり、その数はますます増加している。

教育制度を強化するためにわれわれが取り組んできたあらゆる活動は、国の教育事業において教員たちの果たす重要かつ決定的な役割を考慮に入れながら遂行されてきた。それゆえに、われわれは、次のようなさまざまな活動を通じて、全国の教員たちの仕事にたいして最大限の支援を提供してきた。教員養成校の設備や水準の向上、基礎教育レベルの教員たちの継続的な職能成長、教育活動を支援するための図書や教材の編集と配布、キャリア教員職制度の導入、教員センターの設置、教員の給与・手当の改善。後期中等教育機関と高等教育機関の教授たちもまた、継続的な研修のシステムや仕事への奨励策を通じて、支援プログラムの対象となっている。あらゆる教育段階の教員たちが、今や以前には見られなかった、専門的能力向上のための機会、教室での優れた仕事ぶりを認知される機会を提供されている。

州への分権化(連邦化)、教育課程・内容の改革、教職の重要性の再確認が、1992年に各州知事、全国教育労働者組合、連邦政府の間で締結された『基礎教育近代化のための国民的合意』の中心的な戦略であった。『合意』に含まれていた第四の戦略が、教育における社会的参加を推進することであった。さらに、『国民的合意』にうながされて、1993年に新しい「総合教育法」が公布された。ここでもまた、「社会的参加審議会」の創設が規定された。これは、『合意』の最後の課題であり、完全な遂行が求められるものである。ただたんに形式的な役割や儀式的なやり方ではなく、教育のプロセスに関心を持ち、参加をしようとするすべての人々の十分な確信と真剣な取り組みによって遂行されねばならない。今日、幸いなことに、こうした約束が存在しており、その実践が十分に保障されている。州や市町村の政府は、分権化された教育サービスを断固として推進することに対して、その意思と能力を示してきた。われわれは、メキシコの教員たち、およびその組合組織である全国教育労働者組合の支持と一致協力をきわめて明白に期待しうる。それゆえに、私は、組合とその指導者であるトマス・バスケス・ビヒル氏に格別の感謝を表明する。さらに、われわれが取り組んできた州への分権化の強化の一部として、今日、連邦政府からかなり多くの資金が市町村に移管されている。このために、市町村は、熱意と信念をもって、学校を支援する活動に着手しつつある。

こうした条件が整う中で、法律が規定する事業がきわめて効果的に遂行されることを確信しながら、今日、本全国審議会を創設することに喜びを感じる。児童生徒や父母は、学校ができるかぎり高い質を保持することを求めている。この質を達成するための鍵の一つは、州への分権化、教育内容・教材の改訂、教師教育の改善と並んで、まさに社会参加にある。教育はすべての者の責任である。各段階の政府、教員、父母、社会全体が、教育事業と学校の活動に関連するすべての仕事を積極的に支援しなければならない。ここで強調されてきたように、本審議会の構成は、教員組織や連邦・州・市町村の当局が効果的に代表者を送り込むことを保証している。この代表性は、教育

の近代化と質的改善を前進させ続けるために、さまざまな社会的セクターの見解、関心、提案を集約する機能が効果的に遂行されるための最善の保証である。

国の教育制度の中ではたらくすべての人々の名において、わが国にとって大きな価値を持つこの仕事に協力する高潔な意思を表明した審議会のメンバーに感謝する。これは、各州、各市町村、各学校への社会的参加を促進するための第一歩、きわめて確実な一歩でなければならない。全国審議会は、その活動を州・市町村・学校参加審議会と調整する法的権限を持っている。そのために、すでに設置されている所ではこれらの審議会を強化し、まだ設置されていない所ではその導入を支援することに貢献する活動方針を設定する必要がある。

われわれはすべて、家庭の父母、および教育に関心を持つ各セクターが、学校生活に参加しているところでは、その機能がより良く遂行され、より良い学習成果が生み出され、通学・効率・教育課程の履修・施設その他の補修管理等の諸問題がより迅速に探知され、そしてそれがより良く解決されることを知っている。社会的参加によって——これは事実である——留年と中途退学がめざましく減少する。今日から、本審議会によって大きく前進されることになる教育への社会的参加は、教員、生徒、教育当局の努力を支援するという中心的役割を持つ。

国の人口のほぼ1/3がなんらかの形で教育制度に参加しており、多数の父母が自らの子弟の人間形成に深い関心を寄せており、多くの社会的グループが教育の戦略的重要性を認識していることを考慮する時、われわれは、あらゆる教育事業への社会的参加を促進するための大きな社会的基盤を持っていることなる。的確に言えば、これはまた民主主義の実践を教育にまで拡張する一つの形である。われわれすべてのメキシコ人が達成してきた民主主義の強化は、学校生活を豊かにするためのきわめて貴重な経験となる。

教育の分野およびその他の社会政策の分野において、今日、市長村当局が身につけているより大きな運営能力を認めて連邦主義を強化することは、また社会参加を促進するためにきわめて重要な要因である。

この意味において、私は、各州および市町村の政府が、州・市町村・学校レベルで審議会の設置を促進するために特段の努力をするよう丁重に呼びかける。それは各地の子どもや若者の未来にとって、我々が各州・各市町村・各地域のために望む公正をともなった発展にとって、決定的に重要な努力となろう。私は、とりわけ、親愛と敬意を持ちながら、国中の教員たちに対して、この事業に熱意ももって参加するよう呼びかける。もちろん、私は、全国教育労働者組合に対して、『基礎教育の近代化のための国民的合意』に含まれたその他の施策を推進してきたのと同じ熱意をもって、このメキシコの教育の発展の新たな局面に参加するよう呼びかける。

自らの子弟がいつの日か良い仕事に就き、また充実した生活を送るための最も確実な手段としての教育にゆるぎない信頼を寄せる家庭の父母に対しては、学校生活により積極的に参加し、子どもが学校を休まず、細心の注意を払いながら勉学し、宿題を

成し遂げるよう励まし、教員や学校当局と常に連絡を密にし、すべての子どもの学習成績が向上させるための方法を提案し、学校の設備が良好な状態を保つように協力するよう心からの呼びかけを行う。この呼びかけを、都市や農村の社会的組織、企業家と労働者、大学、知識人、マスコミにも拡大する。

我々すべての者が、教育に心をくだき、その改善に努力すればするほど、われわれは、メキシコをより強力で民主的にすることに、またメキシコを公正な国とすることに貢献できる。これこそ、我々すべての者が21世紀に求めるメキシコであり、これこそ、すべての者の努力、特に、われわれの教育分野での努力によって建設しつつあるメキシコである。

ムチャス・グラシアス

〔資料4〕

社会参加全国審議会の委員の構成

全31州と連邦特別区を8州ずつ四つの区域に分ける。

1. 父母代表4人（各区1人、学校審議会の委員）
2. 全国父母連合会および私立学校父母連合会の代表3人（公教育相指名）
3. 基礎教育レベルの優秀な教員4人（各区1人）
4. 全国教育労働者組合の中央委員会の代表4人（公教育相指名）
5. 連邦公教育省職員2人（公教育相指名）
6. 州教育相の代表4人（各区1人）
7. 市町村長の代表4人（各区1人）
8. 社会参加州審議会の代表4人（各区1人）
9. 社会参加市町村審議会の代表4人（各区1人）
10. 基礎教育に関連する学術界、研究所、専門職団体の代表3人（公教育相指名）
11. 基礎教育の支援への参加が目ざましい社会的組織の代表4人（各区1人）
12. 教育分野の専門研究者2人（公教育相指名）
13. 特に教育に関心を持つ企業セクターの代表2人（公教育相指名）
14. 教育発展への献身で著名な市民6人（公教育相指名2人、州教育相指名4人）

合計50人の委員（3年任期）で構成する。

互選で委員長を選出。他に公教育相指名の専任の事務局長を置く。

*教育への社会参加全国審議会は、その活動の広報、情報公開、意見の交換などを行うために独自のホームページ www.conapase.org.mx を開設している。

〔資料5〕

学校・市町村・州レベルの審議会の委員構成の事例（プエブラ州）

1. 学校審議会

- ・教員代表 3 人
- ・父母代表 3 人
- ・生徒代表 3 人
- ・卒業生代表 3 人
- ・学校長
- ・父母協議会の代表
- ・全国教育労働者組合の分会の代表
- ・地域社会の代表

2. 市町村審議会

- ・各教育段階（就学前、初等、中学校）の優秀な教員各 1 人
- ・各教育段階の学校審議会の父母の代表各 1 人
- ・市町村父母連合会の代表
- ・各教育段階の校長あるいは指導主事の代表各 1 人
- ・全国教育労働者組合の代表
- ・教育事項を担当する市町村官吏あるいは市町村の指名する他の者
- ・社会組織および地域社会のメンバーの代表 3 人
- ・市町村長
- ・教員養成機関の代表 1 人

3. 州審議会

- ・各教育段階の優秀な教員各 1 人
- ・市町村審議会の委員をつとめる各教育段階の教員の代表
- ・教員養成機関の代表 2 人
- ・市町村審議会の委員をつとめる父母 2 人
- ・州内の全国教育労働者組合の分会の書記長
- ・社会組織および地域社会のメンバーの代表 3 人
- ・市町村当局の代表
- ・教育分野での活動する州の独立法人の長
- ・州教育相あるいはその代理
- ・州知事

日 本

日本国内における3つの事例

中島千恵（龍谷大学）

佐藤由美（青山学院大学・非）

はじめに

国内における親の学校参加の状況を知るため、親の学校参加へのアプローチが異なる3校の事例を紹介する。以下の内容は、いずれも平成13年1月に報告者が各自治体（県または市）の教育委員会と対象校に対して行った訪問調査に基づくものである。

第1は、学校評議員を設置している岐阜県のQ高校の事例である。Q校では平成11(1999)年、親の代表2名を含む学校評議員会がスタートした。平成12年度からは、親は正式のメンバーとして含まれない。しかし、何事も親が参加すればいいというものでもなく、評議員会への親の適度な関わり方について冷静な視点を提供する事例として興味深い。

第2の事例として、父母が学校の授業に「参観者」ではなく、「参加者」として児童と一緒に学ぶ新しいタイプの授業を試みながら、授業改革に挑戦している神奈川県茅ヶ崎市立浜之郷小学校の実践を紹介する。

最後に、公募によるボランティア・コーディネーターを配し、ボランティア、親、子ども、そして教師と一緒に参加、企画していく様々な授業、行事を展開している新潟県小千谷私立小学校の例を紹介する。

3事例とも学校改善への姿勢は積極的で、学校における実践について書物やインターネット上で公表し、開かれた学校を志向している。

I. 岐阜県Q校における学校評議員会

1. 岐阜県における学校評議員会設置の経緯

旧文部省（現文部科学省）の調査によると、平成12年10月の時点で24の都道府県が既に学校評議員会ないしそれに類似する制度を設けている。これらのうち、全県レベルで設置しているのは5県で、岐阜県はその1つである。岐阜における学校評議員会設置の取組については、すでに旧文部省によって紹介されている。

岐阜県では、全県挙げて県民総参加の教育改革に取り組んでいる。平成9年1月、「フロンティアプラン“教育21”研究委員会」が設置され、岐阜県らしさを出した教育改革を推進するため、教育行政の基本的な在り方が研究された。同委員会は、平成10年3月、「保護者や地域住民の意見を聞くような仕組みを構築するなどして開かれた学校運営が行われるようにする」ことを提言、国の動きに一步先立ち、平成11年からすべての県立学校に学校評議員会を設置した。トップダウンでの設置であった。他府県に参考にできる事例があるわけでもなく、試行錯誤で走りながらの導入であった。

設置の経緯はスムーズで、平成11年10月の制度導入と同時に県立学校84校すべてに設置された。平

成12年10月には、すでに90校、国内最高の設置数を誇る。平成12年4月以降は、学外から原則5人の委員で構成し、年3回開催、会の内容を公表し、県の学校政策課にその内容を報告する事を義務づけている。委員には謝礼として1人につき年間3千円が学校に支給される。

岐阜県の学校評議員制の特色は、それが、「教職員資質向上委員会」と、いわばセットで設置されたことである。全国で相次いだ教員の不祥事への対策として、平成11年県教育委員長が、全教職員に対し、緊急アピールを公表し、①規律ある学校づくり、②開かれた学校づくり、③活力ある学校づくりをアピールした。そして、この3つの学校づくりを実現する方法として、すべての県立学校に学校評議員会の設置を義務づけた。県が出している「開かれた学校づくり」の図表では、校長の左に「学校評議員会」が、右に「学校職員資質向上委員会」が併置されている。このため、現場では、当初、両者の混同ないし、両者が同一のものであるかの錯覚に陥った学校もあるようであるが、校長相互の積極的な情報交換などにより設置は順調に進み、2年後には県が想像していたよりも進んだ教育実践も生まれてきた。また、評議員会で集めた意見を提案として教育委員会に上げてくるという流れも生まれつつあり、予想以上の効果を上げ始めている。

2. Q高校のプロフィール

Q校は大正時代に設置され、伝統的に工業系の学科を主とする県立高校である。全日制と定時制から成り、両者を総合すると平成12年度には職員数は134人、生徒数は約1100人を越える。生徒はほとんどが男子で、女子は100人程度にすぎない。高校であるため学校が「地域」とする範囲は広い。生徒は県下の5市、9郡から集まってきており、出身中学数は県下55校と県外5校、計60校となる。生徒は、700人近くが自転車通学で、350人が電車で通学している。通学距離が10キロ以上の生徒が146人、下宿している生徒が10人在席している。卒業生の進路は、平成11年度の場合、卒業生の約半数は就職し、その約80%が県内の企業に採用されている。

3. Q校における学校評議員会の実践

(1) 評議員の構成と親の位置づけ

Q校は、平成11年に学校評議員設置要綱を作成し、評議員会の目的を、「学校運営等について地域住民や保護者から幅広く意見を聞き、地域全体からの支援・協力を得て、開かれた学校づくりを推進する」としている。委員の任期は1年で、地域の関係機関、PTA関係者及び有識者の中から、校長が選任するとされている。これに従って、平成12年度の評議員会のメンバーには、生徒の居住する地域から自治会長1名、出身中学校の校長1名、生徒達の就職先である地元の振興会と工場会からそれぞれ1名、校医1名、多くの生徒が通学で利用する私鉄の駅長1名、そして親の代表として育友会（PTA組織）から会長と3学年の父母代表が選ばれている。これに加えて、学校側からは、校長、副校長、事務部長、全日制的教頭2名、定時制の教頭1名が参加し、総勢14名による評議の場となっていた。具体的人選のプロセスとしては、校長が教頭と相談の上、構成メンバーについての案を職員会議に提案して決定された。

しかし、平成12年度からは、親の代表2名は含まれず、学校外からの5名がメンバーとされている。

これは、学校評議員会がスタートした平成11年度の段階で、県はまだ明確な指針を出していなかったが、平成12年4月より外部から原則5人という方針を出したからである。県の規定によると、その構成は次のように定められた。①地域住民を代表する者 ②当該学校に関する機関等の代表者 ③企業関係者 ④その他校長が必要と認める者、そして、PTA役員、教員、及び生徒は含まない事、女性を含むよう配慮することが明記された。保護者の同席は、許可されている。

構成メンバーからPTA関係者が除外された理由の説明は、第1に、保護者は学校と関係が深すぎ、学校に対して意見を言いにくい場合があるため、第2に、学校評議員会では、保護者よりも大局的な意見を聴取したいからということである。これにより、親は学校側に入る存在として位置づけられているとQ校では理解している。ゆえに評議員会は、あくまで地域社会との連携の場であって、学校のPTAとは別であると理解されている。費用として、県から支給されるのは5人分の謝礼である。このため、平成11年度の保護者代表2名分の謝礼は、育友会の予算から支給された。

学校評議員会に親の代表が含まれなくなったことに関して、11年度の親の代表2名は、いずれも残念に思っており、①親として外部の人から子ども達の様子や、彼らに関する意見を聞ける、②子どもを変えていくのは親からである、と言った理由から親代表を加えてほしいと望んでいる。

校長は、評議員会の理想的構成として定時制からもう1人、コンビニの店長、学識経験者、できれば警察署長か派出所の巡査、PTA代表が加わることを理想と考えている。11年度に保護者の代表がいて良かった点として、評議員会で議論されたことを保護者にフィードバックしやすかったこと、また、退学の問題等、重大な問題が保護者から出された事であると評価している。

(2) 親の意見を吸い上げる多様な場

親が学校評議員会の構成員から除外されたからと言って、親の意見が無視されているわけではない。学校は親の意見を聞く場を多数設けている。同校では、年2回の保護者会と、年に1回開催される地区懇談会で親の不安や学校に対する要望など、ほとんどのものがその場で出されると考えている。地区懇談会とは、学校教員が分担して生徒の居住する地区に出かけていき、心配事、要望、疑問などありとあらゆる事について親の意見を聞く場として設定されている。地区懇談会への参加率は45%程度で、学校はより多くの出席を望んでいる。その他に親の意見が出される場として、育友会の総会、3年生対象の課題研究発表会、育友会の各委員会、3者懇談が数えられている。

また、学校評議員会設置とはほぼ同時に「学校目安箱」が学校玄関の事務室の前に設置された。今までのところ1つではあるが意見が入れられている。この「目安箱」は、県のすべての公共機関に設置するよう義務付けられている。

さらに、全県レベルで、学校改革委員会が設置され、平成11年度の委員の中には、大学、地域社会からの代表と並んで、岐阜県の幼稚園連合会会長、高等学校PTA連合会会長が含まれている。このように様々な場を設定しても、学区が広いと親がまとまりにくい上に、参加する親は決まっっていて、悩みをもつ親の声になかなか聞けないという問題がある。

(3) 学校評議員会で聴取された意見の具体例

県の規定により、Q校で平成12年2月に開催された第2回評議員会で聴取された意見はインターネッ

ト上で公開され、①学校運営や教育活動に関すること、②学校と家庭や地域社会との連携に関すること、③その他学校に対する意見や要望の3項目に分類されている。

①では、保護者向けのアンケート調査結果報告から、生徒のほとんどが男子であるにもかかわらず、父親と子どもの接触が少なく、進路指導も母親がしていること、学校に誇りを持つことが大事なので、卒業式に先輩の話を聞かせてはどうか等の意見が聴取されている。②では、家庭で親が子どもに適切な対応ができないでいること、親が子どもを叱れないこと、地区懇談会に問題があつて出席してほしい保護者に限って出席してこれられないこと、保護者が困っている時いつでも相談できるカウンセリングの場を設けて欲しいといった意見が出されている。③では、就職の問題、マナーの問題が出されている。会のまとめとして、会の話題と進行経過、会で聴取された内容を校内で協議し、学校改善に役立てること、そして当面は、課題を明確にし、その対応について早急に考えたいと述べられている。

(4) 学校長による学校評議員会の評価

平成12年度の学校要覧には、学校の重点施策のトップに生徒指導が掲げられ、教育相談活動の重視、信頼と愛情を基盤とした生徒理解、早期の問題発見と指導等を目指している、校長は、地域を代表する各委員から学校では見られない生徒の姿や通学上の問題点、携帯電話の使用状況等、有用な情報を得られた。たとえば、駅長は、意外にも生徒の姿を日頃から良く見ている、生徒の私鉄沿線での喫煙や公衆マナーなど、学校で見えない生徒の姿を知る上で貴重な情報を提供できる人であった。生徒の実態を知った上で、生徒にどう対処するかを考えることができた。

また、学校が以前より地域に対して積極的になり、地域を身近に感じるようになった。苦情などが良く入る自治会長からの情報なども貴重であり、生徒会の役員と地域の人々との懇談会ももたれている。また、教員の意識も高まったと校長は感じている。学校で起こっていることを隠すのではなく、世間に知らせ協力を求める姿勢と意識を持つよう意識の向上を図り、その効果は上がっている。

評議員会では、学校外の人々が学校に関わることにに対する不安も無い訳ではなかったが、委員達は常識をわきまえた姿勢をもち、学校や学校長を困らせるような無理な要求や意見は出ず、協力的であった。

4. Q校における学校評議員会の課題

Q校における学校評議員会の進展は順調である。

その背景には、県側のインターネットを活用した勢力的な情報提供と意見聴取のシステム作り、校長が外部との接触によって生じるかもしれない軋轢や批判を恐れず、開かれた地域との関係づくりに向けてリーダーシップをとっている点が挙げられよう。

今後の発展に向けて、岐阜県では、情報公開の仕方と学校評議員会の活動を学校評価とつなげてどのように評価していくかが、これからの行政の課題であると考えている。さらに、次の諸点も他府県に共通し得る課題として、一考の余地があると思える。

第1に、学校評議員会の機能について、学校長、地域代表、教職員そして親やその他の関係者の間に理解のずれが生じないようにするための方策を検討することである。学校評議員会をもって、学校や生徒が抱える問題解決のための突っ込んだ話し合いをする場とする理解もあれば、意見聴取だけの場とし

ての理解もある。また、評議員会では学校の運営に関わる方針等について説明されることはあっても、それに対して意見を求めたり、運営に携わるようなことは委員に要請されていない。そのことが良い場合もあれば、「それでは何も変わらない」とやがて評議員会を形骸化した組織として受け止めかねない懸念も伴う。とりわけ親の集団は学校の在り方に最も関心を持つ集団である上に、生徒とともに毎年出入りがあり、顔ぶれが変わっていく集団である。評議員会の機能についての理解は、曖昧になりがちである。学校評議員会が効果的な機能を果たすには、このような変化する親の集団との絶えざるコミュニケーションと、機能を相互に確認し合うためのより積極的なプロセスと広報活動が不可欠であろう。

第2に、評議員会が最も効果的に機能するには、どのような親の位置づけが適切なのか、現場の実態を継続的に調査・検討していくことが重要であるように思われる。家庭ではみられない、また知らない子どもの姿を知ったり、日頃気軽に話せない人々の意見を聞く事ができるという点で、学校評議員会は父母から評価され、期待もされている。それだけに平成12年度から親が委員に含まれないことを残念に思う父母も少なくはないであろう。だが、学校評議員会に親が正式に含まれるほうが効果的なのか、現行のように同席を許可する形式が良いのか、それとも全く含まないほうがうまくいくのか、日本のどこにおいても学校評議員会の実践は浅く、未だ経験的に結論が導き出されているわけではない。しかも、学校現場によって、親の参加の必要性は異なるかも知れない。親を含まない岐阜県の実践例は、親を含む他府県の学校の参考になるかもしれないし、また、逆の場合もあろう。各学校現場において、どのような親の位置づけが望ましいのか、県外の実践関係者との情報交換も重ねながら、何よりも岐阜県民が最善であると納得する位置づけが見出されることが期待される。

第3に、学校評議員で聴取された内容がインターネットで報告されているとはいうものの、インターネットを日常的に使用している親、とりわけ母親はまだ多くなく、内容が親全員に伝わるような情報提供の方法も必要である。

Q校に限らず、岐阜県における学校評議員会の実践は、まだ緒に就いたばかりである。校長も、教頭も、そして委員となった人々も、その場を有効に生かしていくには、どのようにすればいいのか手探りの状態である。しかし、開かれた学校に向けて全国の動きに先駆け全県レベルで学校評議員会の設置に取り組んでいることは、全国の学校に実践例を提供できる重要な位地であり、また注目もされている。学校評議員会の活動における成功例がQ校の中だけで評価されるのではなく、県民総参加による教育改革の成果として全県レベル、そして全国レベルで評価され、全国の学校に知られることが期待されよう。

II. 茅ヶ崎市立浜之郷小学校における親の学校参加

－「学習参加」の実践を通して－

1. 浜之郷小学校のプロフィール

茅ヶ崎市立浜之郷小学校は、平成10(1998)年4月1日に開校した公立の新設校である。茅ヶ崎市は湘南の海に面した漁業と農業の街であったが、近年では東京や横浜のベッドタウンとして栄え、戦後50年で人口は5倍となり、現在も増え続けている。浜之郷小学校は茅ヶ崎市のなかでも郊外の、農地と新興住宅地が共存する地域に創設され、隣接する二つの小学校からやってきた約670名の児童が学んでいる。

浜之郷小学校が他の公立小学校と異なるのは、茅ヶ崎市教育委員会指導課から着任した大瀬敏昭校長のリーダーシップの下、東京大学の佐藤学氏をアドバイザーに迎え、明確な創学の理念「学びの共同体としての学校の創造」を打ち立てて学校づくりを行なっている点である。

浜之郷小学校の学校経営基本構想には、(1)「学び・育ちあう『学びの共同体』としての学校経営」と(2)「教育課程の開発(カリキュラムの再構築)」という2本の改革の柱がある。このうち(1)については、

- ①同僚性の構築と自律性の樹立、
- ②学校外の人々とのネットワークの核としての学校づくり、
- ③生活共同体としての学校

という3つの基本方向が明示され、それは授業研究の改革や学習参加の取組み、研究者や他校の教員、学生に研究を開くこと、子どもたちの居場所・心の居場所づくり等を通して具体化されている。

また、(2)については、

- ①学びあう学びへ(活動的、協同的、反省的学び)、
- ②学びを中心とするカリキュラム

という2点の基本方向が示されている。

2. 茅ヶ崎市教育委員会「茅の響きあい教育プラン」

浜之郷小学校のある茅ヶ崎市では、「ちがさき教育プラン21」の策定に向けて、平成7(1995)年9月に「茅ヶ崎市教育懇話会」を発足させ、茅ヶ崎市民の手になる教育改革の推進に努力してきた。懇話会のメンバーは、市議会議員1名、公募による市民代表4名、社会教育委員会議代表1名、PTA代表1名、青少年育成団体代表1名、学識経験者1名、私立学校代表1名、小学校長代表1名、中学校長代表1名、教職員代表1名、市職員代表2名の合計15名である。懇話会は平成9(1997)年12月、「茅の響きあい教育」＝「茅ヶ崎に住む子どもと保護者と教師がともに学び・育ちあう学校、さらに、地域に住む人々がその地域の学校を核として、“であい・ふれあい・まなびあい”の場としての学びのコミュニティづくり」を提案し、学校・地域・家庭・行政に対して提言を行なった。

その後、平成10年7月には「茅の響きあい教育推進委員会」が発足し、平成12年1月までの1年半に15回の会議を経て、『茅の響きあい教育プラン〔基本計画〕〔実施計画〕』の市長答申を出すに至っている。推進委員会は17名の委員から成り、その構成は、公募による市民4名、校長会代表2名、教頭会代表1名、教員代表3名、私立学校代表1名、生涯学習推進委員会の代表1名、PTAの代表1名、青少年育成団体の代表1名、学識経験者3名であった。そこには浜之郷小学校の大瀬敏昭校長、東京大学の佐藤学氏の名もある。

『茅の響きあい教育プラン』は、「学校・家庭・地域で、子ども・教職員・保護者・地域の人々が学び・育つ、学びの共同体を実現すること」を基本構想とし、平成13年度から10年間のスパンで行なう基本計画、既に平成11年度から着手された基本計画に基く具体的な実施計画から成っている。

浜之郷小学校は、茅ヶ崎市の教育計画を先取りするかたちで、誕生以来、「茅の響きあいプラン」のパイロットスクール的な役割を担ってきた。茅ヶ崎市から指定されたのではなく、佐藤学氏のいう「学校は内側からしか変わらないし、その内側からの改革は、外からの支えなしには持続しない」を信念に、子どもたち、教師、学校からの改革を発信している。10年後の浜之郷小学校がどうなっているかではな

く、いまの子どもたちの教育をどうするかに最大の関心が寄せられているのである。そして『茅の響きあひ教育プラン』基本計画の開始を目前に控えた教育委員会が、共に歩みながら「外からの支え」として改革の持続をサポートしているように見受けられる。

3. 浜之郷小学校における親の学校参加

(1) 「学習参加」導入の経緯

開校3年目の浜之郷小学校には、現在PTA組織がない。初年度、組織を立ち上げる試みはあったものの、立場の異なる保護者の折り合いがつかず、暗礁に乗り上げたままになっているという。学校評議委員会もまだその時期ではないという判断で設置されていない。しかしながら、必要に応じて校外委員会など各種委員会が組織され、個別の活動が行なわれている。浜之郷小学校における親の学校参加は、多くの学校でみられる親の組織を媒介にしてではなく、親が授業そのものに参加する「学習参加」というかたちで行なわれている。

開校当初、親の学習参加は1ヶ月に1回行なわれていたが、2年次は1学期間に1回、3年次は参加型の授業を研究テーマに据えた教員のクラスが必要に応じて行なっている。最初は一芸に秀でた保護者の方にゲストとして来ていただき授業をお願いした。しかし、それではともに学び合う関係ができないし、参加するメンバーが固定化されてしまい、逆に茅の外になってしまう保護者も出てくるのではないかという危惧が生じたため、この取組みは1学期間で中止にした。その後、ごく普通のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが参加できる授業が模索されるようになっていく。

(2) 「学習参加」の具体的事例

①国際交流の授業から

1年生の国際交流の授業で、学習参加を参観した。これは茅ヶ崎市の国際交流団体が人材を派遣し、県内の各中学校、及び小学校では試験的に浜之郷小学校で行っている実践であった。毎月1回、年間を通じて国際交流の授業があり、来月は発表会が行なわれる予定になっている。1組は韓国、2組は中国、3組はタイ、4組はフィリピンをテーマに選び、茅ヶ崎市在住の外国人が先生となり、お話を聞いたり手遊びや縄跳び、踊りを楽しむなど、子どもたちはそれぞれの文化や風習に親しんでいく。保護者も各国の先生の話聞きながら子どもと同様に学ぶことになる。

積極的に子どもたちのなかに入っている保護者もあれば、遠巻きに参観する保護者の姿もあったが、学習参加については好意的な感想が多い。浜之郷小学校開校以前に別の小学校を経験したある母親は、断然、授業が楽しいことを強調された。ある父親は、子どもの頃、外国人というと何か身構えていた記憶があるけれども、このように小さい頃から外国の方と接することは異文化に対する抵抗感なくなっているのではないかと発言している。

②校長先生の授業から

校長先生が4年生のあるクラスで数時間にわたって行なった「ロックンロール県庁所在地」という社会科の授業では、親が子どもたちと一緒に校長先生の授業を受けるかたちでの学習参加が行なわれた。

森高千里が歌う「ロックンロール県庁所在地」は、ロック調のリズムによって県名が登場し、合の手で特産品が入る特徴ある歌である。これを使いながら学習は次のように進められた。

①歌を覚える。②歌詞のなかの県名をチェックする。③地図で位置を確かめる。④都道府県名と県庁所在地が一致しているところとそうでないところがあることに気づかせる。⑤特産品について考える。⑥学習参加の親や祖父母の方から各地の暮らしの様子について話を聞く。⑦偶然にある児童が法事で訪れることになっていた富山と長野を中心に授業する。⑧森高さんに手紙を書く。

この授業のあと、子どもたちは思い思いの調べ学習に入っていた。父親の出張先の民芸品に興味をもった児童、越前・越後など旧国名を調べた児童、他にも「ご当地ラーメン」、プロ野球の本拠地、スーパーにならぶ野菜の産地など児童の興味・関心は広がっていった。父親と一緒に図書館に調べものに出掛けた児童もいれば、「しもつかれ」という栃木県の郷土料理を作って味わった家庭もあった。大瀬校長はこのような「小さな物語」が児童のなかに紡いでいかれることの意味を説かれる。ひとつの授業が契機となって、そのことが家庭のなかでも話題となり、家族の会話や関係が豊かになる。そして新たな学習へと発展していく。そこに学習参加の醍醐味がある。

③その他の授業から

学習参加にはいろいろな型がある。既述の2例のように親が児童と席を並べて学ぶ参加もあれば、教師の補助的な役割で授業に入る場合もある。平成10(1998)年10月から12月に40時間かけて行なわれた「わくわく3年たけんたいくわたしたちの暮らしと買い物編」では、児童4人のグループに1人または2人の母親が入り、買い物、献立づくり、調理の指導を支援するかたちで進められ、母親の知識と知恵が全面的に発揮された。

平成11(1999)年10月から年度末にかけて行なわれた社会科4年生の「私たちの街に新しい駅が」では、学区内を走る相模線に新しい駅ができるという情報を受けて、それを教材化した授業であった。この時も新駅をどのような駅にしたいか、どのような街づくりをしたいかという課題のもとで、児童がグループごとに相模線各駅の視察調査にでかけ、父母がその活動を支援するかたちの学習参加が行なわれている。

(3)「学習参加」の問題点とその効果

学習参加にもいくつかの問題点はある。ひとつめにすべての保護者が参加できるわけではないことである。小さな物語を紡げる家庭とそうでない家庭ができてしまうが、それは仕方がないことと割り切っ

て行なっている。二つ目に、参加型の授業を組織するのはエネルギーのいることで、やはり教師の負担が大きくなるため、そんなに多くはできないことである。特に開校3年目の今年度は、学習参加を研究テーマに据えた教師が必要に応じて行なっており、無理のない範囲で展開されるに止まっている。

一方、親の学習参加をはじめ、授業を変える取組みのなかで見てきたのは、子どもたちの生活が決して安定したものではないという現実だった。両親の離婚や父親のリストラなどで心の居場所を失っている児童が多いこともわかってきた。就学前の子どもをもった保護者に対する行政の子育て支援はあっても、学童の親への支援は少ない。地域がその役割を果たしていない茅ヶ崎市の新興住宅地においては、学校こそが子どもと親を支援する(ケアサポート)核にならなくてはならないと学校側は判断している。このような流れのなかで、学習参加などはまさに親や地域の人々と学校を結ぶ「学びの共同体」作りに効を奏しているといえる。

Ⅲ. 小千谷市立小千谷小学校における親の学校参加

－「学習参加」の実践を通して－

1. 小千谷小学校のプロフィール

小千谷市立小千谷小学校は、明治元(1868)年10月、山本比呂伎によって創設された日本一古い歴史をもつ公立小学校である。小千谷はその名が示すとおり、谷に囲まれた地域で豪雪地帯でもある。市内に22校ある小学校のうち9割は山間の小規模校なので、伝統もあり規模も大きい小千谷小学校は中心的な役割を担っている。小千谷市の人口は約4万3千人になるが、その多くが市の中心部に集まるため、小千谷小学校の児童数はここ数年増え続けているという。

現在、小千谷小学校は「喜びを創る学校」をスローガンに、①体験的な活動、問題解決的な学習に重点を置いた教育課程、②子どもが創る授業、③地域や保護者に関わられた学校づくり、④活動を誘発する教育環境づくりの4方向から教育実践を積み重ねている。

例えば③では、後述の保護者による「学習参加」のほか、専門的な活動や施設をもつ関連機関、または専門的な知識や能力を持つ地域の人材と共同で授業を計画・立案し、活動・展開させ評価を行なう「学習参画」制度が平成10(1998)年から導入されている。

また、平成12(2000)年には、学校支援ボランティアの制度が創設され、授業以外の教育環境の整備に地域の人々が参加している。ボランティアには清掃や図書整理、子どもたちの話し相手などを担当する「内容問わず型」と、ビデオ撮影や編集、大工仕事、コンピューター、毛筆による賞状の名前書きなどを担当する「特技を生かしたい型」がある。現在、6名のボランティアコーディネーターが学校と地域の橋渡し役を引き受けている。

さらに④の具体例になるが、小千谷小学校の空き教室にはお寺と昔の民家が移築されている。自在鍵と囲炉裏のある畳の部屋は児童の出入り自由で、昔話の読み聞かせなどの授業や将棋クラブに利用され雰囲気を楽しみ出している。また、雪のない季節には中庭に小動物を放し飼いにして、児童を親しませるなどその実践は多岐にわたっている。

2. 小千谷市教育委員会「チャレンジ21教育推進運動」

新潟県ではいじめや不登校が多発した平成3(1991)年、自然や芸術といった領域の体験学習を推奨する事業「イキイキスクール」が計画された。翌平成4(1992)年から小・中・高の各学校を対象に、年次ごとに3分の1ずつの導入が開始された。資金は学校の規模(学級数)によって40万8千円から138万4千円の範囲で定められたが、この額を県と市が折半で支援した。この事業は「イキイキスクールステップアップ運動」として継続され、さらに現在では「チャレンジ21教育推進運動」に引き継がれている。いずれの事業も具体的に何を行なうかは各学校に任されており、県は事業の方向性を示すことと資金面での支援のみを行なっている。

小千谷市でも、「心豊かに、活力あふれる小千谷の子ども」をスローガンに、学校教育の活性化に努めてきた。現在は「ふれあい!アクティブプラン」の推進中で、とりわけ、

①学校と地域との交流及び学校間の交流を通して教育活動の充実を図ること、

②芸術等情操を耕す直接体験を通して児童生徒の感性を育てる教育の充実を図ること
に重点をおいた教育課程の編成が行なわれている。この計画は県の教育支援事業「チャレンジ21 教育推進運動」とタイアップするかたちで進められており、県同様、小千谷市も学校主体の取組みを支援する立場にある。各校の実践は校長会などを通じて情報交換され、学校の活性化に役立っている。

また、各学校には「チャレンジ21 教育推進委員会」が設置されている。小千谷小学校の場合、推進委員は「長」の役職に就いていないことを条件に、男女・世代別などを考慮しながら人選された。8名の委員の構成は顧問1名、後援会推薦1名、同窓会推薦1名、PTA 推薦1名、ボーイスカウト推薦1名、青年会議所推薦1名、公募1名となっている。小千谷小学校では学習参加・学習参画・構成劇の上演を「開かれた学校づくり」を目指す「チャレンジ21 教育推進運動」に位置づけており、推進委員は学校・地域・保護者のかけはしとして、その推進と充実に努力している。

ちなみに、古い歴史をもつ小千谷小学校には、PTA 組織、OB から成る後援会組織が存在しており、いずれも学校との関係は良好であるという。学校運営委員会は現時点では設置されていないが、「チャレンジ21 推進委員会」がそれに代わるものとして機能しているという。

3. 小千谷小学校における親の「学習参加」

(1) 「学習参加」の具体的事例

小千谷小学校では「保護者や地域の方が、様々な形で授業に参加し、教師と一緒に授業をつくる学習形態」を「学習参加」と呼んでいる。そもそも学習参加は、特殊学級であるひばり・やまびこ学級で日常的に行なわれていた保護者参加型の授業が、平成7(1995)年に普通学級で試行されたことに端を発しており、翌年から「学習参加」と名づけられ、本格的に導入されるようになっていく。

学習参加の目的は次の3点にある。①個に応じその子らしい良さを育てるために、子どもの多様な学びを保障する。②教室の閉鎖性と非日常性を改善し、安心して学べるなごやかな雰囲気をつくる。③子どもの現実を見つめながら、父母や地域の人々、教職員がともに悩み学ぶことによって、それぞれの教育力を育てる。要するに開かれた学校のなかで、児童、教職員、父母、地域の人々がともに学びあう「学びの共同体」の構築に集約される。

小千谷小学校における学習参加には、①子どもと同じ学習活動に参加する、②個人あるいはグループの支援や指導援助として参加する、③より専門的な知識や技能を持つ人がゲストティーチャーとして参加する、④教材づくりに参加するといった4種類がある。小千谷小学校を訪問した際には、特殊学級の学習参加の様子を参観したが、その日は餅つきが行なわれていた。教室に杵と臼が運びこまれ、餅つきを担当したのは学校近くの商店主、学校支援ボランティアの男性だった。児童や保護者、教職員、他のボランティアの方が交互に餅をつき、餅つき歌が歌われた。餅つき歌の伴奏は小千谷小学校の保護者でもあり、地域でピアノ教室を開いている学校支援ボランティアの女性だった。特殊学級の保護者は、お汁粉用の小豆やきな粉を用意し会食の準備である。小千谷小学校の特殊学級は、職員室や校長室にも近い学校の中心部に設置されており、廊下の人通りも多い。お餅の匂いを嗅ぎ付けてやってくる教職員やボランティアにお餅が振る舞われていた。

学習参加の設定の仕方には大きく分けて2種類ある。学年や学級が担任の裁量で必要に応じて学習支援ボランティアを募る場合と、学校や授業を開き保護者に子どもの日常を見てもらう場合である。後者

は1学期間に1度、日を決めて行なわれる。参観に近いが、どの学年どの学級でも自由に参加できることになっている。

また、小千谷小学校の教育実践のなかで忘れてはならないのが構成劇『学校の創生』の上演である。児童と教職員、保護者、地域の人々が協力して、スタッフ、キャストを担当し、小千谷小学校の誕生を演じている。創設者山本比呂伎の「人が幸せになるためには」という問いかけをこの時代に新たに問い直すことにも意味があり、また上演までの準備や練習を重ねるなかで人間関係が豊かになっていくことも財産である。学校側は、保護者や地域の人にいま何が必要なのかを気づいてもらっていることが非常に大きい、そのことが教育力を育てる源になっているという。

(2) 「学習参加」の問題点とその効果

学習参加の取組みで配慮しなければならないのは、参加できない保護者や、保護者の参加できない児童がいることを常に念頭において、保護者とその子どもが1対1になる関係を作らないようにすることである。また、どのような学習参加を行なうのか、事前に内容を連絡したり、学習参加でして欲しくないことなどは知らせておく必要がある。

小千谷小学校の周辺には体育館や図書館、教育センターなど市の施設がある。もともと新潟県の小・中学校には門や塀がないことも手伝って、それらの施設と学校は風通しのよい関係にある。国語や体育の授業が市の施設を使って行なわれたり、不登校気味の児童も市のセンターと学校を行ったり来たりしている。近隣の小規模校と特殊学級の交流も盛んで、特殊学級のなかには、小千谷小学校と交流するなかでより自分に相応しい学校であると転校してきた児童もいる。

学習参加の効果は、担任だけでなく数多くのおとなが子どもに関わることによって生まれる。さまざまな価値観や感性に触れることができるし、学習も個々に教えてもらう機会が増える。また多くのおとなから見守られることで安心し、多様な人間関係を築くことができるようである。

《参考文献》

事例Ⅰ：Q校

- ・平成12年度Q校学校要覧
- ・平成12年度地区懇談会資料
- ・岐阜県教育委員会「岐阜県における学校評議員の取組について」『教育委員会月報』平成13年1月
- ・文部省地方課「学校評議員及びその類似制度の設置状況(平成12年10月1日現在調査結果)」『教育委員会月報』平成13年1月
- ・その他岐阜県教育委員会学校政策課からの提供資料

事例Ⅱ：浜之郷小学校

- ・茅ヶ崎市教育懇話会『「茅の響きあい教育」の創造を であい・ふれあい・まなびあい』1997年
- ・茅の響きあい教育推進委員会『茅の響きあい教育プラン答申』2000年3月
- ・大瀬敏昭・佐藤学『学校をつくる－茅ヶ崎市浜之郷小学校の誕生と実践』小学館 2000年
- ・茅ヶ崎市立浜之郷小学校教育研究会『郷小の今＝新設校3年目の歩み＝』2000年
- ・大瀬敏昭「開かれた教育行政と学校づくり」小川正人編『地方教育行政の改革と学校管理職』教育開発研究所 1998年
- ・大瀬敏昭「地域における新しい行政施策と学校運営の試み」小川正人編『新・学校運営と教育行政ハンドブック』教育開発研究所 2000年
- ・大瀬敏昭「学びの風景」(その8)～(その11) 日本学び方研究会『学び方』2001年1・2月号～5月号(但し3月号以降は掲載予定。)

事例Ⅲ：小千谷小学校

- ・小千谷市教育委員会学校教育課 平成11年度『小千谷の教育 実践編』
- ・小千谷市教育委員会学校教育課 平成11年度『小千谷の教育 研究編』
- ・黒田正典・山ノ内義一郎・小千谷小学校『喜びを創る学校』小千谷小教育研究会 1992年
- ・新潟県小千谷市立小千谷小学校「学校訪問資料 喜びを創る学校～たくましく共に生きる学びのコミュニティの創造～」
- ・小千谷小学校「創学」1号～5号 平成11年～平成12年11月28日

親の学校参加に関する国際比較研究
—学校と親のパートナーシップ関係形成を中心として—

中間報告書

発行 平成13年 3月20日

発行者 国立教育政策研究所 国際研究・協力部
〒153-8681 東京都目黒区下目黒6丁目5番22号
電話 03-5721-5070

印刷 株式会社タマタイプ 電話 042-562-0965(代表)